

東日本大震災
復興政策 10 年間の振り返り

6 章

目次

6章	産業・生業の再生	6-1
1節	産業の復興	6-1
1.	施設・設備の復旧支援.....	6-2
2.	企業立地促進	6-12
3.	いわゆる二重債務問題への対応.....	6-19
4.	資金繰り支援等	6-26
5.	販路開拓、新事業の立上げ等支援.....	6-28
6.	仮設店舗等から本設店舗等への移行.....	6-34
7.	商業施設整備への支援、商店街の再建.....	6-39
8.	人材確保対策、就労支援施策.....	6-41
9.	今後の課題・対応.....	6-47
2節	農業・食品産業	6-49
1.	被害の概要	6-49
2.	地震・津波災害からの復旧・復興.....	6-56
3.	原子力災害からの復旧・復興.....	6-68
4.	今後の課題・対応等.....	6-76
3節	林業・木材産業	6-77
1.	被害の概要	6-77
2.	地震・津波災害からの林業等の復旧・復興.....	6-79
3.	原子力災害からの復旧・復興.....	6-83
4.	今後の課題・対応等.....	6-89
4節	水産業	6-90
1.	水産業被害の概要.....	6-90
2.	地震・津波災害からの復旧・復興.....	6-92
3.	原子力災害からの復旧・復興.....	6-101
4.	今後の課題・対応等.....	6-103
5節	観光業	6-104
1.	概要	6-104
2.	東北6県の外国人延べ宿泊者数の増加に向けた取組	6-106
3.	海外に向けた東北観光復興プロモーションの実施	6-108
4.	福島における観光復興の促進.....	6-110
5.	「新しい東北」交流拡大モデル事業.....	6-113

6章

産業・生業の再生

6章 産業・生業の再生

1節 産業の復興

東日本大震災により、東北地方を中心に産業経済活動は大きな打撃を受けた。中小企業庁によると、津波・地震被災地域に所在する企業は約80万社となっており、商工業などの被害総額は、東北3県で約1兆2,558億円と推計されている。被災地には自動車産業や電子機器産業などが集積しており、これらのサプライチェーンが寸断されたことから、全国の平成23年3月の鉱工業生産指数の対前月比▲15.5%は過去最大の低下幅となり、年間でも対前年比▲3.5%を記録した。このように我が国の生産活動に大きな支障が生じた中で、仮設施設の整備や、被災した施設・設備の復旧等による被災地の企業活動の早期再開が課題となった。

その中で、国は、早期事業再開、生産設備の復旧・復興、企業立地の促進、雇用・人材の確保、販路開拓等の観点から、産業・生業の再生にかかる様々な施策を実施した。

震災直後の平成23年度より、被災事業者の早期の事業再開や生産設備の復旧・復興を支援するため、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）の創設や中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」と記載）による仮設施設整備事業を実施した。また、被災した事業者が、安心して事業を再開できるようにするため、資金繰り支援や二重債務問題等への対応にも取り組んだ。平成23年度に措置された東日本大震災復興特別貸付や東日本大震災復興緊急保証等の金融支援とともに、平成23年度に設置された産業復興機構や平成24年2月に設置された東日本大震災事業者再生支援機構が、二重債務対策として債権買取りを実施したことが、事業者の事業再開に大きく貢献した。

平成24年度以降、津波浸水地域及び原子力災害被災地域等の産業復興を加速し、雇用の創出を通じた地域経済の活性化及び避難指示が解除された地域への住民の帰還を加速させるための雇用確保を行うべく、企業立地補助金が措置された。特に、平成25年度に津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、平成28年度には自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金が措置されており、多数の企業立地がなされたことで、地域経済の活性化、雇用創出に貢献した。

復旧・復興が進むにつれて、失われた販路の開拓や、新事業の立上げなど被災地企業の抱える課題に対するソフト面での支援が、被災地の創造的な復興を進める上で重要となっていった。復興庁は、平成24年度より開始された地域復興マッチング「結の場」や被災地域企業新事業ハンズオン支援事業などにより、被災地企業の販路開拓や新商品開発の支援を行っており、令和4年度現在まで継続して支援を実施している。

平成28年から始まる「復興・創生期間」において、人材確保対策が重要な課題となった。東日本大震災の被災地域では、人口の流出・減少に加えて、復興の進展に伴い工場等が再開する中、十分な労働力の確保が困難な状況であった。そのため、平成29年度から、関係省庁と連携して被災地における人材確保対策を取りまとめ、若者や専門人材等を被災地に呼び込むとともに、被災地企業の生産性の向上や人材獲得力の向上、好事例の横展開を支援する事業等を実施した。

以上の取組を実施することによって、企業活動にかかる指標はおおむね震災前の水準程度に回復するなど、全体として被災地の迅速な復旧・復興につながった。

1. 施設・設備の復旧支援

(1) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）

1) 取組の概要

東日本大震災では多くの企業が被災したことから、復興の牽引役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループに対し、中小企業等グループが作成した復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）が、平成23年に初めて措置された。

中小企業等のグループは、要件として、①経済取引の広がりから、地域にとって重要な産業クラスター、②雇用規模の観点から、地域において重要な位置付けを有する中核企業とその周辺企業、③我が国経済にとって重要なサプライチェーンを形成している企業グループ、④地域コミュニティにとって不可欠な地域の中心的な商店街等、の四つの類型に該当することが求められた。当該類型に該当する企業のグループが、復興事業計画を作成し、県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が2分の1、県が4分の1の補助を実施した。また、施設・設備の復旧にかかる費用のうち、自己負担分の4分の1について、無利子、長期（償還期間20年以内（据え置き期間5年を含む。))の貸付制度である高度化スキームによる融資を受けることができる。

また当該事業において、商工会等が担っている中小企業支援機能を回復することを目的に、被災した商工会、商工会議所等の指導・相談施設等の復旧経費に対し国による2分の1の補助が実施された。

図表 6-1-1 事業施設の復旧・整備支援の概要

事業用施設の復旧・整備支援	
2. 施設・設備の復旧・整備に対する補助・融資	
1. 中小企業等のグループに対する支援	
(1) 中小企業等復旧・復興支援補助	
概要	
複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができます。	
制度の内容	
①対象者	複数の中小企業等から構成されるグループ（中堅・大企業の参画も可）、事業協同組合等の組合、商店街
②要件	1) グループ等の機能の重要性（以下のいずれか） グループ内の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること ・ 事業規模や雇用規模が大きく、地域経済・雇用への貢献度が高いこと ・ 州府の中心地及びその周辺の商業・観光の発展に重要な役割を果たしていること ・ 一定の地域において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担うグループであり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること ・ 地域経済を牽引する産業群であって川上から川下までの一連の流れを担っている場合 2) 地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと（商店街など） 震災による被害の大きさ 震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じていること 等
③補助対象	震災で損害を受けた施設・設備の復旧に要する経費、個々の構成施設の施設及びグループ等の共同施設・設備のいずれも対象になります。
④補助率	国1/2以内、県1/4以内 補助対象者が中堅・大企業の場合は、国1/3以内、県1/6以内
⑤補助スキーム	補助金を貸付したグループ等は、当該グループ等の復興事業計画を作成し、県に申請します。県は要件に該当する計画が認定を行い、国から県への交付決定を受けて、補助を行います。
(2) 高度化スキームによる貸付	
概要	
複数の中小企業等から構成されるグループが事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して、中小機構と県が協働して、県の中小企業支援機関から無利子で貸付を行います。	
貸付条件	
①金利	無利子
②返済期間・据置期間	返済20年以内、据置5年以内
③自己資金	貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要 (県の負担額は1%又は100万円のいずれか低い額)
④貸付対象	施設・設備の復旧・整備に要する経費
お問い合わせ先	今後、事業後の準備のできた県において、募集や申請受付が行われます。それまでの間のお問い合わせは、中小企業庁経営支援課（電話 03-3501-1763）へ

出所) 「中小企業向け支援策ガイドブック Ver.03」(中小企業庁、平成23年5月)
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1874293/www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/download/EqGuidebook-ver3.pdf> (令和5年7月27日閲覧)

2) 東日本大震災のグループ補助金の実績

東日本大震災のグループ補助金は北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県が対象であり、平成23年6月に青森県、岩手県、宮城県において第1次の公募が実施され、同年9月に岩手県、宮城県、福島県、茨城県において第2次の公募が実施された。募集開始当初から予算規模を大きく上回る申請があり、被災自治体から予算の更なる拡充を求められた。その後、令和4年度現在に至るまで毎年度予算が拡充され、令和4年度に第30次の公募が岩手県、宮城県、福島県で実施されている。

図表 6-1-2 グループ補助金の予算措置

(単位：億円)

H23年度補正・予備費	H24年度	H24年度予備費	H25年度	H25年度補正	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1,503	500	801	250	204	221	400	290	210	150	76	140	64	22

図表 6-1-3 グループ補助金の実績 (令和4年12月時点)

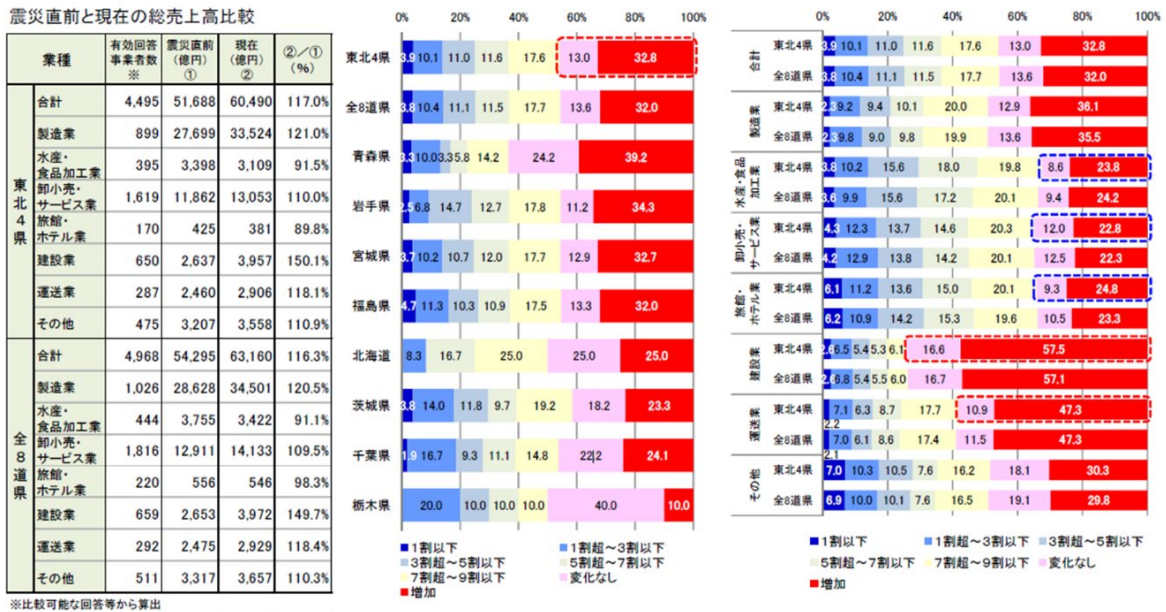
	グループ	補助金 交付決定件数	補助総額 (国県)	うち国費
北海道	6グループ	36件	10億円	6億円
青森県	10グループ	208件	86億円	57億円
岩手県	135グループ	1,573件	919億円	613億円
宮城県	256グループ	4,487件	2,823億円	1,882億円
福島県	263グループ	3,973件	1,276億円	851億円
茨城県	58グループ	1,432件	195億円	130億円
栃木県	1グループ	14件	5億円	3億円
千葉県	8グループ	154件	28億円	19億円
計	737グループ	11,877件	5,341億円	3,561億円

東北経済産業局では、グループ補助金の交付先に対してフォローアップ調査を実施している。

令和元年の調査では、平成23～30年度グループ補助金の交付先全11,041者のうち6,326者から回答があった。当該調査において、全8道県の現在の総売上高は、震災直前を上回っており(116.3%)、売上状況(増減)をみると、震災直前の水準以上まで回復している事業者の割合が45.6%となっていた。業種別に見ると、全8道県では、震災前の水準以上に回復していると回答した割合は建設業(73.8%)が最も高く、次いで運送業(58.8%)となっており、最も低いのは水産・食品加工業(33.6%)、次いで旅館・ホテル業(33.8%)、卸小売・サービス業(34.8%)となっていた。

また、令和2年度以降の調査では、新型コロナウイルスの影響が強くみられる。

図表 6-1-4 グループ補助金交付先事業者における売上の状況



出所)「グループ補助金交付先アンケート調査」(東北経済産業局、令和元年6月実施、同年11月公表)
<https://www.tohoku.meti.go.jp/koho/topics/earthquake/191114.html> (令和5年7月27日閲覧)

また、東北経済産業局では、令和3年にグループ補助金活用事業者事例集を作成している。

株式会社石渡商店は、サメの水揚げ日本一を誇る宮城県気仙沼市においてフカヒレ製造業者として創業以来、独自の製法と熟練の手業で国内外に商品展開してきた。東日本大震災により、気仙沼市内に所有していた事務所、倉庫、工場等の全ての施設が流出するも、グループ補助金を活用し、震災後1年で本格稼働を果たした。一度失った販路を取り戻すため、「気仙沼の復興はフカヒレ抜きではありえない」という強い信念のもと再建し、商品デザインを気仙沼の地域性を全面に押し出し、販売促進・ブランド化に取り組んでいる。

昭和57年に画期的なあわびの陸上養殖業として創業した岩手県の元正榮北日本水産(株)は、東日本大震災により3工場が全て被災したものの、被災直後、施設内から奇跡的にあわびの成員が見つかり、復旧を決意。無事だったあわびの成員から採卵に成功し、北里大学三陸臨海教育研究センターの一面を借りて生育に成功した。平成26年4月にグループ補助金を活用して、養殖施設を再建し、種苗生産を再開した。

グループ補助金の活用によって復旧した中小企業等が、地域の牽引役となり、産業活力の復活やコミュニティの再生等において重要な役割を果たし、被災地域の復旧及び復興に貢献している。

図表 6-1-5 (株) 石渡商店



(工場の内観)



(工場の外観)

図表 6-1-6 元正栄北日本水産(株)



(あわび養殖施設)



(あわび養殖の様子)

出所) グループ補助金活用事業者事例集～被災地復興に向けた事業者の取組～

https://www.tohoku.meti.go.jp/koho/topics/earthquake/pdf/210209_3.pdf (令和5年7月27日閲覧)

3) グループ補助金の制度の変遷・生じた課題への改善策

平成23年から始まったグループ補助金は、復旧・復興の進展や生じた課題に応じて、以下を一例として、制度の修正・改善が幾度も行われてきた。

- 平成25年に、対象地域を被災3県（岩手県、宮城県、福島県）であって、特に復興が遅れている津波浸水地域又は警戒区域等に重点化するとともに、商店街などの商業機能の回復といった地域のニーズに応えるため、共同店舗やコミュニティ施設といった共同施設の新設や、街区の再配置等を補助対象に追加した。（「共同店舗の新設や街区の再配置」については本節6(3)にて後述。）
- 平成26年に、中小企業等グループ補助金交付決定後の資材等価格の高騰により建屋の復旧工事契約を結ぶことができていない事業者に対し、増額措置を実施することで、復旧の促進を図った。具体的には、交付決定後、制度上の上限となっている2回の繰越しや特別な措置である再交付を行ったにもかかわらず、当該期間に大幅に（1割超）費用が増加したために、復旧工事契約を結ぶことができていない被災事業者を対象として、増額支援を行うように制度を改善した。
- 震災から時間が経過すると、震災の影響で事業を再開することができていない中小企業・小規模事業者においては、長期間の事業停止による販路喪失や従業員不足等の事業環境の変化の影響が大きくなっており、事業再開・売上回復が一段と困難な状況となっていた。そこで、平成27年より、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な事業者が、認定経営革新等支援機関の支援を受けながら新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（新分野事業）により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても補助対象とするよう制度を改善した。
- 令和3年に、復興・創生期間後の基本方針に基づき、地震・津波浸水地域における「事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者」、及び原子力災害被災地域における「事業再開を希望する事業者」に支援対象事業者を限定した。

また、他に生じた課題として、グループ補助金で現状復旧が可能であることにより、一部の事業者が、中長期的な需要見通しなど、事業者を取り巻く社会・経済情勢の変化を鑑みずに過剰に設備投資をしてしまい、自己負担分（原則、補助対象経費の1/4）にかかる融資の返済が困難になるケースが生じていた点が挙げられる。また、震災直後の先が見通せない状況においては、過大な申請を行いがちであり、その対策として、段階的な支援が必要との指摘もある。当該課題について、事業者に対して、補助金の申請時等において支援機関・金融機関等と連携し、将来の事業環境変化を見据えた計画的な適正規模での復旧を支援するなどの対応を取ってきた。

加えて、グループ補助金により整備した建物や導入した設備等については、転用や廃棄等の処分に制限が課されているが、これが事業者の事業転換等の妨げとなっているとの意見もあった。当該財産処分の制限は、補助金適正化法に基づき、グループ補助金に限らず、政府が交付する補助金全般について課されているが、一方で、経済産業省大臣官房会計課通達「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」において、補助目的たる事業を遂行するために必要な処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合においては、財産処分に該当しない旨が定められており、個別の事業者の状況に応じて、よりきめ細やかな対応を実施している。

図表 6-1-7 グループ補助金における課題・解決策の概要

4-2. グループ補助金における課題と改善策①



○ 新分野事業の活用

【課題】

H23年度から始まったグループ補助金であったが、長期間の事業停止による販路喪失や従業員不足等の事業環境変化により、事業再開・売上回復が困難という問題点を指摘されていた。

【改善策】

H27年度より、仮に従前の事業の施設復旧を果たしても事業再開や継続、売上回復が困難な事業者に対しては、被災前の売上を目指した新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（いわゆる「新分野事業」）を促進するべく、従前の施設等への復旧に代えて、**新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費を補助対象とすることができるよう改善**。

【活用事例】

- ・タクシー事業からコインランドリー事業に転換した事例（岩手県）
地域の利便性向上を図り、地域密着型のリピート率が高い事業を実施することで、売上回復を目指す。
- ・整骨院にデイサービスを併設した事例（岩手県）
当該地区のデイサービスのニーズを取り込み、整骨院の新規固定客を生み出す。
- ・小売業に加えて飲食部門を設けた事例（宮城県）
町内の居住人口の減少等により従来の営業形態の復旧では利益確保が困難だったため、既存の小売業に加え、飲食部門やフリースペースを新設。コミュニティの構築で顧客を囲い込み、売上回復を目指す。
- ・旅館業から食品加工業・飲食業に転換した事例（宮城県）
震災後、当該地区が災害危険区域に指定され、宿泊を伴う旅館営業が禁止されたために、食品加工販売施設やレストラン等を整備し、新たな観光拠点を目指す。

20

4-2. グループ補助金における課題と改善策②



○ 適正規模での復旧

【課題】

グループ補助金で現状復旧が可能であることにより、中長期的な需要見通しなど、事業者を取り巻く社会・経済情勢の変化を鑑みずに過剰に設備投資をしてしまい、自己負担分（原則、補助対象経費の1/4）にかかる融資の返済が困難になるケースが生じていた。

【改善策】

事業者に対し、補助金の申請時等において**支援機関・金融機関等と連携し、将来の事業環境変化を見据えた計画的な適正規模での復旧を支援**。

- － 補助金が出るからと言って無計画に設備投資するのではなく、自社のビジネスモデルを踏まえきちんと目的をもって設備投資を行った事業者が現在優位に立っている。（岩手県金融機関）
- － 新型コロナや原油高・円安の影響を受けた事業者もあるが、グループ補助金を使っても欲張らず適正な設備投資をした事業者は元気にやっている者が多い。（宮城県地元業界団体代表）
- － 被災前と同規模で復旧すると、人手不足や需要変化等により余剰施設を抱えてしまいかねないため、当初から身の丈にあった商工業者の復旧計画づくりを多数支援してきた。（宮城県商工団体）
- － ある水産加工業者は、複数所有する加工場を一度に被災前の設備規模まで復旧せず、需要に合わせて、段階的に復旧を行ったことで、被災後の環境変化にも即した事業展開を行っている。（福島県金融機関）

○ 財産処分にかかるきめ細やかな対応

【課題】

グループ補助金により整備した建物や導入した設備等については、転用や廃棄等の処分に制限が課されているが、これが事業者の事業転換等の妨げとなっているとの意見がある。

【改善策】

財産処分の制限は、補助金適正化法に基づき、グループ補助金に限らず、政府が交付する補助金全般について課されているもの。

他方で、**個別の事業者の状況に応じて、よりきめ細やかな対応を実施**。

- － 補助目的たる事業を遂行するために必要な処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合においては、財産処分に該当しないこととなっている。
※ 補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（経済産業省大臣官房会計課通達平成16-06-10金課第5号）抜粋
（2）なお、次に掲げる場合その他これらに準ずる場合には、補助金等の交付の目的に反しない使用として財産処分には該当せず、本取扱いに定める手続を経ることを要しないこととする。
② 補助目的たる事業を遂行するために必要な、処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合。
- － グループ補助金により設備を導入する際にはその用途や使用期間を慎重に見極めた上で、適切な設備の導入を検討するよう事業者には念押ししている。（宮城県商工団体）

21

出所) 東日本大震災からの復興政策 10年間の振り返りに関する有識者会議（第2回） 資料5 関連資料より抜粋

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-22/02siryo5_kanren.pdf（令和5年7月27日閲覧）

4) 東日本大震災以後の災害でのグループ補助金の活用

東日本大震災を契機に創設されたグループ補助金であったが、東日本大震災以後に発生し、激甚

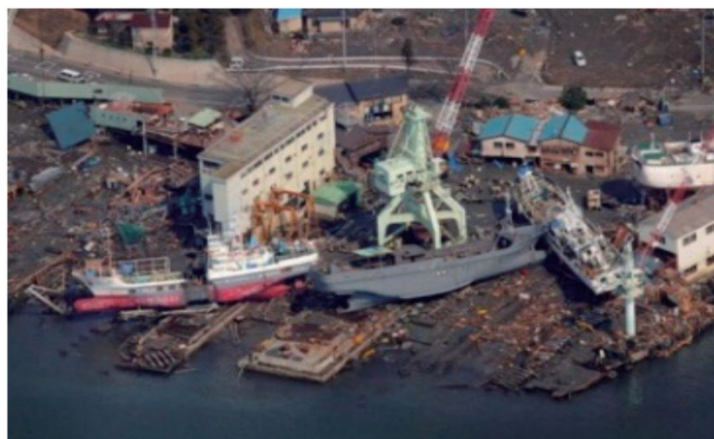
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）上の本激指定をされた平成 28 年の熊本地震、平成 30 年 7 月の西日本豪雨、令和元年の台風 19 号等、令和 2 年 7 月の豪雨（グループ補助金からなりわい再建支援補助金に改組）に加え、令和 3 年、4 年の福島県沖地震においては東日本大震災による復興途上の中、度重なる震災や新型コロナウイルス感染症の影響下に置かれている状況に鑑み、特例的に、グループ補助金の制度が措置され、被災事業者の復興に活用されてきた。

被災地の声や頻発する災害への対応から、支援内容を拡充してきており、令和元年の台風 19 号等以降、過去災害からの復興途上であるなど、一定の要件を充たす事業者の一部定額補助を実施するようになった。そして、令和 4 年の福島県沖地震において、復旧費用の範囲内で、防災・減災に資するような改良（補強）を補助対象としている。

(2) 造船業（造船業等復興支援事業等補助金）

東日本大震災では、東北の太平洋側に位置する 37 の造船所全てと多くの造船関連事業者が壊滅的な被害を受け、2万隻を超える多数の漁船が流出・損壊した。東北地区4県の造船業は、被災地の地域経済・雇用を支えるとともに、約3万9,000隻ある漁船の建造・修繕を支える水産業にとって重要な基幹産業であり、地域経済・雇用と水産業の復興のために早期の復旧・復興が求められた。

図表 6-1-8 被災した造船所の様子



震災により被災した東北地区造船所

このため、国土交通省では、中小企業庁等、関係省庁との連携により、「中小企業等復旧・復興支援（グループ化）補助事業」の活用支援や、設備の早期復旧に必要な資機材の調達支援を行った。これにより、平成24年2月時点において、37造船所のうち33社が限定的ながらも事業を再開した。また、地域に集積する造船産業の復興と将来の発展に向けて、各施設の共同化・効率化のための計画づくりや、建造技能の高度化のための講習会等による「地域造船産業集積高度化支援事業」を実施した。

図表 6-1-9 復旧した造船所の様子



復旧した造船所での進水式

また、日本財団助成による被災小型漁船再生支援事業では、被災地の8か所（岩手県4か所、宮城県4か所）に臨時に小型FRP製漁船の修理工場を設営し、平成23年12月までに、小型FRP製漁船約750隻の修理を実施した。

図表 6-1-10 小型FRP製漁船修理工場の様子



他にも、日本財団助成による被災造船関連事業者再生支援事業では、被災した造船所等の早期復旧を図るため、各地域の事業者間で共同利用することを前提に、必要な設備機器等（クレーン、巻上機、溶接機、非常用発電機、高所作業車、旋盤、工具等）を提供することとした。共同利用するためには、地域ごとに協議会（設備機器等の共同所有・利用・管理の実施主体）を設立する必要があることから、各地域の造船所等を束ねるとともに、協議会規約や帳簿等の作成支援等を実施した。

平成25年度には、津波や地盤沈下によって自主的な復興が困難であった中小造船事業者等に対する本格的な復興支援制度として、「造船業等復興支援事業費補助金（1160.24億円）」を創設し、「造船業等復興支援基金」を造成した（基金設置法人は日本財団。）。

「造船業等復興支援事業費補助金」は平成25年8月に補助事業の公募を開始し、平成19年3月までに8事業（岩手県大船渡市2件、宮城県気仙沼市1件、宮城県南三陸町1件、宮城県石巻市4件）を採択し、本格的な復興に向けた協業化・集約化のため、船舶建造・修繕施設、岸壁、棧橋等の係留施設、管理運営施設等の整備を実施した。平成27年6月石巻市における補助事業を皮切りに、令和元年5月末に全ての補助事業が完了し、本格操業が開始された。本補助事業を通じて造船所及び造船関連事業者の合計19社が合併等し、8社に集約された（8社に112.3億円の補助。）。

補助事業においては、事業基盤を強化するため協業化・集約化することが補助要件の一つとなっており、補助事業者にとっては、自己負担分の資金を調達するとともに、慣れ親しんだ元々の土地、社名、商慣習等を刷新するという、大きな事業転換となった。

これらの補助事業の結果、造船所が復興しただけではなく、今までは建造実績のなかった新たな船種を効率的に建造することが可能になった等、造船所の能力が飛躍的に向上された。

このうち、シップリフト方式を採用し、防潮堤内に世界初の津波対応型造船施設を建設した「みらい造船プロジェクト」は、気仙沼市及び東北の基幹産業である水産業を支える漁船を建造・修繕する造船所の復興を産官公（被災事業者、国土交通省、復興庁、気仙沼市、日本財団）が連携した

プロジェクトであり、気仙沼市及び東北における復興のシンボルとなった。このみらい造船は、防災性の高い造船所であり、最新鋭の設備を導入し作業の省力化・省人化を図ることで高齢者も容易に作業ができ、かつ、若者も魅力を感じる職場環境が構築された。現在は新たな船種の建造に着手するなど、みらい造船の社名の由来のとおり、100年先のみらいに向かって歩み続けている。

図表 6-1-11 みらい造船 施設概要

ジブクレーン (50t)

新造工場 (移動屋根)
長さ30m×1基
長さ15m×4基

船台
北側：長さ76m×幅37m、長さ124m×幅37m
南側：長さ200m×幅17m
建造・修繕能力(最大船型)
第1号船台：長さ75m×幅20m 935総トン
第2号船台：長さ80m×幅20m 660総トン
第3号船台：長さ80m×幅17m 660総トン

修繕工場

シップリフトシステム

- エレベーター方式により船舶を昇降させ、陸上作業場へ水平移動
- 1つの昇降設備で、多数の船舶の建造・修繕が可能
- 作業場が水平になるため、移動式高所作業車の導入等による作業効率の向上や陸上鋼構造物の建造が可能
- 作業場を防潮堤の内側に設置し、津波被害から安全確保

写真は全てイメージ

シップリフト

現在のみらい造船



2. 企業立地促進

グループ補助金等により被災企業の施設・設備の復旧が進む一方で、津波浸水地域及び原子力災害被災地域等の産業復興を進める上では、被災地域における雇用の創出、企業の被災地域外への流出への対策や、避難指示が解除された地域への住民の帰還等が課題となった。そこで、企業立地を通じて津波浸水地域及び原子力災害被災地域等の産業復興を加速するため、企業立地等に対し補助を行い、雇用の創出を通じた地域経済の活性化及び避難指示が解除された地域への住民の帰還を加速させるための雇用確保に取り組んだ。

(1) ふくしま産業復興企業立地支援事業

平成 24 年度より、東日本大震災及び原子力災害により広域的に被害を受けた福島県の復興再生を促進するため、同県に対して基金造成の支援を行う「ふくしま産業復興企業立地支援事業」を実施した。本事業では、県外からの新規・復帰立地や県外への流出防止、県内での新增設・移転を行う企業に対して企業立地奨励を行う同県の取組を支援し、また、喪失した工業団地の早急な再生と低廉な価格での分譲を促進することで、同県への企業立地を加速し、当該地域での生産拡大及び継続的な雇用創出を図った。

基金の総額は 2,102 億円（平成 23 年度：1,700 億円（3次補正）、平成 24 年度：402 億円（予備費））であり、令和 4 年 9 月末時点における交付決定件数は 542 件、交付決定額は約 2,001 億円、新規雇用者数は累計 6,997 人となっている。

基金の活用事例として、医薬機器製造業、自動車部品製造業、光学機器製造業等による製造設備の導入などがあげられる。例えば、福島県相馬市では、(株) I H I が、ジェットエンジン部品の製造設備の導入を行い、新型部品を含むエンジン部品の増産体制を構築したという成果を上げている。

なお、本事業は、令和 2 年度で公募を終了した。（交付決定は令和 5 年度末まで）

図表 6-1-12 補助対象等の概要（※平成 24 年度当時）

補助対象地域	福島県															
補助対象業種	①製造業のうち輸送用機械、半導体、医療福祉機器、エネルギー、農商工連携の各関連産業業種 ②企業立地促進法集積業種のうち製造業及び研究所を設置する業種 ③自ら使用するための物流施設を設置する業種 ④コールセンター、データセンター又はそれに類似する業種 ⑤知事が特に認める企業															
補助上限額	200 億円以内															
補助率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1 年目</th> <th>2 年目</th> <th>3 年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒区域等が解除された地域</td> <td>3/4 以内</td> <td>2/3 以内</td> <td>1/2 以内</td> </tr> <tr> <td>上記以外の県内地域</td> <td>2/3 以内</td> <td>1/2 以内</td> <td>2/5 以内 ※中小企業 1/2 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 補助率の上限は、上表の左欄に掲げる地域ごとに同表の右欄に掲げる数値以内</p>				区分	1 年目	2 年目	3 年目	警戒区域等が解除された地域	3/4 以内	2/3 以内	1/2 以内	上記以外の県内地域	2/3 以内	1/2 以内	2/5 以内 ※中小企業 1/2 以内
区分	1 年目	2 年目	3 年目													
警戒区域等が解除された地域	3/4 以内	2/3 以内	1/2 以内													
上記以外の県内地域	2/3 以内	1/2 以内	2/5 以内 ※中小企業 1/2 以内													

(2) 原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金

平成 24 年度より、企業の立地を円滑に進め、雇用を維持・創出することを目的として、原子力災害で著しく企業立地の誘引力を減じた地域であって、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染特別地域である福島県に隣接し、平成 23 年度上期の立地実績が、リーマンショック後の全国平均より更に下回る茨城県、栃木県及び宮城県に用地を取得し、工場等を新增設する事業者に対し、その経費の一部補助を行う「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業」を実施した。

本事業は、平成 26 年度で公募を終了しており、平成 29 年度までに、交付決定件数は 75 件、交付決定額は約 125 億円、新規雇用者数は累計 887 人となった。

活用事例として、工場等の施設整備及び機械設備の導入などがあげられる。例えば茨城県茨城町では、シーズイシハラ（株）がペットシート生産拡大のため、新工場を設立し、新規 12 人が地元雇用された。

図表 6-1-13 シーズイシハラ（株） 茨城工場



図表 6-1-14 補助対象等の概要（※平成 24 年度当時）

補助対象地域	茨城県、栃木県及び宮城県
補助対象施設	工場、物流施設 等
補助上限額	30 億円
補助対象経費	用地の取得、建屋建設から生産設備の設置までの初期の工業立地経費
補助率	1/4 以内

(3) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

平成 25 年度より、企業の立地を円滑に進め、雇用を創出することを目的として、東日本大震災で特に大きな被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の津波浸水地域並びに原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指定が解除された地域をはじめとする福島県の産業復興を加速するため、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」を基金造成し、「製造業等立地支援事業」として、これらの地域において工場等を新增設する企業に対し、その経費の一部補助を実施した。（「商業施設等復興整備補助事業」については本節 6 (4)にて後述。）

なお、平成 28 年度からは、福島県のうち避難指示区域等を対象とした「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」（(4)にて後述）が創設されたことに伴い、避難指示区域等は対象地域から除外した。また、令和 2 年度からは、復旧に必要な土地造成が第 1 期復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、区間整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域に対象地域を重点化した上で、企業からの申請期限・運用期限を延長した。

基金の総額は、2,090 億円（平成 25 年度：1,100 億円、330 億円（補正）、平成 26 年度：300 億円、平成 27 年度 360 億円）であり、令和 4 年 9 月末時点における交付決定件数は 508 件、交付決定額は約 1,903 億円、新規雇用者数は累計 5,424 人となっている。

活用事例として、工場、店舗等の施設整備及び機械設備の導入などがあげられる。例えば、(有)菊地電子工業が岩手県宮古市にコネクタ生産工場を建設。新規 11 人が地元雇用された。

図表 6-1-15 (有) 菊地電子工業 津軽石工場



図表 6-1-16 補助対象等の概要（※平成 25 年度当時）

補助対象地域	青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内における次に掲げる地域 【補助対象地域】		
		地域 区分 番号	
	原子力災害被災地域	①	避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域
		③	福島県全域（①及び②を除く）
	津波被災地域	②	津波で甚大な被害を受けた市町村
④		津波浸水被害のある特定被災区域の市町村（②を除く）	
補助対象施設	工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター、商業施設（一部地域）等		
補助対象経費	用地の取得、建屋建設から生産設備の設置までの初期の工場立地経費／商業施設及びその付帯設備、設備の整備経費		
補助上限額	（製造業等立地支援事業） 原則として 30 億円 （商業施設等復興整備補助事業） 原則として 5 億円		
補助率	（製造業等立地支援事業） 1. 原子力災害被災地域 ①：大企業 2/3 以内、中小企業 3/4 以内 ③：大企業 1/4 以内、中小企業 1/3 以内 2. 津波浸水地域 ②：大企業 1/3 以内、中小企業 1/2 以内 ④：大企業 1/5 以内、中小企業 1/4 以内 （商業施設等復興整備補助事業） 1. 原子力災害被災地域 ①：自治体、民間事業者等 3/4 以内 2. 津波浸水区域 ②：被災中小企業 3/4 以内、非被災中小企業 2/3 以内、その他 1/2 以内		

(4) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

平成 28 年度より、東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた浜通り地域等において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させることを目的として、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」により、基金を造成し、「製造・サービス業等立地支援事業」として、これらの地域において工場等を新增設する企業に対し、その経費の一部補助を実施した。（「商業施設等復興整備補助事業」については本節 6 (5) にて後述。）

また、令和 3 年度より、補助対象地域として、避難指示区域等に加えて福島国際研究産業都市区域を対象とした「地域経済効果立地支援事業」が新たに設けられた。

基金の総額は、1,029 億円（平成 28 年度：320 億円、平成 29 年度：185 億円、平成 30 年度：80 億円、令和元年度：88 億円、令和 3 年度：215 億円、令和 4 年度：141 億円）であり、令和 4 年 9 月末時点における交付決定件数は 123 件、交付決定額は約 743 億円であり、新規雇用者数は累計 1,081 人となっている。

活用事例として、工場、宿泊施設、店舗等の施設整備及び機械設備の導入があげられる。例えば、岐阜県可児市に本社を置く（株）片山製作所が、パワー半導体モジュール用の放熱基板を製造するため、富岡町に工場を新設。新規 7 人が地元雇用された。

図表 6-1-17 （株）片山製作所 工場



図表 6-1-18 補助対象等の概要（※平成 28 年度当時）

補助対象地域	避難指示区域等であって、福島県における次に掲げる地域であること 田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
補助対象施設	工場、物流施設、試験研究施設、店舗、社宅、商業施設 等
補助対象経費	用地の取得、建設から設備設置までの初期の立地経費 等
補助上限額	(製造・サービス業等立地支援事業) 原則として 30 億円 (商業施設等復興整備補助事業) 原則として 5 億円
補助率	(製造・サービス業等立地支援事業) ①避難解除区域（避難指示解除後 1 年以内）等：大企業 2/3 以内、中小企業 3/4 以内 ②避難解除区域：大企業 1/2 以内、中小企業 2/3 以内 (商業施設等復興整備補助事業) ①避難指示区域等：自治体、民間事業者等 3/4 以内

3. いわゆる二重債務問題への対応

被災事業者が復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題（いわゆる二重債務問題）が生じることが想定された。

そのため、平成23年6月17日、政府は「二重債務問題への対応方針」において、再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化として、以下の方針を示した。

①被災した中小企業にとっての新たな相談窓口を早急に立ち上げる。「中小企業再生支援協議会」を核としてその体制拡充を図り、事業者からの相談に応じ、再生計画の策定を強力に後押しし、より多くの被災中小企業の再生を支援していく。

②「中小企業基盤整備機構」や民間金融機関等が出資する「中小企業再生ファンド」を新たに岩手県、宮城県などの被災県にも設立し、過剰債務を抱えているが事業再生の可能性のある中小企業に対し、出資や債権買取り、DES（デット・エクイティ・スワップ）を含めた支援を実施していく。被災企業の短期再生スキームに対するニーズを見極め、企業再生支援機構の支援等について検討する。

上記の方針の下、事業再生を目指す中小企業や農林水産業等の事業者からの相談に対応できるよう被災各県に産業復興相談センターを設置し、再生可能性がある場合には、旧債務の負担を軽減できるよう債権買取り等を行う産業復興機構を設立した。

さらに、公的な機構を新たな法律に基づいて設立する必要があるとして、議員立法により、第177回国会（常会）中の平成23年7月11日、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案」が参議院に提出され、平成23年法律第113号として、同年11月28日に公布・一部施行された。その結果、翌24年2月22日、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（英：The Corporation for Revitalizing Earthquake-Affected Business、略称：CREB）が設立された。

また、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会が、個人事業主も私的整理の活用が可能となるよう「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を策定するとともに、政府は、事業再生に向けた新たな借入を支援するため、新たな融資制度「東日本大震災復興特別貸付」等や新たな信用保証制度「東日本大震災復興緊急保証」を創設した。事業再生を断念する個人事業主についても、上記ガイドラインを活用することで、自己破産を回避することを可能としたほか、再チャレンジを支援できる融資制度「再挑戦支援資金」を拡充した。

政府は金融機能強化法を改正し、金融機関において被災地の実情にあった対応を行いやすくする観点から、国の資本参加を通じた当該金融機関の財務基盤の強化を可能とする震災特例を創設した。中小企業向けを中心に、政策金融機関においても、発災直後から特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の実施、既往債務の返済条件緩和等の対応を行ったほか、危機認定に基づき、中堅・大企業向けも含めた危機対応融資に取り組んだ。

(1) 産業復興相談センター・産業復興機構

被災地域における二重債務問題に対応するため、中小企業再生支援協議会の体制を抜本的に拡充し、ワンストップ相談窓口として、被災各県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）に産業復興相談センター及び産業復興機構（青森県除く）を設立した。

令和4年9月末時点で事業再生等に関する相談件数が7,132件あり、そのうち、金融機関等による金融支援の合意に至った案件は債権買取り決定339件（債権買取りについては、令和3年3月31日で終了）を含む1,470件であった。

岩手県では、平成23年9月30日に産業復興相談センターを設立し、同年10月7日から相談受付を開始、同年11月11日に産業復興機構が設置され、業務を開始した。

宮城県では、11月11日に産業復興相談センターを設立し、同年11月16日から相談受付を開始、同年12月27日に産業復興機構が設置され、業務を開始した。

福島県では、11月21日に産業復興相談センターを設立し、同年11月30日から相談受付を開始、同年12月28日に産業復興機構が設置され、業務を開始した。

青森県では、12月12日に産業復興相談センターを設立し、同年12月19日から相談受付を開始した。

茨城県では、平成23年11月1日に産業復興相談センターを設立し、同年11月7日から相談受付を開始、同年11月30日に産業復興機構が設置され、業務を開始した。

千葉県では、平成24年3月1日に産業復興相談センターを設立し、同年3月5日から相談受付を開始、同年3月28日に産業復興機構が設置され、業務を開始した。

図表 6-1-19 産業復興相談センターの活動状況（※令和4年9月30日時点）

1. 相談受付および支援対応の状況							(単位: 件)
相談センター名 (相談受付開始日)	岩手県 (H23/10/7)	宮城県 (H23/11/16)	福島県 (H23/11/30)	青森県 (H23/12/19)	茨城県 (H23/11/7)	千葉県 (H24/3/5)	合計
相談受付件数	1,464	1,695	1,953	749	503	768	7,132
関係金融機関等による金融支援の合意取付	332	361	300	228	60	189	1,470
うち 産業復興機構による債権買取り決定	110	144	49	—	20	16	339
うち その他の金融支援(債権買取り決定以外)	222	217	251	228	40	173	1,131
東日本大震災事業者再生支援機構へ引継	55	100	30	4	5	2	196
相談対応中、各種助言、専門家・支援機関の紹介、制度説明等で終了	1,077	1,234	1,623	517	438	577	5,466

2. 金融支援の内容							(単位: 件)
	産業復興機構 による債権買取り	直接放棄	第二会社方式	DDS、DES	貸出条件変更	その他金融支援	特例リスクジョール
全県相談センター合計	339	7	22	67	917	274	170

(注1) 一案件につき、複数の支援手法を用いるケースがあるため、上記「関係金融機関等による金融支援の合意取付」の件数とは一致しない。

(注2) DDSは、産業復興機構による債権買取りに伴って実施したDDSは除く。

出所) 中小企業庁

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/soudan/monthly/r4_09.pdf (令和5年7月31日閲覧)

(2) 東日本大震災事業者再生支援機構

東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（略称：CREB）が設立された。平成24年3月5日に業務を開始し、被災3県の全市町村及び、被害が甚大であった北海道、青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の一部市町村、原発事故による農林水産物の出荷制限を受けた、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、静岡県の一部市町村を支援対象地域として指定した。

支援決定期間が満了した令和3年3月31日までの、事業再生等に関する相談件数は2,939件、支援決定を行った案件は747件、このうち支援完了は令和4年9月末時点で261件であり、買取り対象債権の元本総額は1,327億円となった。

再生の一事例としては、CREBが債権の買取り、債務免除を行うとともに、収益意識欠如により赤字経営が常態化し、経理帳簿が未整備で収支の把握が困難であったところ、専任経理担当者の配置、棚卸の厳格化等についてCREBが助言を行い、粗利益率が顕著に向上。CREBへの債務弁済をもって、支援完了となった事例がある。

図表 6-1-20 地域別の支援決定先等の状況

被災地区分	青森県		岩手県							宮城県							福島県			茨城県	千葉県	その他地域	被災地 総合計	
	八戸市	三沢、おひらせ、雄物	久慈市、岩手沿岸北	宮古市	大槌町・山田町	釜石市	大船渡市	陸前高田市	盛岡・北上・一関他	南三陸町	気仙沼市	石巻市	女川町	塩竈市等	仙台市	名取・刈羽・内陸	浜通り（相馬）	いわき市	中通り					会津地
支援決定	49	7	18	45	36	13	23	11	21	5	47	108	15	55	66	50	13	24	45	7	60	13	16	747
	56		167							346							89			60	13	16	747	
大口	7			1	1				3		6	5	1	1	2	2	1		3	7	3	2		45
中口	17	2	9	9	9	4	7	1	9	3	17	42	8	25	15	16	6	13	27	5	37	7	9	297
小口	25	5	9	35	26	9	16	10	9	2	24	61	6	29	49	32	6	11	15	2	16	3	5	405
支援完了 (令和4年9月末)	34		55							103							43			15	4	7	261	
令和4年6月末比	+1		+2							+2							+1			+1			+7	

※ 支援決定件数は令和3年3月末時点の計数。

(注1) 大口＝借入金10億円以上、中口＝借入金1～10億円未満、小口＝1億円未満 (注2) その他＝栃木県、長野県、静岡県等
(注3) 塩竈市等には、東松島市・松島町・利府町・多賀城市・七ヶ浜町を含む

出所) 東日本大震災事業者再生支援機構

http://www.shien-kiko.co.jp/pdf/221020shien-kiko_pressrelease.pdf (令和5年7月27日閲覧)

(3) 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

金融機関が、事業性資金を借りている個人事業者に対し、自己破産によらず、私的に債務整理を行った場合の債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討した。その一環として個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会が個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を平成23年7月に策定、公表した。同年8月には、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（現：一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関）が設立され、運用が開始された。

同ガイドラインによる適用終了となった令和3年3月末時点での個別相談件数は5,980件、債務整理件数は1,373件となった。なお、東日本大震災被災者は、自然災害の影響を受けたことによって、既往債務を弁済できなくなった債務者について、債務整理を行う際の準則として取りまとめられた「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月策定）の対象に追加され、引き続き同様の支援を受けることが可能となっている。

図表 6-1-21 債務整理ガイドラインの概要

被災された皆さまへ

金融庁と財務局からの大切なお知らせ

債務整理のガイドラインを
ご存知ですか？

「債務整理のガイドライン」を利用することにより、**住宅ローンなどの免除を受けることができます。**

(注) 債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

ガイドラインを利用するメリットは・・・

- 1

個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。
- 2

国の補助により弁護士費用はかかりません。
(注) 運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります。
- 3

手元に残せる現預金の上限が500万円を目安に拡張されています。義捐金等は、上記500万円とは別に手元に残すことができます。
(注) 被災状況、生活状況などの個別事情により減額があります。

詳しくは、以下へご相談ください。

個人版私的整理ガイドライン運営委員会

コールセンター
☎ 0120-380-883

青森支部 ☎ 017-721-1015

岩手支部 ☎ 019-606-3622

宮城支部 ☎ 022-212-3025

福島支部 ☎ 024-526-0281

茨城支部 ☎ 029-222-3521

東京本部 ☎ 03-3212-0531

いずれも受付時間は
平日9:00~17:00

ホームページからもアクセスできます。 → <http://www.kgl.or.jp/> 私的整理ガイドライン

(4) 東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災復興特別貸付は日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）が行っている融資であり、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援するため、継続的に実施した（商工組合中央金庫は、令和2年3月で新規受付を終了）。

図表 6-1-22 東日本大震災復興特別貸付の概要

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付利率
① 今般の地震・津波等により直接被害を受けた岩手県・宮城県沿岸部、福島県内の中小企業者／原発事故に係る警戒区域等(注1)内(警戒区域等として公示されたことがある区域を含む)の中小企業者	A) 貸付限度額 【日本公庫 中小事業】 3億円(別枠) 【日本公庫 国民事業】 6,000万円(上乗せ) B) 貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転) C) 据置期間 最大5年	ア) 金利引下げ措置(被害証明書の提出を受けた場合) 【日本公庫 中小事業】 基準利率(注2)から▲0.5% 【日本公庫 国民事業】 基準利率(注2)から▲0.5% ※ただし貸出後3年間は、中小事業は1億円・国民事業は3,000万円までは、▲1.4%。
② 上記①の事業者等と一定以上の取引のある福島県内の中小企業者	D) 貸付限度額 【日本公庫 中小事業】 3億円(別枠) 【日本公庫 国民事業】 6,000万円(上乗せ) E) 貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転) F) 据置期間 最大3年	イ) 金利引下げ措置(被害証明書の提出を受けた場合) 【日本公庫 中小事業】 基準利率(注2)から最大▲0.5%(注3) 【日本公庫 国民事業】 基準利率(災害貸付)(注2)から最大▲0.5%(注3) ※ただし貸出後3年間・3,000万円までは、最大▲1.4%(注4)。
③ その他の理由により、業況が悪化している福島県内の中小企業者(風評被害等による影響を含む)。 ※上記①②の該当者は、本措置も利用可能。	G) 貸付限度額 【日本公庫 中小事業】 7.2億円(別枠) 【日本公庫 国民事業】 4,800万円(別枠) H) 貸付期間 最大15年(設備)、8年(運転) I) 据置期間 最大3年	ウ) 金利引下げ措置 期間限定なく、基準利率(注2)から最大▲0.5%(注3)。

注1：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

注2：令和4年9月1日現在、貸付期間5年の場合で、中小事業は1.06%、国民事業は、①②の場合(基準利率(災害貸付))は1.21%③の場合(基準利率)は1.81%。(貸付期間が長くなれば金利も上昇。基準利率・基準利率(災害貸付)は毎月1回改定。)

注3：売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。

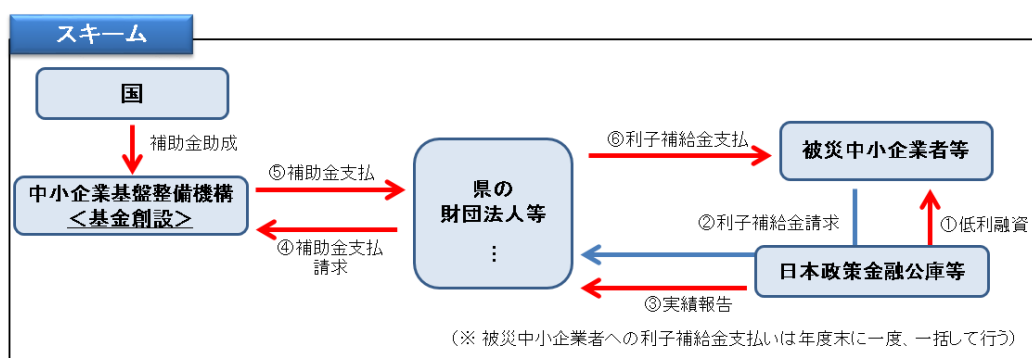
注4：▲0.9%は自動的に適用。さらに注3の引下げが可能。

注5：注3の金利引き下げ措置については、前12年のいずれかの年の同期の売上高等との比較により適用可能。

また、東日本大震災復興特別貸付による借り入れを行う中小企業者のうち地震・津波等により事業所が全壊または流出した中小企業者等や原発事故による警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の中小企業者等を対象として、貸付け後3年間上限1億円(国民生活事業は3,000万円)とする融資を無利子化する特別利子補給制度を創設した。実施に当たっては中小機構、県の財団法人等を経由して利子補給を行うこととし、本制度創設以前に日本公庫等から災害復旧貸付を受けていた場合でも借入時に遡って利子補給の対象とした。

令和4年9月末時点の実績は約30万4,000件、総額約6兆1,000億円となっている。

図表 6-1-23 事業のスキーム



出所) 中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/download/110502Eq-F-K3.pdf> (令和5年7月27日閲覧)

(5) 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災復興緊急保証は、東日本大震災の被害によって経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証する制度である。

直接被害を受けた中小企業に加えて、全国的な震災被害対策として、3階建ての信用保証枠を用意した。

1) セーフティネット保証5号

業況が悪化している中小企業者を対象としている。

令和4年9月末時点の実績は約84万3,000件、総額約15兆2,000億円の保証を行った。

2) 災害関係保証

地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者や原発事故による警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の中小企業者等を対象としている。

令和4年9月末時点の実績は約3,000件、総額約500億円の保証を行った。

セーフティネット保証5号と災害関係保証と合わせて、無担保8,000万円、最大2億8,000万円の保証が可能となっている。

3) 東日本大震災復興緊急保証

①特定被災地区（岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部の市町村）で地震・津波などに直接または間接被害を受けた事業者、②原発事故による、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の事業者、③特定被災区域外で特定被災区域の事業者との取引関係により被害を受けた事業者等を対象としている。

また、無担保8,000万円、最大2億8,000万円の保証が可能となっており、上記3つを合わせて無担保1億6,000万円、最大5億6,000万円の保証が一般保証とは別枠で可能となっている。令和4年9月末時点の実績は、約15万件、総額約3兆円1,000億円となっている。

図表 6-1-24 東日本大震災復興緊急保証の概要

東日本大震災復興緊急保証の概要		別紙
1. 制度の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 東日本大震災による著しい被害によって、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するもの ➢ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第128条に規定 		
2. 制度対象者		
利用対象者	要件	内容
① 特定被災区域(※1)に事業所を有し、地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者。 (原発事故に係る警戒区域等(※2)の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた中小企業者を含む。)	<罹災証明書> (写しも可) 警戒区域等の事業者は商業登記簿/納税証明書等	1.【対象資金】 事業再建資金その他の経営の安定に係る資金 2.【保証限度額】※一般保証とは別枠 ○普通:2億円 ○無担保:8千万円 ○無担保無保証人:2000万円 } 最大2億8千万円 7)保証割合は融資額の100% 4)保険てん補率は90%
② 特定被災区域(※1)に事業所を有し、震災の影響により業況が悪化している中小企業者。	<市区町村長の認定> 最近3か月の売上高等が、被災前の同期と比較して▲10%以上	3.【保証料率】0.8%以下 4.【保証人】 代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要)
<small>※1 特定被災区域(政令指定):災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)。 ※2 警戒区域等:警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。</small>		

出所) 経済産業省 <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220318001/20220318001-1.pdf> (令和5年7月27日閲覧)

4. 資金繰り支援等

発災直後から、金融機関への金融上の措置に関する要請や大臣談話等により、正確かつ迅速な情報発信に努めるとともに、平成23年6月の金融機能強化法に震災特例を設ける法改正等、検査・監督・規制等の対応により、金融機能の安定の確保を図った。

金融機能強化法における震災特例については、震災による金融機能への様々な影響が懸念される中で、あらかじめ、広域にわたる被災地域において面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを設けることが、地域経済の復興を図る上で不可欠との観点から、被災地における円滑な信用供与を行うために自己資本の充実を図ることが必要となった金融機関に対する国の資本参加の要件の特例が設けられた。主な改正事項としては、

1) 一般的特例

①経営強化計画の策定において、経営責任は求めないこと、収益性・効率性等に関する目標を求めないことなど弾力化するとともに、②運用として資本参加コストを平時に求められる水準よりも引き下げ、併せて幅広い選択肢が可能となるように資本参加の手段を多様化した。

2) 協同組織金融機関向け特例（信用金庫、信用組合等）

自ら被災又は被災者への貸付けを相当程度有し、今後の財務が見通し難い面がある協同組織金融機関について、中央機関との間で経営指導契約を締結することにより、国と中央機関が共同して、資本参加できることとした。また、将来、参加資本の償還の見通しが立たない場合には、事業再構築とともに参加資本の整理を行うことができることとし、その財源には、預金保険機構の資金（一般勘定、早期健全化勘定）を活用できることとした。

3) 申請期間の延長

平成24年3月末から平成29年3月末までに延長した。

この震災特例により、平成24年末までに12金融機関に2,310億円の公的資金が投入され（一部国に返済済み）、地域の金融機能が維持・強化された。これにより、地域金融機関による中小企業等に対する円滑な資金供給や震災からの復興に向けた多方面にわたる支援が可能になり、地域経済の活性化や被災地域の復興に貢献した。

また日本銀行は、地震発生約15分後（午後3時）、総裁を本部長とする災害対策本部を設置、対外公表した。そうしたもとで、業務面では、発災翌日・翌々日に青森・仙台・福島の各支店、盛岡事務所において、金融機関に対する現金供給を継続したほか、損傷現金の引換え、日銀ネットの安定的な運行の確保、金融上の特別措置の要請、国庫・国際代理店事務の円滑な遂行に向けた措置、正確かつ迅速な対外情報発信などの対応を講じた。また、政策面では、金融市場の安定確保、金融緩和の強化、被災地金融機関の支援、考査運営面での配慮などの対応を講じた。

民間金融機関等においては、自ら被災する金融機関もある中で、預金者への対応や金融機関間の連携や協力などに取り組み、被災者・被災地のニーズに応えた。

図表 6-1-25 金融機能強化法に基づく震災特例資本参加の実績

(億円)

金融機関名 ()内は実質的な資本参加先を示す。	年月	資本参加額	うち信託受益権買 取方式による国の 資本参加額
じもとHD (仙台銀行)	平成23年9月	300	
筑波銀行	平成23年9月	350	
七十七銀行 ※弁済済み	平成23年12月	200	
全信組連 (相双五城信組)	平成24年1月	160	139
全信組連 (いわき信組)	平成24年1月	200	175
信金中金 (宮古信金)	平成24年2月	100	85
信金中金 (気仙沼信金)	平成24年2月	150	130
信金中金 (石巻信金)	平成24年2月	180	157
信金中金 (あぶくま信金)	平成24年2月	200	175
全信組連 (那須信組)	平成24年3月	70	54
東北銀行	平成24年9月	100	
じもとHD (きらやか銀行)	平成24年12月	300	

出所) 復興庁作成

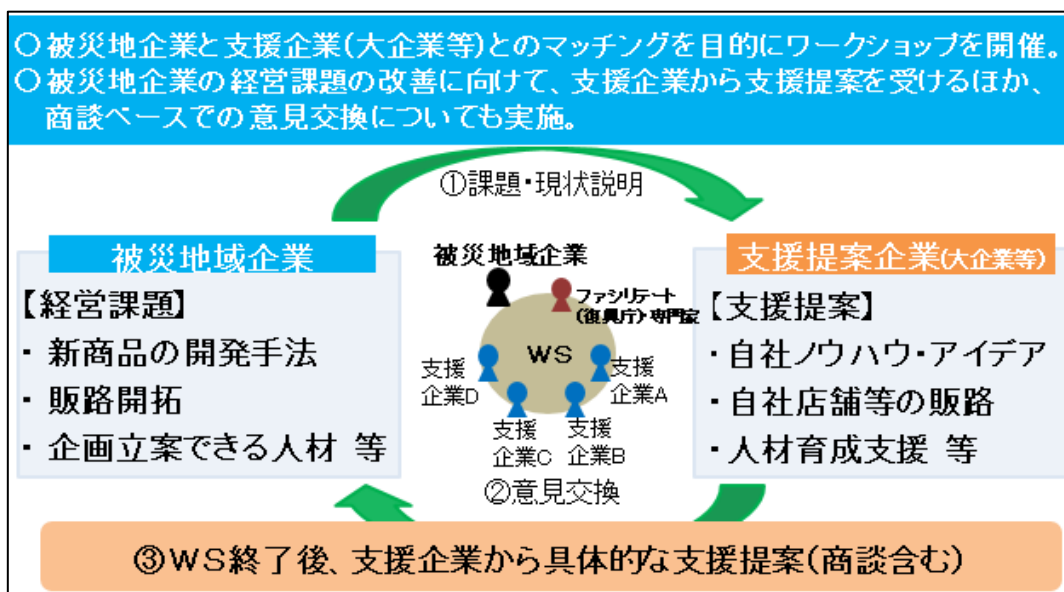
5. 販路開拓、新事業の立上げ等支援

震災直後においては、仮設店舗・工場等の整備やグループ補助金などを活用し、被災地の企業活動の再開や、被災した施設・設備の復旧などを支援するなど、インフラ、まちづくりの支援などと併せてハード面の支援を中心に進められたが、復旧・復興が進むにつれて、失われた販路の開拓や売上げの回復、新事業の立上げなどの被災企業の抱える課題に対するソフト面での支援が、被災地の創造的な復興を進める上で重要となっていく。復興庁は、平成24年度より開始された地域復興マッチング「結の場」や被災地域企業新事業ハンズオン支援事業などにより、被災企業の販路開拓や新事業の立上げ等の支援を行っており、令和4年度現在まで継続して支援を実施している。

(1) 地域復興マッチング「結の場」

被災地域の復興を加速するため、被災地域企業の課題の深掘りとそれを解決するための支援シーズの発掘、及び具体的な支援活動のマッチングを行うため、ワークショップなどを行う地域復興マッチング「結の場」を開催している。平成24年度から令和3年度までに34回開催し、延べ319社の被災地域企業・団体と、985社の支援企業が参加し、699件の連携事業が成立した。

図表 6-1-26 地域復興マッチング「結の場」概要



出所) 復興庁作成

令和3年度においては、被災地域企業に水産加工・食品関連企業を、支援提案企業に食品小売、流通関連企業を中心に参加を呼びかけ、経営課題解決のためのマッチング形成に向けたワークショップを開催。併せて、水産関連業者を中心に商談ベースでの意見交換についても実施した。その結果、支援提案企業の流通網での販売や社内販売により売上実績が出たケースも数多く見られた。

図表 6-1-27 令和3年度地域復興マッチング「結の場」における代表的な事例

名称	商品	内容	被災地域企業概要
藤けんこう村 (宮城県利根町)	 さば味噌煮・ 遠羽かれい煮付	居酒屋、ドラッグストア等に紹介、販売 (さば味噌煮等)	惣菜製造、漬物加工、煮魚の真空パック商品の製造販売。 ・煮魚各種(さば、かれい、寒魚、いわし、ぶり、金目鯛)、 松初漬け
(資)旭屋 (福島県浪江町)	 焼そば	通信事業会社の社内サイト販売	唯一の「なみ焼そば」認定製麺工場。主業は製造製麺業、 業務用食品販売。 ・なみ焼そば、ラーメン、業務用焼そば類
藤海心 (宮城県塩竈市)	 煮魚・レンジ アップ商品	食品量販店での販売 (生から落せんでほっくり煮魚等)	水産加工業。食品事業者、卸売市場、百貨店の他、カタログ、 ネット等で販売。品質受賞等、味が高い評価。 ・干物、漬け魚、煮魚、レンジ調理品
藤のだむら浜海の丘ワイナリー (岩手県野田村)	 山ぶどうワイン	食品量販店での年末ギフト、GWセール用販売 (「紫平(山ぶどうワイン)」等)	野田村の第三セクター、藤のだむらのワイナリー部門。東日 本大震災からの野田村復興のシンボリック事業。 ・野田村産山ぶどう100%使用ワイン
藤かまいLDMC (岩手県釜石市)	 三陸ジェラート	食品量販店のマルシェ等での販売 (三陸ジェラート)	釜石の地域DMO。地域外からの観光客や関係人口増加に向 けた基幹。地域商社として釜石の特産品を販売。 ・三陸ジェラート、うにしゃぶ鍋セット、うにパエリア等
藤こぶしの壺 (福島県玉川村)	 さるなしワイン (さるなし関連商品)	食品量販店での販売(さるなし加工品)	道の駅で農産物を直販。果実「さるなし」の買取、加工品等 販路に注力。 ・さるなしのジュース、菓子類、ワイン、玉川村産農産物
ジェイプランニング (岩手県野田村)	 パラソル(ロードナイト) アクセサリ	食品量販店のマルシェでの販売 (聖餅、アクセサリ)	パラソル石(ロードナイト)のジュエリークラフトメーカー。 野田村産パラソル石を中心に地域産産物を活用した装飾品の製 造・販売事業を展開。岩手県内唯一の観光鉱山施設を運営。
MOMIJI茶 (岩手県大槌町)	 山のジビエ茶詰	食品量販店のマルシェ等での販売 (山のジビエ茶詰、生醤油漬け等)	大槌の県内有効活用を目指し、岩手からジビエの加工、販売 を目的に設立。ジビエ肉の他、ジビエレザー雑貨も手掛ける。 ・ジビエ缶詰、冷凍肉類、ジビエレザー等
街中松屋 (岩手県岩手町)	 愛しぼり	食品量販店のマルシェ等での販売 (愛しぼり、栗おはぎ、筒羊羹等)	1926年創業の老舗菓子店。代表銘菓「愛山栗しぼり」をはじめ、 四季折々の菓子類を販売。地元のみならず観光地にも人気。 ・栗しぼり、栗おはぎ、栗ようかん、水まんじゅう等
丸友しまか栴 (岩手県富岡市)	 社職の炊き込み ごはんの素	飲料・食品等製造メーカーの社内販売 (社職の炊き込みごはんの素)	三陸漁場に水揚げされた魚介類を国産事業者、飲食店、給食セ ンター等へ販売するほか、水産加工品の開発を手掛ける。 ・揚げかまぼこ、宮内トラウトサーモン、嬉しいたけ煮付缶等
藤武田のかまぼこ (宮城県塩竈市)	 canささ 任かまアヒージョ	電子部品等製造メーカーの社員食堂での販売会並 びに食堂での食材仕入(任かまぼこ)	魚肉練り製品製造、ドライイン運営。業界初のかまぼこの缶 詰(canささ)、任かまの自販機等、先進的な取組を実施中。 ・任かまぼこ、冷凍任かまぼこ、任かまディップ

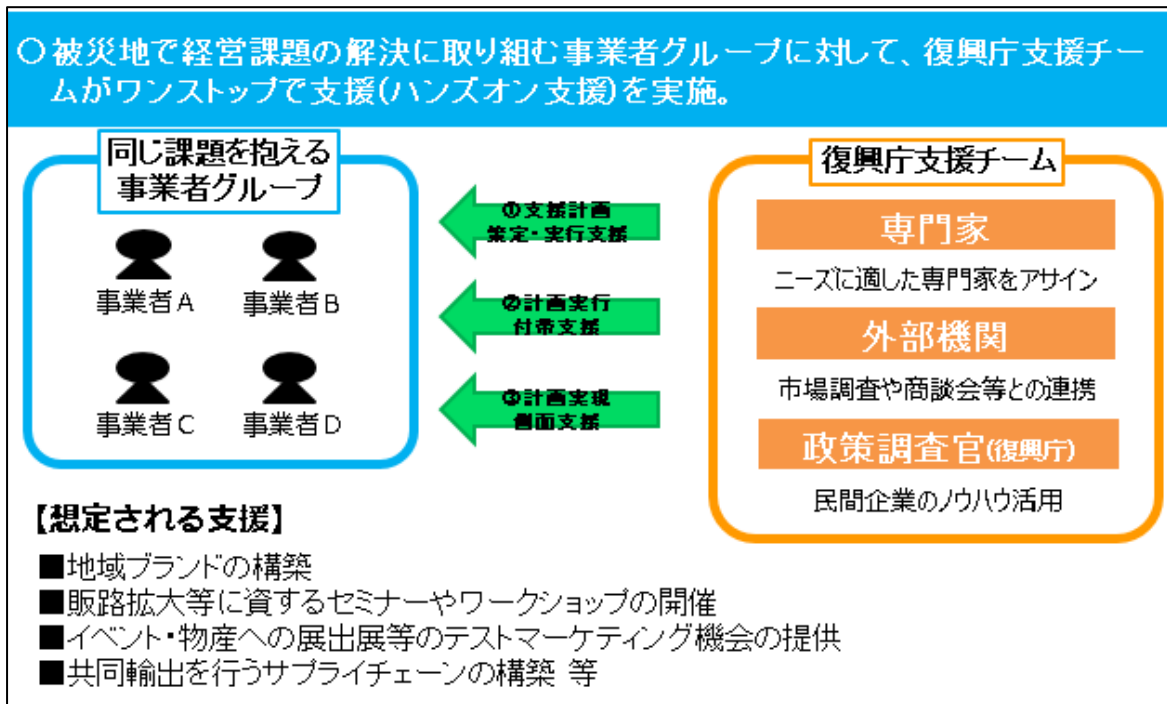
出所) 復興庁作成

(2) 被災地域企業新事業ハンズオン支援事業(新ハンズオン支援事業・グループ支援)

民間企業からの出向者を中心とする復興庁職員が、専門家や商工会議所等と連携し、被災地で同様の課題を抱える事業者等グループに対し、実務支援(ハンズオン支援)を実施。

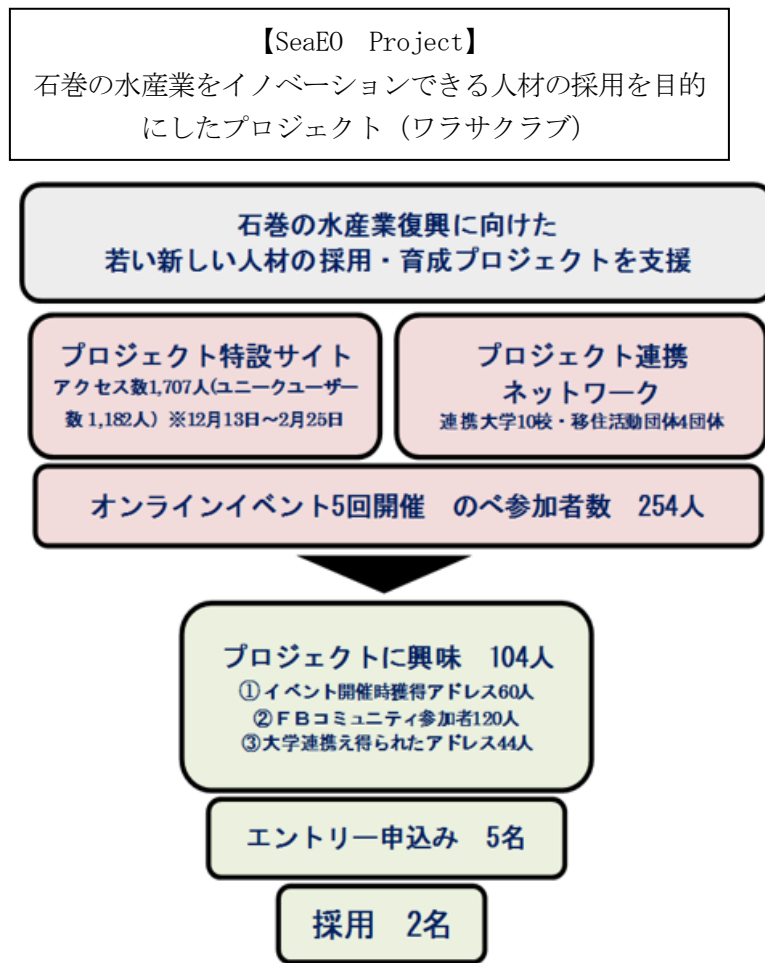
平成24年度から令和3年度までに86件、242社を支援しており、商品開発および情報発信や販路開拓を目的にした商談会やロールプレイングによる商談能力向上の支援などを行った。

図表 6-1-28 被災地域企業新事業ハンズオン支援事業概要



出所) 復興庁作成

図表 6-1-29 令和3年度新ハンズオン支援事業・グループ支援事例



SeaEO PROJECT 水産業 × OO = SeaEO

プロジェクト特設サイト作成
アクセス数1,707人(ユニークユーザー数 1,182人) ※12月13日～2月25日

プロジェクト連携ネットワーク構築
連携大学10校・移住活動団体4団体

オンラインイベント5回開催
のべ参加者数254人

採用希望者の形成
プロジェクトに関連する、今後も活躍が期待したい人材=104人

エントリー
エントリー申込み 5名


採用 2名

SeaEO採用 employment

世界最大の漁港を誇る宮城県石巻市で社員の「右腕」として関わる

SeaEOのプロジェクトでは、積極的な業務推進と並行して、プロジェクトを推進する人材の育成という目的が掲げられています。応募と併に本業で新しい働き方をチャレンジできる数少ない人材です。応募として新たな可能性を開拓することで、この地で第一のキャリアを歩むことになっていませんか？

応募者の活動写真



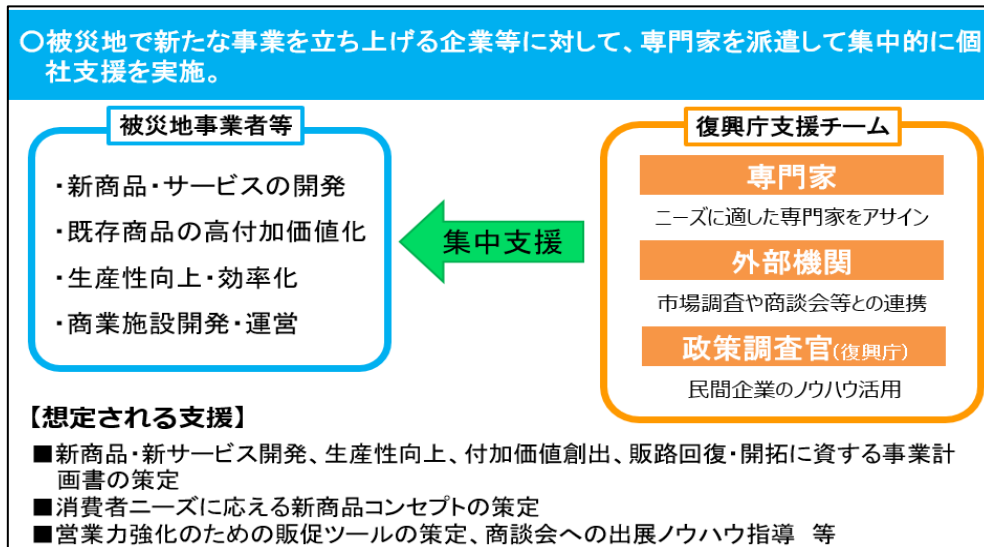
出所) 復興庁作成

(3) 専門家派遣集中支援（新ハンズオン支援事業・個社支援）

被災地企業の新商品・サービスの開発、既存商品の高付加価値化、生産性向上・効率化等を目的に、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家等の派遣により被災地で新たな事業を立ち上げる企業等に対して集中支援等を行っている。



平成27年度から令和3年度までに283件の支援を実施し、工程改良やシステム再構築等の指導による生産効率向上や、地元食材を利用した新商品開発支援などを支援した。

図表 6-1-30 専門家派遣集中支援概要



出所) 復興庁作成

図表 6-1-31 令和3年度新ハンズオン支援事業・個社支援事例

令和3年度支援事例	収益向上に向けた新商品開発
<p style="text-align: center;">(株)ミナカワ(岩手県岩泉町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業概要 <ul style="list-style-type: none"> > 岩手県盛岡市で自動車関連事業を営んでいたが、1995年～新事業として椎茸栽培着手。岩泉町のミネラル豊富な地下水による「質の高い菌床栽培と徹底した原価管理で、事業の柱に育ててきた。 ■ 経営課題/テーマ <ul style="list-style-type: none"> > 低需要期(春夏)の椎茸の活用に向けた加工品開発 ■ 支援成果 <ul style="list-style-type: none"> > 高い質を持ちながらも低需要期(春夏)に発生してしまう未利用品の椎茸を活かす加工品のアイデアを検討。 > 国産原料かつ無添加として競合との差別化を図り、手軽かつヘルシーに消費者の手に取ってもらえる、バキュームフライ製法の椎茸スナックを開発する方針を固めた。 > 商品試作・現地視察も行ったうえでOEM先を選定。さらに原価・販売予定価格の整理、パッケージの検討まで支援期間内に終えることができた。 > 今後、初期ロットの製造、既存の椎茸販路も活かした営業活動へと進む予定。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">(左)3C分析及び分析結果を踏まえた製品企画 (右)試作品及びパッケージデザイン</p>	<p style="text-align: center;">(株)ヤマナカ(宮城県石巻市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業概要 <ul style="list-style-type: none"> > 宮城県石巻市で地元の養殖貝類を製造・加工・販売。業務用販売中心だが近年BtoC商品開発にも従事。県産素材にこだわった「OYSTER PATE」は2020年水産加工品品評会で最高賞受賞。 ■ 経営課題/テーマ <ul style="list-style-type: none"> > BtoC販路開拓支援、営業戦略策定・ノウハウ獲得支援 ■ 支援成果 <ul style="list-style-type: none"> > これまで、成分などを記載した製品仕様書に近いものを使っていたが、BtoC業界のバイヤーに魅力を伝えるため、「開発経緯」、「差別化ポイント」、「製法」、「材料へのこだわり」などがわかる仕様書を作成。 > バイヤーはどういった点に注目するか、どういった点を思慮するかなど、バイヤーとの商談におけるポイントを指導。 > オイスターパテ、ホタテグラタンの特徴(材料へのこだわり、高単価)を踏まえ、「高価格帯スーパー」、「デパート」、「原材料などにこだわった商品を扱う通販会社」などを有望ターゲットとして選定。 > ターゲットリストのうちいくつかは実際に期間中に商談、テストマーケティングを行い、取引成立に至った。

出所) 復興庁作成

(4) 福島県等復興産学官連携支援

いまだ風評の影響が残る主に福島県を対象として、商品開発、販路開拓を促進するため、被災地企業を支援する補助事業者（被災地企業とのネットワークを有する民間団体等）が行う被災地域の企業と大学、公的研究機関又は大手企業等との連携機会の提供や試作品製作の支援といった、以下の支援事業に補助を行った。

① 産学官連携支援事業

福島県等の被災地での展示会、セミナー、シンポジウム等の開催、被災地域企業に対する展示会への出展支援、被災地域企業のシーズに合った大学、公的研究機関又は大手企業等との面談会の開催により、被災地域企業の販路開拓を促進。

② 商品開発支援事業

被災地域企業が大学等と連携して行う試作品製作への支援を行うことにより、被災地域企業の商品の対外発信力や商品開発力、技術力を向上。

本事業は、平成 28 年度から平成 29 年度までの 2 年間実施し、(公財) 福島県産業振興センターによる「再生可能エネルギー先駆けの地ふくしま」の実現に向けた産学官連携による産業育成・集積事業や(一財) 福島医療機器産業推進機構による医療機器関連産業の総合支援拠点によるビジネスマッチングなど計 12 件の事業への補助を行った。

(5) 復興庁クラウドファンディング支援

復興に取り組む被災地事業者等の資金調達手法の多様化を図るため、平成 30 年度から令和 2 年度まで「復興庁クラウドファンディング支援事業」を実施した。本事業では、クラウドファンディングを実施する事業者等に対して、コーディネーターによる企画段階からの伴走支援、専門家派遣による企画アイデアの具体化や訴求力のある写真・動画の作成等をサポートした。

令和 2 年度の事業終了までに 188 件を支援し、総額 4.1 億円を調達した。また、令和 2 年度には「令和 2 年度復興庁クラウドファンディング事業事例集～つながる！ひろがる！クラウドファンディングのすゝめ」を制作し、3 か年度の事業成果・実績等を掲載・公表することで、クラウドファンディングの活用を考えている方やそれをサポートする人材に対する情報提供の一助とした。

○ (参考事例) 三陸花火競技大会実行委員会 (令和 2 年度)

岩手県陸前高田市の三陸花火競技大会実行委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全国でイベントが中止される中、令和 3 年に震災 10 年を盛り上げるための「三陸花火競技大会」を予定していた。そのプレ大会である「三陸花火大会」を令和 2 年に開催するため、運営費用の一部をクラウドファンディングにより調達することとした。クラウドファンディングの実施に当たっては、返礼品として「観覧チケット」や「花火競技大会の先行チケット受付権」などを提供。また目標額達成のために、花火師のコメントを SNS で配信することなどにより支援を呼びかけた。

結果として、目標金額の 2 倍となる 1,000 万円を調達し、約 1 万発の花火が被災地内外の 1 万人以上の観客に披露された。

6. 仮設店舗等から本設店舗等への移行

震災直後の平成23年4月より、被災中小企業・小規模事業者や関係機関の早急な事業再開を支援するため、各被災市町村からの設置要望を受け、中小機構による仮設店舗・工場等の整備を行った。ピーク時の平成25年12月には、これらの仮設施設に2,825事業者が入居していたが、令和4年9月末時点で82事業者まで減少している。グループ補助金による本設店舗等の自立再建支援や、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金及び自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金による共同店舗型商業施設の整備などを通じて、3,113事業者が退去し、本設施設への移行が進んでいる。

(1) 仮設施設整備事業

東日本大震災の被害はこれまでの過去のどの自然災害よりも広域かつ甚大で、市町村や商工会議所及び商工会の支援機関も被災し、その機能が十分に発揮出来なくなった。そのため、「仮設施設整備事業」により、被災中小企業・小規模事業者や関係機関の1日も早い復興に向けて、震災直後の平成23年4月から制度運用を開始し、被災市町村の要請に基づいて、仮設店舗、仮設工場などの産業用の施設を被災市町村と中小機構が共同して整備を実施し、市町村に無償で譲渡した。その後、当該施設を被災事業者等に無償で貸与を行った。

なお、本事業は、特別法（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律）を整備した上で国（中小機構）が直接関与し、産業用の仮設建築物を大規模に整備する全国で初めての支援ケースとなった。

本事業では、被災地域の状況に詳しい被災市町村が建設用地の提供、被災入居事業者の選定、入居契約を締結し、中小機構が仮設施設を整備する役割分担の共同事業とすることで仮設施設の整備の迅速化を図った。

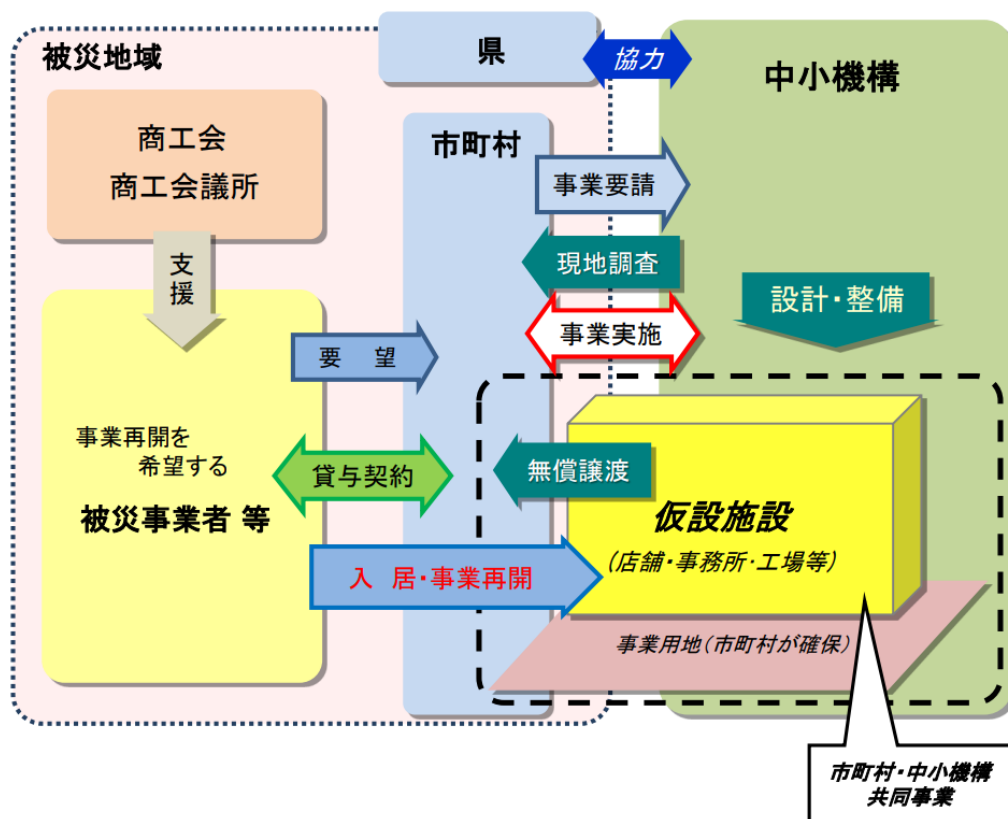
また、甚大な被害を受けた現地の詳細な被災状況が把握できない段階では、被災事業者等の救済漏れ回避の観点から入居要件の想定は行えないとの判断があり、被災市町村の判断により商工会、商工会議所などの商工団体、農業協同組合、漁業協同組合、公益法人、郵便局、診療所、NPO法人など被災事業者の支援に資する組織も入居可能という入居者を限定しない内容とした。さらに、被災事業者の業態は多種多様に及ぶため、仮設施設の整備に当たってはオーダーメイド的な施設にも対応した。

令和4年9月末時点の実績は、青森県で4市町村27案件、岩手県で13市町村362案件、宮城県で14市町村149案件、福島県で20市町村108案件、茨城県で1町1案件、長野県で1村1案件となっている。

また、同時点における仮設施設の利活用事業者数は延べ3,195者、仮設施設から退去後した事業者の本設移行の割合は74.6%となっている。

図表 6-1-32 仮施設整備事業の概要

【仮施設整備事業スキーム図】



出所) 中小機構「仮施設整備事業の概要」

https://www.smr.j.go.jp/doc/reconstruction/kasetsugaiyou_2019.pdf (令和5年7月27日閲覧)

活用事例として、原発事故により多くの事業者が避難を余儀なくされた飯館村では、村内事業者が避難先でも事業活動が行えるよう避難先の市町村に協力を求めたところ、避難先の福島市が市内の松川工業団地に飯館村の被災事業者のための仮設工場を計画し、中小機構による仮設工場等の整備が実現した。

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、平成30年北海道胆振東部地震、令和2年7月豪雨においては、東日本大震災で発動した本事業のノウハウを活用し、「仮施設整備支援事業（助成）」が制度化された。

図表 6-1-33 仮施設整備事業の活用事例



(福島市松川地区飯館仮設工場 (福島県福島市))



(東町エンガワ商店街 (福島県南相馬市))

(2) 仮施設有効活用等支援事業

被災地域が復旧段階から復興段階に移行するに従い、「仮施設を存続させたいがやむを得ず解体・撤去せざるを得ないケース」が数多く見受けられたことから、一定の条件により市町村が負担する撤去等の費用を中小機構が全て負担する「仮施設有効活用等支援事業（助成）」を平成26年度から開始した。

仮施設の撤去は中小機構と市町村との間で締結した基本契約に基づき、市町村が全額負担するものであるが、本事業は、財政事情が厳しい市町村に配慮し、特例的に中小機構がその費用を全額負担することとしたものである。（福島12市町村については、市町村が全額負担する条件を付していない。）

建築確認を経していない仮施設を「長期利用」する場合は、一般建築物扱いにする建築確認申請費用・施設改修費用を、「撤去」する場合は解体・廃棄物処分費用を、「移設」する場合は移設施設的设计費用・運搬費用・整備費用を助成した。

令和4年9月末時点までに、撤去助成192.5案件、移設助成9.5案件となっており、仮施設の残存数は35.5案件となっている。

本事業の実施に当たっては、仮施設の土地所有者からの跡地利用に関する要望や、国・市町村が実施する復興関連事業の進捗に合わせ柔軟に対応した。

(3) 共同店舗の新設や街区の再配置

共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業機能への復興支援として、グループ補助金を活用し、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、被災事業者の被災施設等の復旧・整備を支援した。

令和4年12月時点までに、岩手県山田町の「新生やまだ商店街」や岩手県釜石市の「タウンポート大町」など岩手県、宮城県、福島県、千葉県で合計40グループ、1,117事業者を支援している。

(4) 共同店舗型商業施設の整備による支援（民設民営型商業施設）

住民生活を支える商業機能の回復を促進し、住民の帰還や産業立地の促進等を図ることを目的に、まちなか再生計画に位置付けられた、まちづくり会社等が運営する商業施設の整備に対する補助を津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）で実施した。（「まちなか再生計画」については、本節7(2)にて後述。）

令和4年12月末までに、宮城県女川町の「シーパルピア女川」、岩手県大船渡市の「キャッセン大船渡」など、認定件数10自治体13施設に対して補助を実施しており、補助金交付決定総額は約45億円となっている。

図表 6-1-34 補助を実施した民設民営型商業施設一覧

- ① シーパルピア女川（平成27年12月23日開業）
- ② オール（平成28年11月10日開業）
- ③ ハマテラス（平成28年12月23日開業）
- ④ 石巻テラス（平成28年12月順次開業）
- ⑤ 南三陸さんさん商店街（平成29年3月3日開業）
- ⑥ 浜風きらら（平成29年4月20日開業）
- ⑦ 南三陸ハマレ歌津（平成29年4月23日開業）
- ⑧ アバッセたかた（平成29年4月27日開業）
- ⑨ キャッセン大船渡（平成29年4月29日開業）
- ⑩ かわまちテラス閑上（平成31年4月25日開業）
- ⑪ うのポート（令和元年9月11日開業）
- ⑫ 結（ユワエル）スローストリート（令和2年7月18日開業）
- ⑬ CAMOCCY（カモシー）（令和2年12月17日開業）



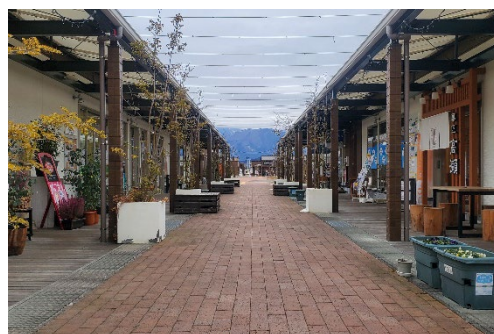
（シーパルピア女川（宮城県女川町））



（南三陸さんさん商店街（宮城県南三陸町））



（アバッセたかた（岩手県陸前高田市））



（キャッセン大船渡（岩手県大船渡市））

(5) 共同店舗型商業施設の整備による支援（公設民営型商業施設）

住民生活を支える商業機能の回復を支援し、住民の自立・帰還を促進する目的により、福島12市町村を対象に、自治体が整備する商業施設に対する補助を自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）等で実施した。

令和4年12月までに福島県飯舘村の「いいたて村の道の駅までい館」、福島県浪江町の「道の駅なみえ」など11施設が開業しており、同施設への補助金交付決定総額は約59億円となっている。

図表 6-1-35 補助を実施した公設民営型商業施設一覧

- ① ひろのてらす（平成28年3月5日開業）
- ② YO-TASHI（平成28年3月15日開業）
- ③ おおまちマルシェ（平成28年4月21日開業）
- ④ さくらモールとみおか（平成29年3月30日開業）
- ⑤ とんやの郷（平成29年7月1日開業）
- ⑥ いいたて村の道の駅までい館（平成29年8月12日開業）
- ⑦ ここなら笑店街（平成30年6月26日開業）
- ⑧ 小高ストア（平成30年12月6日開業）
- ⑨ 道の駅なみえ（令和2年8月1日開業）
- ⑩ 双葉町産業交流センター（令和2年10月1日開業）
- ⑪ 大熊町商業施設（令和3年4月5日開業）



（いいたて村の道の駅までい館（福島県飯舘村））



（ここなら笑店街（福島県檜葉町））



（道の駅なみえ（福島県浪江町））



（おおくまーと（福島県大熊町））

7. 商業施設整備への支援、商店街の再建

復興事業が本格化し、市街地の復興が進むにつれて、住まいに加え、まちの機能の復興を進める必要があった。政府は、平成26年1月、商業集積・商店街の再生加速化に向けた「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を取りまとめた。

さらに、市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順となる「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」を作成し、まちづくりに関わる地方公共団体職員等の業務遂行の手引きとして提示した。

(1) 商業集積・商店街再生加速化パッケージ

「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」では、基本的な指針である「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」を提示した上、商業集積・商店街再生を加速化するための施策を取りまとめた。

① 基本的な指針（「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」）の提示

仮設店舗に入居中の被災事業者・サービス事業者の本設移行先の提供、被災事業者・サービス事業者の経営持続性の強化と住民生活に必須な商業・サービス業機能の提供、中心市街地のにぎわいの回復と地域経済の拠点整備の3つの視点から、市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順を、自治体職員などまちづくり関係者の業務遂行の手引きとして提示した。また、再生の手順の中で、「まちなか再生計画」の作成についても示している。

② 商業施設の整備等に関する支援

商業施設の整備に係る支援策として、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）」や「暮らし・にぎわい再生事業」を取りまとめた。

また、その他にも関連する支援策として、仮施設有効活用等支援事業や津波復興拠点整備事業を取りまとめた。

③ 専門家派遣・人材育成等の支援

震災復興アドバイザー事業を活用し、まちなか再生計画の策定・実施に当たって、商業施設開発・運営管理について知見のあるまちづくり会社やショッピングセンターのOB、一級建築士及び中小企業診断士などの各種専門家を確保し、被災中小企業または自治体に対して、無料で何回でも派遣を行い、実務的なアドバイスができる体制を整備した。

ほかにも市町村担当者が商業集積・商店街再生事業を進める上で有用な専門的知識やノウハウを提供するための担当者研修を実施した。

(2) まちなか再生計画

「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県の原子力被災地域及び津波被災地域の市町村長が、被災した地域において商業集積・商店街を整備するための「まちなか再生計画」の認定を申請できることとし、内閣総理大臣が認定するための認定要領を策定した。まちなか再生計画に位置付けられた商業施設等は、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）」の交付対象となり、仮設商店街の本設化につながった。

まちなか再生計画の策定に当たっては、市町村やまちづくり会社は、内閣総理大臣にまちなか再生計画の案を提出し、都市設計、商業施設等の専門家により構成される外部評価委員会の助言を受けることができるようになっている。加えて、外部評価委員会は、商業施設の整備後も商業施設の持続的な運営が可能か、整備事業規模が過大でないか等まちなか再生計画の評価を行うことにより、市町村やまちづくり会社は適切なまちなか再生計画の策定を行うことができた。

これまでに以下の 10 地方公共団体のまちなか再生計画について認定を行い、これらの計画に基づき、各地方公共団体で共同店舗型商業施設が開業している。

図表 6-1-36 「まちなか再生計画」認定状況等

	計画名（認定日）	整備された商業施設（開業日）【再掲】
1	女川町まちなか再生計画 （平成 26 年 12 月 19 日認定） （平成 28 年 2 月 9 日変更認定）	・シーパルピア女川（平成 27 年 12 月 23 日） ・ハマテラス（平成 28 年 12 月 23 日）
2	山田町まちなか再生計画 （平成 27 年 3 月 24 日認定）	・オール（平成 28 年 11 月 10 日）
3	石巻市まちなか再生計画 （平成 27 年 7 月 10 日認定）	・石巻テラス（平成 28 年 12 月順次開業）
4	南三陸町まちなか再生計画 （平成 27 年 10 月 2 日認定）	・南三陸さんさん商店街（平成 29 年 3 月 3 日） ・南三陸ハマレ歌津（平成 29 年 4 月 23 日）
5	陸前高田市まちなか再生計画 （平成 28 年 1 月 15 日認定） （令和元年 11 月 19 日変更認定）	・アバッセたかた（平成 29 年 4 月 27 日） ・CAMOCY（カモシー）（令和 2 年 12 月 17 日）
6	大船渡市まちなか再生計画 （平成 28 年 2 月 9 日認定）	・キャッセン大船渡（平成 29 年 4 月 29 日）
7	いわき市久之浜・大久地区 まちなか再生計画 （平成 28 年 2 月 9 日認定）	・浜風きらら（平成 29 年 4 月 20 日）
8	名取市閑上地区まちなか再生計画 （平成 30 年 1 月 30 日認定）	・かわまちてらす閑上（平成 31 年 4 月 25 日）
9	釜石市鶴住居地区まちなか 再生計画 （平成 30 年 6 月 29 日認定）	・うのポート（令和元年 9 月 11 日）

10	気仙沼市内湾地区まちなか 再生計画 (平成30年10月12日認定)	・結(ユワエル) スローストリート(令和2年7月18日)
----	-----------------------------------------	------------------------------

8. 人材確保対策、就労支援施策

東日本大震災の被災地域では、人口の流出・減少に加えて、復興の進展に伴い工場等が再開する中、十分な労働力の確保が困難な状況であったため、復興の妨げになる可能性があった。こうした状況の中、地域外から人材を呼び込むとともに、外部からの人材の受入れを契機に雇用管理や経営改善により、被災地企業自らの人材獲得能力を向上させる事業の実施が求められた。そのため、平成29年度から、関係省庁と連携して被災地における人材確保対策を取りまとめ、若者や専門人材等を被災地に呼び込むとともに、被災地企業の生産性の向上や人材獲得力の向上、好事例の横展開を支援する事業等を実施した。

(1) 伴走型人材確保・育成支援モデル事業（復興・創生インターンシップ事業）

被災地企業の人材確保に資するため、インターンシップ等の外部人材の呼び込みと企業の人材獲得力の向上を図るため、平成29年度から令和2年度にかけて、全国から大学生等を募集し、インターンシップとして経営者と共同して解決に取り組む「復興・創生インターンシップ事業」を実施した。

複数の企業が雇用管理や経営改善の切磋琢磨を行い、地域における先進グループを形成・拡大しながら、当該地域全体の人財力を強化し、「人と企業が集い、育ち、活性化する地域を実現するモデル」の確立を支援した。

累計予算額11.9億円にて、インターンシップのプログラム実施、広告、企業への経営指導及び、インターン生への旅費、宿泊費を支給した。

マッチング実績は平成29年度：198人（夏期：90人、春期：108人）、平成30年度：265人（夏期：94人、春期：171人）、令和元年度：318人（夏期：118人、春期200人）、令和2年度426人（夏期：237人、春期189人）となった。

復興・創成インターン事業により、企業や団体の中で、若い力を積極的に伸ばし、生かしていこうという気運が高まった。また、若い世代の方に被災地の現状・課題・魅力を知って、関心を持ってもらうことに加え、受け入れる側の企業や団体の意識改革に・意欲向上に繋がった。

図表 6-1-37 伴走型人材確保・育成支援モデル事業の概要

復興・創生インターンシップ事業の成果							
■平成29年度～令和2年度の4年間に1,207人の学生インターンを受け入れ。また、本事業には延べ535社の企業が参加。							
参加大学、学生数及び企業数(延べ数)			参加学生の主な出身大学		参加企業の主な業種		
事業年度	参加大学数	参加学生数	企業数	出身大学名	学生数(延べ数)	主な業種	割合
平成29年度	119校	198名	102社	東北芸術工科大学	67名	サービス業	26.4%
平成30年度	145校	265名	136社	東洋大学	67名	水産・水産加工業	14.4%
平成31年度	155校	318名	156社	立命館大学	65名	製造業	14.4%
令和2年度	172校	426名	141社	明治大学	41名	宿泊業・飲食サービス業	10.1%
合計	591校	1,207名	535社	立教大学	40名	卸売業・小売業	8.8%

地域コーディネート機関が作成するインターンシップカリキュラム例			
■新商品開発を受入企業の課題とし、インターン期間を4週間程度とした場合のカリキュラム例			
第1週	第2週	第3週	第4週
<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション及び事前研修 ・受入企業ガイダンス(自社での実地体験等) ・企業担当者(商品開発担当者)からのヒアリング ・商品利用者へのアンケート調査項目の策定、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品利用者へのアンケート調査とまとめ、分析 ・アンケート調査を踏まえた新商品の開発、設計、作成 ・受入企業に対する中間報告(場合によってはカリキュラム内容の変更) ・中間研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査を踏まえた新商品の開発、設計、作成(継続) ・社員や商品モニターによる試用(試食)会の実施 ・商品企画書、原価計算書、見積書等資料作成、受入企業内での採算性分析、検討 ・店頭、イベント等での販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭、イベント等での販売(継続) ・販売実績を踏まえ受入企業内での製造・販売方針等検討 ・受入企業(事業主)に対する成果報告、終了後の引継 ・成果報告会及び終了研修

※ このほか、地域コーディネート機関は、移住者からの講演等、地域に係る交流促進を実施するとともにインターン、受入企業担当者からの相談対応を随時実施。

出所) 復興庁

(2) 企業間専門人材派遣支援フォローアップ事業

被災地企業の人材確保に資するため、被災地外から専門人材を被災地に呼び込むとともに、企業に人材確保・定着・育成等のノウハウを提供し、人材獲得力の向上を図るほか、派遣された専門人材も、被災地企業において大企業では経験できないマルチな働き方を経験することにより、更なるスキルアップを図ることで派遣する側、派遣される側双方にメリットのあるマッチングシステムのモデル構築を目指す、「企業間専門人材派遣支援フォローアップ事業」を実施した。

本事業では、累計予算額 10.4 億円にて（1）被災地企業の募集・人材コンサルティング・求人開拓の実施、（2）専門人材の募集・研修の実施、（3）被災地企業と専門人材のマッチングの実施、（4）被災地企業へ専門人材の活用研修や定着支援の実施、（5）専門人材への派遣地域での定着支援の実施、（6）公的機関等への本事業の周知、（7）専門人材の受入れ奨励金の支払及び精算等を支援した。

被災地外の専門人材を出向又は転職等で被災地企業に 127 人派遣し半年以上従事することで、経営課題を解決・改善し企業価値の向上に取り組み、平成 29 年から令和元年までの 3 年間で 87 人の人材が採用又は定着することとなった。

また、事業成果を踏まえたフォローアップを実施し、マッチングが成功するために必要な条件及び事業スキームの提言を行い、企業経営の改善等に貢献した。

(3) 被災地域人材確保対策調査事業

人材不足の状況と人材確保の先行事例について調査し、その調査結果や取組成果を分析するとともに広く共有し、事業者による経営上の課題の解決や新たなプロジェクトの創出を支援する「被災地人材確保対策調査事業」を実施した。

被災地企業の中でも人材の獲得に成功している企業の優良事例を収集、整理、提供して被災地の人手不足の解消を目的に「地域における人材確保ノウハウブック」、「新しい挑戦 U・I・J ターン事例集」、「ジモトではたらく」等の製作を実施したほか、求職者による地域や事業者への理解の促進に努めた。

また、上記の事例集を自治体等に配布、復興庁ホームページに掲載することで、被災地域の中小企業等における人材確保とそれを通じた好事例集の展開を実施した。

(4) ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援

発災直後の取組として、避難所等に避難している方の多くは、ハローワークに来訪するのが困難な状況にあったことから、避難所等への出張相談等を積極的に実施し、避難者の現状把握に努めた。被災地の雇用機会が非常に限られていたことや、遠方に避難する方も出てきていたことから、全国ハローワークにおいて、「震災被災者対象求人」として、被災者に対して優先的な取扱いや、社宅・寮の確保など一定の配慮を行う求人確保を指示し、また合同就職面接会の積極的な実施を行うことで、被災者の就職支援を行った。また、その後の継続的な取組として、求職者のニーズに応じた求人開拓・確保、職業相談・職業紹介、職業訓練への誘導など、個々の被災された求職者に寄り添い、きめ細かな就職支援を行った。同時に、産業政策や復旧・復興需要等で生じる求人をハローワークで確保し、これら求人者に対して職場見学会や合同就職面接会等を開催するなどして

人材確保支援を行った。

(5) 福島避難者帰還等就職支援事業

原子力災害による避難指示区域等からの避難者の福島県外・県内避難先における就職支援を行うとともに、地元への帰還・就職が円滑に進むよう就職支援体制の充実を図る「福島避難者帰還等就職支援事業」を実施した。

本事業は、避難解除区域に帰還する労働者の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会に委託して、各種相談、就職支援セミナー等を実施した。大都市圏（東京、大阪）、避難者が多い地域（宮城、新潟、山形、埼玉）に、職業生活を送る上で生ずる諸問題についての相談・助言を行うための福島就職支援コーナーを設置し、就職支援ナビゲーターを配置した。

また、協議会や福島就職支援コーナー等と連携し、福島県内の雇用創出の取組を総合的に支援する就職支援コーディネーターを福島労働局に配置することにより、原子力災害の影響により避難している者等の福島への帰還・就職が進むよう、きめ細かな支援を行った。そのほか、避難先及び避難元（帰還地域）のハローワークにおいて、職業相談員を配置し、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施した。

図表 6-1-38 福島避難者帰還等就職支援事業の概要



(6) 原子力災害対応雇用支援事業

原子力災害の影響を受けた福島県の被災者について、民間企業・NPO等への委託による一時的な雇用機会の確保を行うとともに、人材育成を実施し、安定的な再就職につなげることで生活の安定を図ることを目的とする「原子力災害対応雇用支援事業」を平成28年から実施している。

福島県に造成している基金を19.6億円積み増すことなどにより、「原子力災害対応雇用支援事業」を創設した。福島県内の自治体に、国又は県から事業に要する経費の交付し、一定の要件を満たす事業を民間企業等に委託した。

令和3年度までに累計24.4億円の予算措置を行い、51の事業を実施し、11.1億円が活用された。被災地域地場産品風評払拭PR業務や公共施設等放射線測定業務、被災児童・生徒のための送迎

用スクールバスの添乗業務などに取り組んだ。

例えば、事業額 1.5 億円の絆づくり応援事業を計画し、一時的に雇用した被災求職者へ職場実習業務を通じて次の安定した就職に結び付く技能の習得・向上に取り組み、113 人の新規雇用に貢献した。

(7) 事業復興型雇用確保事業

被災地の深刻な人手不足等による雇用のミスマッチに対応するため、期間の定めなく求職者を雇い入れた中小企業等に対し、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う「事業復興型雇用確保事業」を平成 28 年から実施した。

岩手県（沿岸部）、宮城県（沿岸部）、福島県（全域）の中小企業者に該当する事業所等（福島県の被災 15 市町村を除く）であって、国や自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。）又は雇用のミスマッチに対応するための産業政策の対象になっている事業、もしくはそれ以外で「産業政策と一体になった雇用支援」と認められる事業のいずれかに該当する事業を実施する事業所を対象とした。

被災 3 県求職者の雇入れ 1 人当たり 120 万円（短時間労働者は 60 万円）を 1 事業所当たり 2,000 万円（3 年）上限として助成する雇入費助成や、一般求職者を含む求職者の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に達成した場合に、要した経費の 3/4 を 1 事業所につき 240 万円（年額）上限として助成する住宅支援費助成を行った。

令和 3 年度末までに、実績として 83,145 件、累計 221.2 億円（うち雇入費助成 221 億円、住宅支援費助成 0.2 億円）が活用された。

(8) ハロートレーニング（公的職業訓練）の実施

離職中の方を対象として、地域や産業界のニーズを踏まえたハロートレーニングを実施している。特に被災県においては、被災した離職者向けの訓練コース（建設機械の運転等）の設定など、職業訓練を機動的に実施した。

これまでに、平成 23 年度から平成 28 年度までに青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、静岡県で公共職業訓練を 1,751 人に実施した。（平成 28 年度で廃止し、全国で設定可能な建設人材育成コースに移行。）

また平成 23 年度から令和 3 年度までに青森県、岩手県、宮城県、福島県で求職者支援訓練を 1,907 人に実施した。（災害復旧の整地作業等に必要人材を育成するための震災対策特別訓練コースについて特例期限である令和 3 年度末に終了。）

(9) 東日本大震災被災地域中小企業等人材確保支援事業

被災地域では生活の再建が進み、グループ補助金による既存施設の復旧や津波・原子力災害地域雇用創出企業立地補助金、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等による新たな企業の誘致を進めたものの、土地の嵩上げ等復旧工事の遅れや原子力災害等により、工場が復旧、立地しても人材の確保がままならない状況が見られていた。

そのため、震災の影響を受けている中小企業が人材を確保できるよう、経営や労務環境を見直し、魅力を発信すること等により、人材の確保を支援する「東日本大震災被災地域中小企業等人材確保支援事業」を実施した。特に被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部では、産業の中心のひとつが水産業、水産加工業であり、漁港の復旧自体も被害が甚大で復旧に遅れが出る中、人材の流出、水産業離れが目立ったところ、それを補うべく、本事業により人材確保の取組を進めた。

また、主に都市部人材に対し、被災地域の現状や企業の魅力等を積極的に発信するとともに、企業と人材のマッチング機会を創出したほか、首都圏等に在籍するプロボノ（社会貢献を行うボランティア活動）人材による被災地企業の課題解決に向けたプロボノプロジェクトを実施した。

本事業は、平成29年度から令和2年度まで実施し、支援企業は延べ967社となった。

9. 今後の課題・対応

グループ補助金をはじめとした事業者の施設及び設備の復旧、企業立地補助金による工場等の新増設等により、産業・生業の再生が進み、岩手県、宮城県、福島県における製造品出荷額等はおおむね震災前の水準に回復した。また、復興庁が実施した岩手県、宮城県、福島県の被災市町村へのアンケート結果によると、42市町村中28市町村から、産業・生業の再生のための各種制度について、地域全体として活用することができたとの回答が得られた。さらに、被災自治体より、グループ補助金については、特に小規模事業者において有効活用され、また企業立地補助金については、魅力的で企業進出が進んだという意見が挙げられた。なお、人口減少により、企業誘致を行っても新規参入する企業は少なかったという意見があったものの、新規産業の創出や異なる事業へチャレンジする企業も多数見られたとの意見もあった。

一方で、令和元年の『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針』において、産業復興の加速化にかかる今後の課題として、製造品出荷額等が沿岸部の地方公共団体間で回復の状況に幅があること等を踏まえ、販路の確保・開拓などについて、地域の実情・課題に応じて、適切な事業者支援のあり方の検討が必要であるとされた。

また、令和3年東日本大震災グループ補助金フォローアップ調査では、震災直前の売り上げと比べた「現在」の売上の状況として、岩手県・宮城県・福島県の事業者で震災直前の売上と同水準に回復または増加となったのは39.8%であった。一方で、業種別にみると新型コロナウイルス感染症による影響を強く受けたこともあり、水産・食品加工業、旅館・ホテル業は震災直前の売上と同水準に回復または増加となった割合がそれぞれ27.5%、20.1%となっており、業種によっても幅が生じている。なお、産業に係る復興施策を評価する際には、被災地域が従前から人口減少等の課題により事業環境の面で厳しい条件にある地域であることや、新型コロナウイルス感染症の影響があること等を踏まえる必要があるとの意見がある。

売上が回復しない等課題を抱えた被災企業に対し、地域復興マッチング「結の場」や新ハンズオン支援事業等を通じて、販路開拓、新事業の立上げ等についての支援を実施している。一例として、新ハンズオン支援事業により、福島県いわき市で水産加工品業を営む（資）カネキ商店に対し、コロナ渦での消費者動向に応じた新商品開発を支援した。また、岩手県大船渡市で旅館業を営む（株）海楽荘に対し、地域観光コンテンツの磨き上げによる「大船渡の暮らしぶり体験ツアー」の開発を支援した。

その他の課題として、一部の自治体から、復興に当たってスピードを重視した結果、産業についてはじっくりと復興計画を考えることができなかつたという意見があり、平時から産業面の事前復興について検討することが必要との意見もある。国土交通省が平成30年7月に公表した「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」において、復興事前準備として、産業分野の検討体制についても留意して検討することが必要とされており、各自治体において産業面を意識した復興事前準備の取組が重要である。

事業者への金融支援については、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の支援期間満了を迎えるところ、再生計画の進捗が芳しくない事業者に対して、一部債務の免除を行う等現実的な出口対応を検討すべきとの指摘がある。

民間の商行為である取引の継続については、行政の支援だけでは限界があるとの指摘もあるところ、今後、支援機関、金融機関等とも連携しつつ、産業・生業に関する一般施策や、地方創生の施

策をはじめとする政府全体の施策も活用し、残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

雇用については、令和5年1月時点において、被災3県の雇用者数（雇用保険被保険者数）は震災前の水準を上回っており、有効求人倍率も1を超えた。また、被災3県の有効求人数・有効求職者数を見ると、建設・採掘の職業や、福祉関連の職業において、求人と求職のミスマッチが大きくなっている。こうした中で、雇用のミスマッチを解消し、被災者に寄り添った就労支援として産業一体となった雇用の創出を図るとともに、求職者の状況を踏まえたきめ細かな職業紹介等に取り組んでいくことが必要である。一方で、被災自治体が企業誘致に取り組む中で、企業の新規参入があっても地元での雇用確保が厳しい状況にあるといった意見もあり、引き続き人材確保の取組が必要である。

今回の振り返りにより、あるべき復興の姿から見た現状とのギャップを分析し、今後の復興に生かしていくことが必要である。

6章 産業・生業の再生

2節 農業・食品産業

1. 被害の概要

東日本大震災における農林水産関係の被害は甚大であった。東日本大震災発生時の農林水産関係被害額は2兆4,432億円となっており、阪神・淡路大震災の27倍、新潟県中越地震の18倍となっている。このうち、農業関係の被害額は9,005億円となっており、農地の被害が2万6,000haで被害額4,288億円、農業用施設等の被害が1万8,143か所で被害額4,717億円等となった（図表6-2-1）。

図表 6-2-1 農林水産関係被害状況

区分	主な被害	被害数	被害額(億円)	主な被害地域
農地・農業用施設等	農地	2万6千ha	4,288	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県、静岡県、新潟県
	農業用施設等	18,143か所	4,717	
	小計		9,005	
農作物等	農作物、家畜等		142	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、新潟県
	農業・畜産関係施設		493	
	小計		635	
林野関係	林地荒廃	458か所	346	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、高知県
	治山施設	275か所	1,262	
	林道施設等	2,632か所	42	
	森林被害	(1,065ha)	10	
	木材加工・流通施設	115か所	467	
	特用林産施設等	476か所	29	
	小計		3,956か所 (1,065ha)	
水産関係	漁船	28,612隻	1,822	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県から被害報告。 (さらに、富山県、石川県、鳥取県の漁船が被災地で係留中、上架中に被害。)
	漁港施設	319漁港	8,230	
	養殖施設		738	
	養殖物		597	
	市場・加工施設等 共同利用施設	1,725施設	1,249	
	小計			
合計			24,432	

- 平成24年7月5日時点、農林水産省調べ
(農地・農業用施設等は令和4年1月31日時点)
- 被害額には原子力災害による被害額は含まれていない。

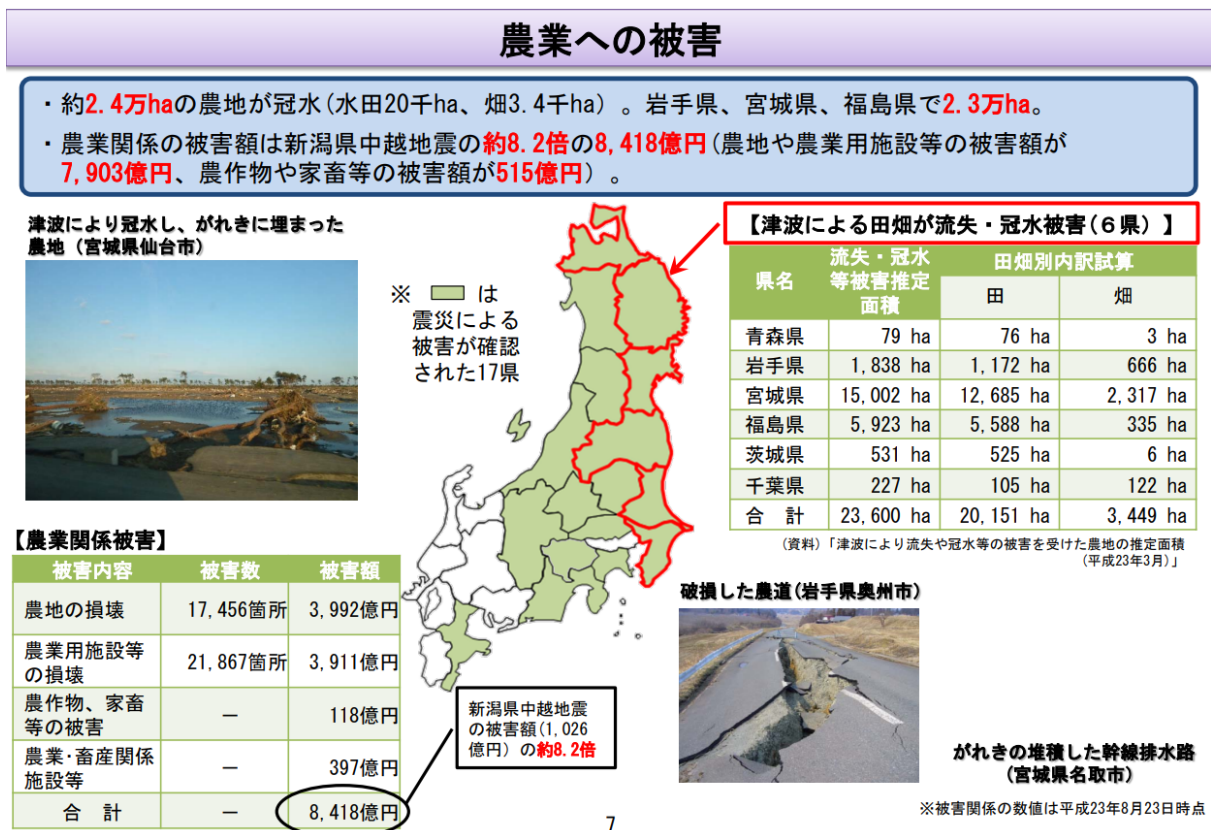
(1) 農業

農作物、家畜等の被害額は142億円、農業・畜産関係施設等の被害額は493億円にのぼった。

津波により冠水した農地では、がれき堆積、塩害による植物の枯死や根腐れ、損壊のみならず停電によるビニールハウスの室温低下に伴う被害など、幅広い被害が生じた。

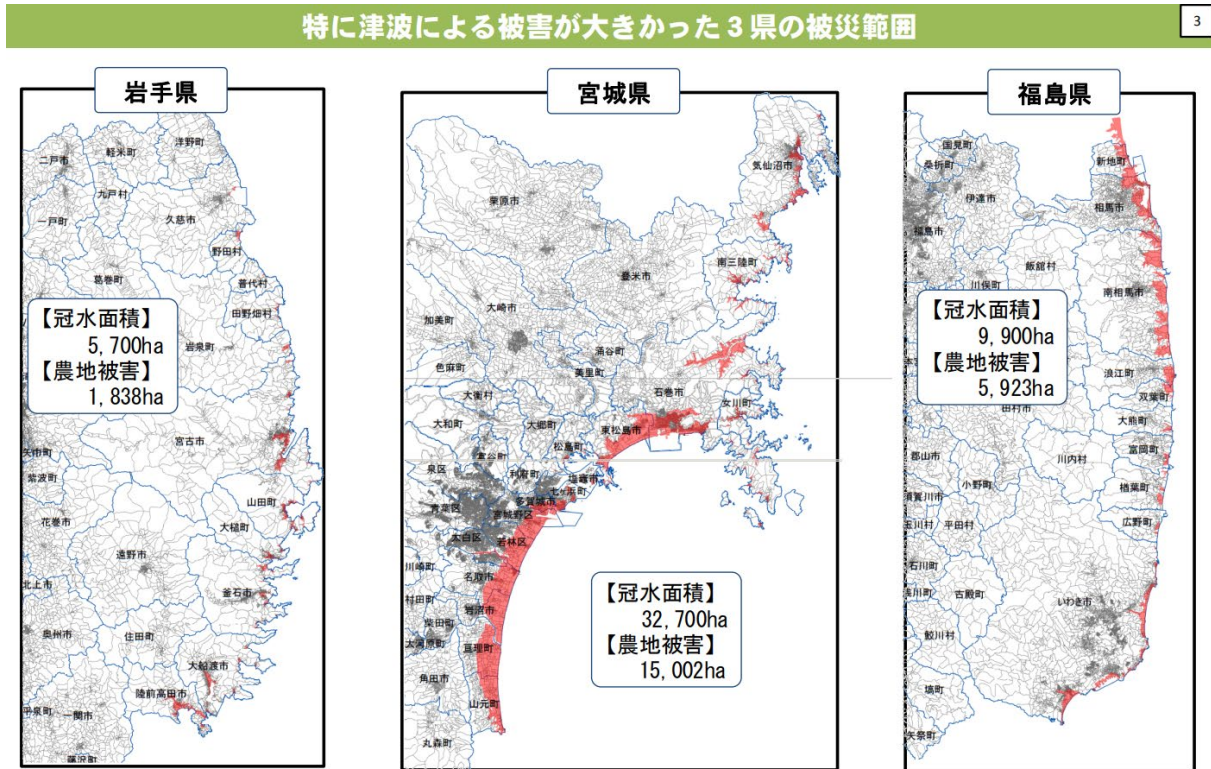
津波により被災した農地 21,480ha から公共用地等への転用が見込まれるものを除いた復旧対象農地は19,660haにのぼった。

図表 6-2-2 農業への被害概要



出所) 農林水産省「東日本大震災による農林水産業への影響と対応」平成23年9月
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo02/fukkou/pdf/0912.pdf> (令和5年7月27日閲覧)

図表 6-2-3 被災3県の津波被害概況



※赤塗り箇所が津波被災地域 (<http://www.stat.go.jp/data/chiri/map/index.htm>)より改変

※被害関係の数値は全体面積については国土地理院平成23年4月8日プレスリリース、農地面積については平成23年3月29日農林水産省プレスリリースより引用

出所) 農林水産省「東日本大震災による農地・農業用施設の被災及び復旧状況について」(平成23年7月22日)

https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/bukai/h23_2/pdf/data2.pdf (令和5年7月27日閲覧)

(2) 畜産業

家畜の水死・圧死や畜舎の損壊・流出だけでなく、太平洋沿岸にある飼料工場の被災に伴う飼料不足や餓死、停電による暖房停止に伴う凍死、燃料不足による流通機能の停止に伴う生乳廃棄などが生じた。

東北地方の太平洋沿岸にある飼料工場も、津波により被災した。これらの工場は、東北地方のほとんどの家畜用飼料の供給を賄っていた。施設の損壊や浸水などにより、生産ラインが機能しなくなったことで飼料不足が深刻となり、これらの工場から供給を受けていた畜産農家にも打撃を与えた。

酪農では燃料不足の影響により搾乳された生乳が集乳できず、また、乳業工場が被災し生乳処理の加工ができなくなったことから、生乳の廃棄処分を余儀なくされた酪農家がかなりの数に上った。

図表 6-2-4 青森県、岩手県、宮城県の3県における畜産関係被害状況



被災した飼料工場。青森県八戸市、岩手県釜石市、宮城県仙台市・石巻市など太平洋沿岸には飼料工場が多数ある

出所) 農林水産省「東日本大震災 農業の被害状況」
https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1105/spe1_03.html (令和5年7月27日閲覧)

図表 6-2-5 青森県、岩手県、宮城県の家畜関係被害状況

○ 青森県、岩手県、宮城県の3県における畜産関係被害状況（6月23日までの報告分、福島県は調査中）

	家畜被害(頭・羽)			飼養頭羽数 b (被害割合 a/b)	施設被害(棟・基・式) [※]			生乳廃棄(t)	その他
	a	水死 [津波]	圧死・餓死・凍死		全壊	半壊	一部損壊		
乳用牛	187	171	16	85,900 (0.2%)	9 畜舎2、 農具庫1		畜舎等6	13,866	
肉用牛	458	446	12	271,400 (0.2%)	10 畜舎2、 農具庫1、 飼料タワ2	畜舎等2	飼料タワ3		
牛 (乳用牛か 肉用牛かは 不明)	17	0	17	-	0				
養豚	5,850	4,037	1,813	1,065,000 (0.5%)	22 畜舎7、 飼料タワ2、 給水施設等2、 畜舎等9	畜舎1	畜舎1		
養鶏 (採卵鶏及びブロ イラー)	4,548,955	174,800	4,374,155	39,611,000 (11.5%)	32 畜舎3		畜舎23、ケージ倒壊 4、飼料タワ等2		卵廃棄40t
畜種 不明					93 畜舎57、 畜舎1、 飼料貯蔵庫1、 たい肥センター1		畜舎等12、 粗飼料貯蔵庫等6、 食肉処理施設3、 たい肥センター10、 家畜市場等2		
被害計	4,555,467	179,454	4,376,013		166	91	3	72	

出典：東北農政局調べ

飼養頭羽数については「畜産統計」（乳用牛・肉用牛：平成22年2月1日現在、養豚・採卵鶏：平成21年2月1日現在）、
「食肉流通統計」（ブロイラー：平成21年2月1日現在）

※ 施設被害で四角で囲ったものは津波によるもの

出所) 農林水産省「青森県、岩手県、宮城県の3県における畜産関係被害状況」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/110630-3.pdf> (令和5年7月27日閲覧)

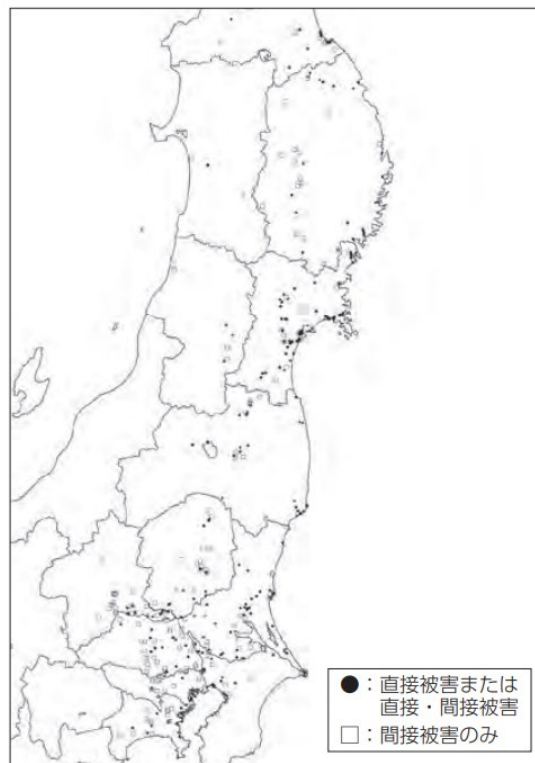
(3) 食品産業

東日本大震災は、食品産業にも大きな影響を及ぼした。被災直後からしばらくの間は、多くの食品工場の製造ラインが停止するとともに、計画停電や資材メーカーの被災により食品の包装資材の供給量が需要量に追いつかず、納豆や牛乳・乳製品等の生産に影響が生じた。また、多くの卸売市場が被災するとともに、ガソリンの供給不足により食品の流通に支障が生じたほか、東北の6県と茨城県では、多くの小売業者、外食・中食産業事業者が被災し、営業停止等の事態を余儀なくされた。

食品製造業の被害は、東北太平洋側、北関東、南関東の工場に集中していた（図表6-2-6）。業種別では、水産加工業が最も多く、次いで乳製品製造業、大豆加工業、調味料製造業が多くなっている。

各被害の発生割合をみると、最も多かったのが間接被害であるライフラインの停止、次に直接被害である建物・設備損壊、さらに間接被害である原材料の不足・入手困難、物流障害、包装資材の不足・入手困難の順に多く発生していた（図表6-2-7）。

図表 6-2-6 被害のあった工場の分布図



第1図 被害が確認された工場

出所) 農林水産省「東日本大震災における食品製造業の被害状況と復旧対応—専門紙からみた被災実態・被災への対応と操業停止期間の計量分析—」平成26年11月
https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/review/attach/pdf/141128_pr62_02.pdf
 (令和5年7月27日閲覧)

図表 6-2-7 被害の内訳

被害の種類	被害工場数	割合 (%)
直接被害		
① 建物・設備損壊	231	43.2
(a)被害甚大	42	7.9
(i)うち浸水	38	7.1
(b)部分的被害	189	35.3
(i)うち浸水	34	6.4
② 倉庫損壊	79	14.8
間接被害		
③ 原材料不足・入手困難	175	32.7
④ 包装資材不足・入手困難	168	31.4
⑤ ライフライン停止	255	47.7
(a)設備損傷停電	74	13.8
(b)計画停電	162	30.3
(c)断水	57	10.7
(d)重油不足	40	7.5
⑥ 物流障害	171	32.0
(a)ガソリン不足	71	13.3
被害を受けた工場数の合計	535	100.0

出所) 農林水産省「東日本大震災における食品製造業の被害状況と復旧対応—専門紙からみた被災実態・被災への対応と
 操業停止期間の計量分析—」平成26年11月

https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/review/attach/pdf/141128_pr62_02.pdf (令和5年7月27日閲覧)

2. 地震・津波災害からの復旧・復興

(1) 基本方針

東日本大震災復興対策本部は平成23年7月29日に「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定した。同基本方針では、東北地方の基幹産業である農林水産業については、東北を新たな食料供給基地として再生すること、①高付加価値化戦略、②低コスト化戦略、③経営の多角化戦略の組み合わせで力強い農業構造の実現を支援すること、大規模な実証研究の実施等により新たな農業を提案すること、などが示された。

これを具体化するため、平成23年8月26日に、農林水産省は①農地の復旧・整備を見据えた地域農業復興の道すじ、②地域の復興から新しい日本の創造、③原子力発電事故への対応などを定めた「農業・農村の復興マスタープラン」を策定するとともに、事業計画と工程表を取りまとめた。

(2) 予算

平成23年5月2日、農林水産関係で3,817億円（うち林業344億円、水産2,153億円）の第一次補正予算が成立した。震災からの早期復旧を目的として、①生産手段・流通機能の回復（農業生産関連施設の復旧、農業機械の導入、卸売市場の復旧支援等）、②経営の継続・再建支援（被災地域において共同普及作業等を行う地域農業復興組合（復興組合）への支援金の交付、日本公庫資金等の復旧関係資金について、一定期間実質無利子、無担保・無保証人での貸付け等の措置等）、③農畜産物等の安全確認（放射性物質の降下が見られた地域における農用地の土壌等の調査、検査体制の強化等）などを支援した。

平成23年7月25日、農林水産関係で207億円（うち林業3億円、水産198億円）の第二次補正予算が成立した。ここでは、二重ローン問題（震災前から抱える債務が負担となって新規資金調達が困難となる問題）対策、原子力災害対策（土壌等の放射性物質濃度の調査等）が盛り込まれた。

平成23年11月21日、「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえて、農林水産関係で1兆1,265億円（うち林業2,359億円、水産4,989億円）の第三次補正予算が成立した。ここでは、経営の継続・再建支援（集落営農を再開するための農地集積等に必要な取組への支援、被災農業者等を新たに雇用する農業法人等が行う研修に対する支援等）が盛り込まれた。

（農業・農村の復興マスタープランを踏まえた農業復興対策）

農業の復旧・復興については、「農業・農村の復興マスタープラン」に即し、農地等の生産基盤の復旧・整備や経営の継続・再建等に取り組むための予算措置が講じられた。

地震や津波により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の早期の復旧のため、除塩事業や災害復旧事業等を実施するとともに、余震等により損壊のおそれがある農業用排水路、ため池等の農業水利施設の耐震性を強化するための整備が行われた。また、市町村が策定する復興計画と連携し、地域農業の再興に向けた農業基盤の整備計画を策定するとともに、区画整理や換地等に伴う農地集積のための農業者団体等による調査、調整活動への支援が行われた。

「経営の継続・再建」については、被災市町村において、集落での話し合いに基づき、今後の地

域農業の再開のための計画を作成する場合、計画の作成とその実現に向けた農地の集積等に必要な取組への支援が行われた。また、被災農業者等を新たに雇用する農業法人等が実施する実践的な研修に対する支援が行われたほか、引き続き、復旧・復興関係資金の実質無利子、無担保・無保証人での貸付け等の金融支援が行われた。

「6次産業化や再生可能エネルギーの活用」については、被災地における農林漁業者と食品産業事業者等との連携による6次産業化の取組に必要な農林水産物の生産・加工・販売施設等の整備への支援が行われた。

(3) 復興施策

1) 農地の復旧・整備を見据えた地域農業復興の道すじ

a. 農地の復旧までの被災農業者の所得確保等

被災農業者が被災農地を復旧し営農・経営再開するためには複数年を要する場合もあるため、その間の雇用・収入を得る機会を確保することが必要であった。

このため、災害復旧事業を行う際に、被災農業者が災害復旧事業の作業員として優先的に雇用されるよう配慮した。また、地域において農業者が共同で行う復旧作業等の取組に対して、被災農家経営再開支援事業で組織された復興組合等を通じて支援金を交付することにより、経営再開までの間、必要な支援を行った。

さらに、被災農業者の負担ができるだけ軽減され、意欲をもって経営再開に取り組むことができるよう、実質無利子、無担保・無保証人での貸付け等の措置により支援した。なお、被災農林漁業者を含む事業者に係る債権を買い取って支援する仕組み（各県の産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構）を整備した。加えて、土地改良負担金を償還中の地区においては、経営再開までの間、負担金償還のための利子助成を行い、農業者の経済的負担を軽減した。また、被災農業者が経営再開までの間、農業法人等に一時的に雇用される形で、農業技術や経営ノウハウを習得するための取組を支援した。さらに、早期の営農再開に向けて、営農に不可欠な土地改良施設を管理し、地区内の農業用水の配水調整を行っている土地改良区の正常な運営を確保できるようにした。

やむを得ず、住み慣れた土地から移転せざるを得ない被災農家等に対しては、農山漁村の受入れ情報を提供し、受入れ可能な地域とのマッチング等を推進した。

なお、これらの支援を行うに際し、ハローワークを通じた、被災者向け農業求人情報等の提供、就職先のあっせんや、被災農業者の雇用機会を創出するための事業主への支援なども紹介し、活用してもらうことが有効であった。

また、避難先等で荒廃農地を活用して営農再開を図る被災農家等に対しては、荒廃農地の再生作業や再生農地における営農活動への支援を実施した。

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

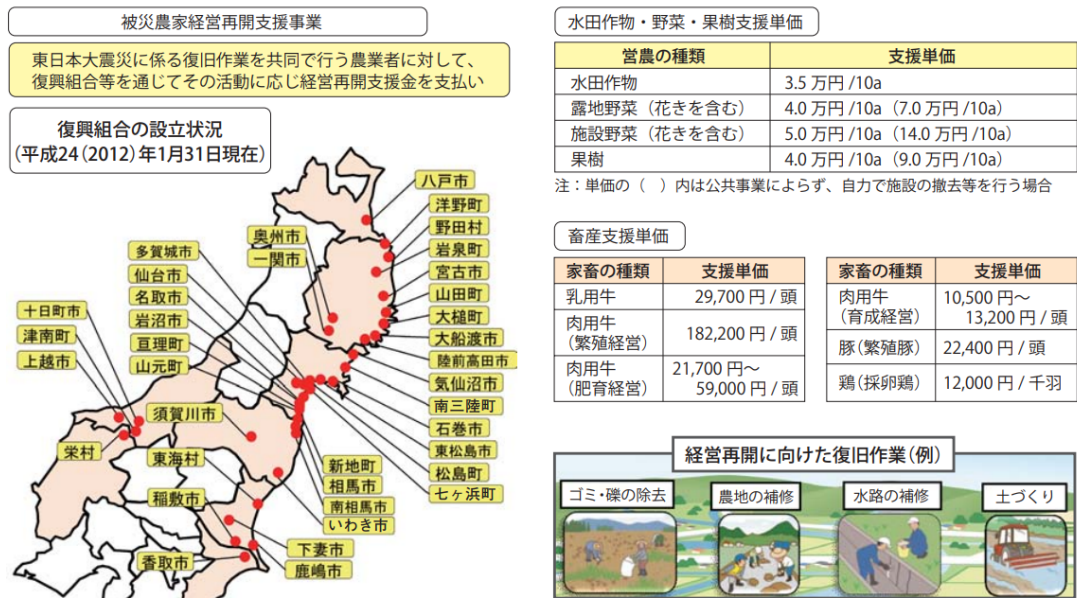
① 被災農家経営再開支援事業【復興庁計上】[事業実施主体：県、市町村]

東日本大震災で被害を受けた地域において、地域の取組として、経営再開に向けた復旧作業を

共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を目指した。

平成28年3月時点までに、286件、10,720,615千円が交付された。

図表 6-2-8 経営継続・再開のための支援概要



資料：聞き取り調査等を基に農林水産省で作成

② 農業経営の復旧・復興のための金融支援【復興庁計上】[取扱金融機関等：(株)日本政策金融公庫、農協等]

被災農業者等の復旧・復興のための取組について、実質無利子、無担保・無保証人等での貸付け等により支援した。

令和3年3月時点までに、10,365件(うち林業41件、漁業3,461件)、3,919億円(うち林業65億円、漁業1,526億円)の貸付けを行った。また、保証実績は、5,225件(うち林業142件、漁業4,351件)、1,608億円(うち林業92億円、1,402億円)。

③ 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体]

被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業負担金について、営農が再開されるまでの間、国が利子を助成した。

平成29年3月時点までに、事業実施主体に124,104千円を交付し、延べ275地区で活用された。

④ 被災者向け農の雇用事業【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体等]

被災農業者等を農業法人等が新たに雇用し、農業技術や経営ノウハウ等を習得するための実践的な研修を実施した場合に、その経費の一部を助成した。

平成28年3月時点までに、379件、664,699千円が活用された。

⑤ 被災土地改良区復興支援事業【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体]

被災により経常賦課金の支払いが困難な農家の迅速な営農再開を図るため、土地改良区に対して資金借入の無利子化や業務書類・機器等の復旧に対する支援を実施した。

平成29年3月時点までに、事業実施主体に413,203千円を交付し、延べ158土地改良区に活用された。

⑥ 農山漁村被災者受入円滑化支援事業【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体等]

都道府県や農林水産関係団体等の協力の下、農山漁村における農林水産業関係の雇用、農地や住まい等に関する受入れ情報を被災農家等へ提供するとともに、他の地域へ移転を希望する被災農家等と受け入れ可能な農山漁村とのマッチングを行うことにより、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を支援した。

平成28年3月までに87件のマッチングがあった。

⑦ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（復興対策／福島復興対策）事業（東日本大震災復興交付金／福島再生加速化交付金）【復興庁計上】[事業実施主体：県、市町村、農業協同組合]

東日本大震災により著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興や避難住民の早期帰還による農林水産業の再開に向け、生産施設、生産環境施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援した。

令和3年3月時点までに、東日本大震災復興交付金では49件、7,473,836千円（国費5,678,319千円）、福島再生加速化交付金では11件、4,113,284千円（国費2,986,732千円）が配分された。

例えば、福島県楡葉町は、平成27年9月に避難指示解除準備区域が解除され、住民の帰還を促進するため、新しい農業の創出が課題となっていた。こうした中、さつまいもの6次産業化に取り組む白ハトグループの（株）しろはとファームは新たな栽培地を検討しており、楡葉町に農地の確保を求めたところ協力が得られることになり、平成30年からさつまいもの栽培を開始した。また、同社の技術支援を受けた農家が生産したさつまいもは白ハト食品工業株式会社により全量買取りが行われた。平成31年4月に（株）福島しろはとファームが設立され栽培面積が拡大、町も令和2年9月に甘藷貯蔵施設を整備し同社に貸与することで通年での安定供給が可能となった。さらに、町は栽培農家の拡大に取り組むなど企業と連携したさつまいもの一大産地づくりに取り組んでいる。

⑧ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業【復興庁計上】[事業実施主体：耕作放棄地対策協議会]

被災農家が、避難先等で荒廃農地を活用する際に、荒廃農地の再生作業や再生農地における営農活動への支援を実施した。

令和2年3月までに、110件活用された。

b. 将来の農業・農村の中心となる経営体の確保

地域農業復興のためには、農家が集まって地域農業のあり方等を考える場を設けるなどコミュニティの復活が不可欠であり、被災農家経営再開支援事業で組織された復興組合等を基礎として、地域農業の復興や新たな担い手の創出等も含めた議論をしていく必要があった。

具体的には、被災市町村において、被災地域の農業者の今後の営農意向、第三者への農地の委託の意向や支援ニーズ等を把握・確認しつつ、復興組合等を基礎に集落・地域レベルでの徹底した話し合いを行い、当該集落・地域における担い手や農地利用のあり方等を議論していくこととした。

これと併行して、被災市町村においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」に示されているとおり、地域の特性に応じた将来像を描くため、市町村、JA、復興組合、集落営農や農業法人等の関係者等による打合せを行い、(1)高付加価値化戦略、(2)低コスト化戦略、(3)農業経営の多角化戦略を組み合わせながら、復興後の地域農業の担い手を確保するための道すじを示したプランづくりが重要であった。

なお、復興に当たり、女性の能力を最大限に活用することが重要であり、プランづくりに当たっては、企画・立案段階から女性の積極的な参画を求めることが適当であった。

このプランで描いた地域農業の復興が速やかに実現できるよう、地域の担い手への農地の利用集積の加速化や、その経営能力の向上、農業機械・施設の導入、低コスト化のための被災農地の大区画化整備等の促進を図った。

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

① 経営所得安定対策

米、麦、大豆等を生産する認定農業者、認定新規就農者、集落営農等に対して、交付金を直接交付した。

令和3年3月時点までに、のべ111万8,194件、8,122億千円が交付された。

② 青年等就農資金[取扱金融機関：(株)日本政策金融公庫、農協等]

新たに農業経営を営もうとする青年等を対象に、農業経営を開始するために必要な資金を無利子、実質無担保・無保証人で貸し付けることにより、新規就農を支援した。

③ 農村地域復興再生基盤総合整備事業【復興庁計上】[事業実施主体：都道府県、市町村]

東日本大震災や原子力災害により被災した地域において、農業・農村の復興・再生に必要な農地・農業用施設や集落道等の整備を総合的に実施した。

令和3年3月時点までに、597件、55,752,000千円が交付された。

c. 生産関連施設等の及び営農等への支援

営農再開が見込まれる地域から農作業等の時期までに必要となる施設機械等が利用可能となるよう、被災した共同利用施設の復旧や被災農業者等が行う機械導入も対象とした助成措置等を活用しながら、生産関連施設等の復旧・整備を支援した。

その際、被災農家の負担軽減の観点から、実質無利子、実質無担保・無保証人（担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求）での災害

復旧・復興関係資金の貸付け等の金融支援などを措置し、これら助成措置と金融措置を被災地域の実情に即して組み合わせるなど、被災地域の実情に応じた支援を行った。

また、被災農業者の速やかな営農再開を支援するため、普及指導センター、試験研究機関、市町村及びJA等の関係機関が連携し、被災農地の生産技術等に関する相談・指導活動など農業者や産地への支援を行った。

さらに、営農再開に当たっては、より効率的な営農体制の確立に向け、農業者の意向を踏まえつつ、集団化・大規模化等の新たな営農・流通システムの導入、新たな品目や高度な生産・管理技術の導入等、関係機関と連携した支援を施設の復旧・整備とセットで取り組んだ。

特に、津波被害を受けた地域にあつては、水耕栽培等塩害対策を容易にすることができる施設園芸の推進も視野に入れ、早期の営農再開を図った。

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

① 東日本大震災農業生産対策交付金【復興庁計上】[事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等]

農業用施設や営農用資機材などに被害を受けた地域において、施設の復旧・再編、農業機械の導入や次期作に必要な資材等を支援した。

令和3年3月時点までに、1,100件、23,326,800千円が活用された。

例えば、宮城県気仙沼市小泉地区では、三菱商事から気仙沼市に対して大型ハウスの取組について提案がなされ、平成26年10月、地元の農家によって(株)サンフレッシュ小泉農園が設立された。本農園では、東日本大震災農業生産対策交付金や三菱商事復興支援財団の出資などの支援を活用して、オランダ型の大規模養液栽培施設(2ha)を整備し、約4万3,000株のトマトの苗木を栽培し、年間約600tを出荷している。当該施設には、最先端のICT技術が導入されており、ハウス内での養液の制御、温度、二酸化炭素濃度の管理を全てコンピュータで行うとともに、作物の生育状況や労務に関するデータ、農薬等の在庫管理の記録・分析を行い、問題点の洗い出しと改善を行うことで、収量の向上や経費削減効果につなげており、国際的に取得が進んでいる「GLOBALG. A. P.」も取得している。また、同社の水耕栽培施設は従来のような重労働が少なく、女性でも働きやすいため、従業員の7割が女性であり、農業の担い手不足の解消と地域の雇用創出にも貢献している。

② 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(復興対策/福島復興対策)事業(東日本大震災復興交付金/福島再生加速化交付金)【復興庁計上】(再掲)

③ 農業経営の復旧・復興のための金融支援【復興庁計上】(再掲)

④ 協同農業普及事業[事業実施主体：都道府県]

高度な技術・知識を持つ普及指導員を都道府県に設置し、普及指導員が農業者に直接接して技術・経営指導等を実施した。具体的には、放射性物質の吸収抑制対策や被災地における営農再開に向けた支援等、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組を行った。

⑤ 再編強化法に基づく金融支援

被災地域の農漁業者の経営再開・再建への的確な支援に向けた、農漁協等の金融機能の維持・強化を図るため、被災農漁協等に対し、農水産業協同組合貯金保険機構と農漁協系統金融機関の支援法人から一体的に資本増強を実施した。

岩手県、宮城県、福島県の8農協及び1漁協に対し、総額570億円の資本増強を実施した。

d. 6次産業化等高付加価値化

東北においては、その農産物を主に一次産品として首都圏等に供給してきたため、食品産業の占める割合が低くなっている。しかし、農産物の付加価値を高め、今後の地域の所得や雇用の創出を図る上では、東北地域の特色を生かしながら、輸出も見据えた6次産業化の取組を強化していくことが不可欠であった。

この際、被災地の農林漁業者等が単独で経営を再開し、かつ6次産業化に取り組むことは困難な場合もあることから、他の事業者等との連携を図ることにより被災地のブランドの再生・創造を図った。また、マーケティング等の専門的アドバイスを行う体制整備を図るとともに、加工・販売等に取り組む農業者に対する資本強化策の構築に取り組んだ。

また、農産物の高付加価値化を図るため、新たな品種や技術の開発・普及を進め、かつ知的財産を総合的に活用することにより、「強み」のある農畜産物を実需者と連携して生み出す取組を支援するほか、環境保全型農業の先進地域である東北において、これまで培ってきた人材や技術力等を活用しつつ、環境保全型農業の取組の一層の高度化・拡大を支援した。さらに、HACCP（危害要因分析重要管理点）など品質等を客観的に評価できる取組を行い、安全・安心な農産物・食品の生産拠点の構築を支援した。

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

① 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開〔事業実施主体：(株)農林漁業成長産業化支援機構〕

農林漁業成長産業化ファンド（(株)農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE））を通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、出資等による支援を実施した。

令和3年3月時点までに、8件、284,800千円（岩手県、宮城県、福島県）が活用された。

例えば、福島県いわき市の（有）とまとランドいわきは、平成13年の会社設立前から、本州では初となるオランダ式の養液栽培施設を建設し、トマト、イチジク、いちごなどを生産し、平成19年からは農産品の加工事業を開始するなど事業を拡大してきた。

震災以後は、原発事故による風評対策として苗の植え替えや検査体制の確立に取り組む一方で、平成25年に（株）ワンダーファームを設立し、平成26年、A-FIVEが出資を行ったふくしま地域産業6次化復興ファンドの支援決定を受け、トマト狩りの体験やトマトジュースなどの加工食品の開発、地元の新鮮な野菜を食材とするレストランや地域の農産物を販売するショップなどを備えた複合型施設「ワンダーファーム」を平成28年に開業した。

さらに、JR東日本との共同出資により平成26年に（株）JRとまとランドいわきファームを設立し、植物工場方式によるトマト栽培ハウスを建設、JR東日本のネットワークを活用して首都圏での事業拡大を進めるなど、農業の枠を超える多彩な事業を展開している。

② 6次産業化ネットワーク活動交付金（現：農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策）〔事業実施主体：地方公共団体、民間団体等〕

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組及び市町村の6次産業化戦略・構想に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援した。

令和3年3月時点までに、152件、2,168,547千円が交付された。

③ 食品の品質管理体制強化対策事業〔事業実施主体：民間団体等〕

国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の国際標準の導入促進に係る取組を支援した。

令和3年3月時点までに、57件、1,392,621千円が交付された。

④ 新品種・新技術の開発・保護・普及に向けた支援〔事業実施主体：地域協議会、民間団体等〕

新たな品種や生産技術を用いて消費者や実需者のニーズに的確に対応するとともに、戦略的に知的財産も活用し、品質・ブランド力など「強み」のある農畜産物を生み出す取組を支援した。

e. 畜産

畜産の復旧・復興に当たっては、小規模な家族経営を含む様々な意欲ある多様な経営を育成・確保していくため、規模拡大による効率化のみを追求するのではなく、加工・販売といった6次産業化への取組を含め、地域の特性等それぞれの置かれた環境を踏まえた多様な取組を通じて、経営体質を強化しつつ、持続可能な畜産への転換を図っていくこととした。

また、被災した関連施設については、災害発生時のリスクを軽減するため、流通の合理化に配慮しつつ、乳業工場等の配置の分散化についても検討を要した。加えて、畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、地域間・地域内で連携しうる体制を構築するとともに飼料穀物の適正な備蓄水準を確保した。

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

- ① 東日本大震災農業生産対策交付金【復興庁計上】（再掲）
- ② 被災農家経営再開支援事業【復興庁計上】（再掲）
- ③ 農業経営の復旧・復興のための金融支援【復興庁計上】（再掲）
- ④ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（復興対策／福島復興対策）事業（東日本大震災復興交付金／福島再生加速化交付金）【復興庁計上】（再掲）
- ⑤ 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（東日本大震災復興交付金）【復興庁計上】（再掲）
- ⑥ 農山村地域復興基盤総合整備事業（福島再生加速化交付金）【復興庁計上】（再掲）
- ⑦ 農村地域復興再生基盤総合整備事業【復興庁計上】（再掲）

⑧ 高収益型畜産体制構築事業〔事業実施主体：民間団体〕

地域ぐるみで収益力を向上させる新たな取組を実証するために必要な経費を支援するほか、このような取組の全国的な普及活動等を支援した。

この結果、平成26年及び27年度の2年間で、地域の特徴を生かして収益力を向上させる新たな取組について、被災地（岩手県、宮城県、福島県）で4件、8,426千円の実証調査を実施した。

2) 地域の復興から新しい日本の創造へ

東北を日本の食料供給基地として再生・創造するため、関係機関と連携し積極的に推進した。例えば、自立・分散型エネルギーシステムの構築に向け、地方自治体や地域の各種関係団体とも必要な連携を取りながら、地域全体の食料供給力の維持向上に資する場合には、農地への再生利用が困難と見込まれる荒廃農地等を有効活用するなど、太陽光、風力、地熱、バイオマスや小水力等多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進を図ることとし、地域調整や資金の円滑化、事業収益性の向上等に取り組むとともに、省エネルギー型農業を積極的に推進した。

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

① 農地・水保全管理支払交付金【復興庁計上】

② 木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木質バイオマス関連施設整備事業（東日本大震災復興交付金／福島再生加速化交付金）【復興庁計上】

被災地において、木質系震災廃棄物や未利用間伐材等の地域材を活用した木質バイオマス関連施設の導入に係る可能性調査や当該施設の整備を支援した。

③ 森林整備加速化・林業再生対策[事業実施主体：地方公共団体、民間団体、地域協議会]

未利用間伐材等の収集・運搬機材、木質チップ・ペレットの製造施設、木質ボイラー等の整備を支援するほか、木質バイオマス発電施設本体に対する資金融通等により支援する。

平成31年3月までに、8,522件、92,221,218千円が活用された。

④ 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業[事業実施主体：地方公共団体、民間団体等]

小水力等発電施設の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組及び技術力向上のための研修会等の取組を支援した。

平成31年3月までに、89件、367,638千円が活用された。

⑤ 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業（復旧・復興対策）【復興庁計上】 [事業実施主体：地方公共団体、民間団体等]

被災地（岩手県、宮城県、福島県）における、小水力・太陽光等の再生可能エネルギー発電施設の導入に係る調査設計等の取組を支援した。

平成31年3月までに、24件、160,100千円が活用された。

⑥ 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業[事業実施主体：民間団体、地方公共団体]

農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる各種の手續や取組を総合的に支援した。

平成30年3月までに、3件、33,052千円が被災地域（宮城県、福島県、岩手県）で活用された。

- ⑦ 農山漁村再生可能エネルギー導入事業[事業実施主体：民間団体、地方公共団体]
被災地において再生可能エネルギー導入可能性調査を実施するとともに、小水力・太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入に係る調査設計及び施設整備を支援した。
平成25年3月までに、37件、578,755千円が活用された。
- ⑧ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（復興対策／福島復興対策）事業（東日本大震災復興交付金／福島再生加速化交付金）【復興庁計上】（再掲）
- ⑨ 農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業（うち小水力発電整備）[事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等]
農業水利施設を活用した小水力発電施設の新設及び更新を支援した。
令和3年3月時点までに、6件、244,384千円が被災地（岩手県、宮城県）で活用された。
- ⑩ 次世代施設園芸導入加速化支援事業 [事業実施主体：民間企業・生産者・地方自治体等からなるコンソーシアム等]
地域資源のエネルギー活用や先端技術と強固な販売力を融合し、津波により塩害を受けた農地でも営農可能な大規模な施設園芸団地の整備を支援した。
平成28年3月までに、宮城県拠点を整備（855,948千円を活用）。
- ⑪ 施設園芸等燃料価格高騰対策[事業実施主体：農業者グループ]
施設園芸等の省エネルギー対策に計画的に取り組む産地を対象として、燃料価格が高騰した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築を支援した。
令和3年3月時点で、岩手県（3地域）、宮城県（10地域）、福島県（2地域）において、活用されている。
- ⑫ 農業水利施設等の震災対策[事業実施主体：国、都道府県、市町村等]
余震等により損壊のおそれがある農業用排水路や地盤沈下した地域の排水施設の整備、ため池等の農業水利施設の耐震性を強化するための整備を実施した。
例えば、和賀中部地区や、岩木川左岸（二期）地区、松沢地区で実施された。
- ⑬ 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（東日本大震災復興交付金）【復興庁計上】[事業実施主体：市町]
東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進するため農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施する。宮城県石巻市の貞山地区・大街道地区・釜地区や、福島県新地町の牛川地区で実施された。
- ⑭ 農業基盤整備促進事業（福島再生加速化交付金）【復興庁計上】[事業実施主体：福島県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等]
避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化するため、農山村地域の復興・再生に必要な農地・農業水利施設や老朽施設のきめ細やかで簡易な整備を実施した。
例えば、山木屋地区や、檜葉地区で実施された。

3) 自然調和型産業を核とする活力ある産業の育成

東北の農山漁村の有する豊かな自然は大きな魅力であり、これをセールスポイントとして人を呼び込むことが復興にとって重要であった。

旅行関連業界や食品産業と連携し、東北の豊かな食材・食文化の活用や、農林漁業や地場産業との連携による東北ならではの新たな観光スタイルを、管内の関連事業者に提案することなどにより、東北の観光業の復興に資することとした。

また、農業等の自然調和型産業を核としつつ、農山漁村に存する様々な資源を活用して、素材、エネルギー、医療等の分野で新たな産業を育成するためには、全国の民間企業、公設試験場、大学や独立行政法人等の知見や強みを最大限活用すること、また産学官連携の下、復興を支える技術革新を促進することが重要である。特に、地域経済への還元が期待され、さらには林業の成長産業化にも資する木質バイオマスの利用拡大を図る取組は重要であった。

このため各地域の関係者との調整を行っていくことはもちろん、全国の研究機関等と連携し、地域の発展の可能性を検討することが必要であった。

加えて、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）においては、津波被災地域において食料供給等施設（農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等）の整備を促進するための農地法等の特例が措置されていた。

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

- ① 農山漁村振興交付金（都市農村共生・対流及び地域活性化対策、農泊推進対策）〔事業実施主体：地域協議会等〕

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、「農泊」を推進する取組を支援した。

令和3年3月までに、149件、995,560千円が活用された。

- ② 先端的な農業技術を駆使した大規模農業の実証研究の実施など、国立研究開発法人、大学、民間や都道府県等の総力を結集し、先進的な技術の開発・実用化を戦略的に推進した。〔事業実施主体：民間団体等〕

例えば、ロボットを活用した省力的技術の開発等の研究や、現場が直面している課題の解消に資する現地実証や社会実装に向けた取組等の研究を行った。

4) 自然に根ざした豊かな生活基盤の形成

農村地域は、食料供給の機能だけでなく、農地とその周辺の山や川等の自然・地形、森林、集落等が調和し、豊かな環境と美しい農村景観を有している。

こうした農村地域の魅力を活用し、福祉施設等における健康目的・生きがい目的としての農作業等と異業種が連携した医福食農連携や教育等の観点も踏まえ、新たなライフスタイルを提供することができる。

このような農村地域の魅力を主導的に発信し、関係部局との連携・調整を行うとともに、復興に当たっては、農山漁村コミュニティの維持・再生を図るとともに、地域内外のNPO、企業等の参加を推進することとした。

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

- ① 食料産業・6次産業化対策交付金（現消費・安全対策交付金）のうち地域での食育の推進
〔事業実施主体：都道府県、市町村、農業協同組合等〕
食育推進計画に掲げられた目標のうち、農林漁業体験機会の提供等、農林水産省関係の目標達成に向けて地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援した。（支援地域：岩手県、宮城県栗原市、宮城県遠田郡湧谷町）
- ② 農山漁村振興交付金（都市農村共生・対流及び地域活性化対策、農泊推進対策）（再掲）
- ③ 学校給食地場食材利用拡大モデル事業〔事業実施主体：市町村、民間団体等〕
学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着に向けて、行政及び給食センター、生産者、学校関係者による推進会議の立上げや学校での地場食材を使用した献立提供等のモデル的な取組を支援した（実施地域：岩手県釜石市、岩手県紫波郡紫波町、福島県会津若松市）。

3. 原子力災害からの復旧・復興

平成23年8月26日『平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)』が成立し、同日に原子力災害対策本部が公表した「市町村による除染実施ガイドライン」において、農地の扱いについては9月中旬に除染の適当な方法や必要な範囲などを公表することとした。これを受け、9月30日に原子力災害対策本部で決定した「農地の除染の適当な方法等の公表について」において、推定年間被ばく線量が20ミリシーベルトを下回っている地域において、2年後までに50%減少、長期的には1ミリシーベルト以下になる程度に空間線量率を引き下げること为目标とした。また、11月には放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針が策定され、農用地における土壌等の除染等の措置については、農業生産を再開できる条件を回復させる点に配慮することとされた。

こうした中で農林水産省は、農地における除染技術に関して、同年9月14日に「農地土壌の放射性物質除去技術(除染技術)」を、平成24年3月2日に「農地土壌の放射性物質除去技術(除染技術)作業の手引き」を、8月23日に「農地除染対策の技術書」を取りまとめた。

農地の除染方法については、①耕起されていないところは表層部分の土壌を削り取ることが適切、②土壌中放射性セシウム濃度が5000ベクレル/kg以下の農地では廃棄土壌が発生しない反転耕等を実施することが可能、③5000ベクレル/kgを超える農地では表土削り取り、水による土壌攪拌・除去または反転耕が適当、とされた。

これを踏まえ、平成25年5月に改正した「農業・農村の復興マスタープラン」において、原子力発電所事故への対応の基本的な考え方としては、次の通りとした。

原子力災害対策本部の下、関係府省が連携し、迅速かつ適切な損害賠償、安全な農畜産物の供給、風評被害の防止等に取り組むこととした。

また、政府等による出荷制限指示等に係る損害や、いわゆる風評被害等により生じた被害について、東京電力の適切かつ速やかな損害賠償により農業者等の経営の早期回復・再開等を進めるため、原子力損害賠償紛争審査会の策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日)、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補(農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について)」(平成25年1月30日)等を踏まえ、関係都道府県や団体、東京電力等との連携を密にし、中間指針等の内容など損害賠償に関する情報提供、働きかけ、損害賠償額の算出方法の助言等を実施した。

- (1) 安全な農畜産物の供給に向けた農畜産物の検査体制の強化について原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、対象都県が農畜産物の放射性物質濃度の検査計画を策定する際に、農林水産省は厚生労働省と協力しつつ、検査品目・頻度等について助言した。

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

① 地方自治体に対する検査機器導入への補助【厚生労働省、農林水産省】

農畜産物等におけ

る放射性物質濃度を把握する

ために必要な検査機器の整備等を実施した。

令和2年9月時点までに、全国で330台以上が導入された。

② 地方自治体からの依頼に基づく検疫所、国立試験研究機関及び契約検査機関における検査【厚生労働省、農林水産省】

農畜産物・特用林産物等に含まれる放射性物質濃度の調査を実施した。

令和2年9月時点までに、全国で7万5,000件以上の検査を受け入れた。

③ 畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体等]

営農再開地域等における技術指導、地域において実施する飼料等の放射性物質の検査体制構築のための検査機器の導入等を支援した。

この結果、放射性物質に対応した畜産生産のための作業マニュアルを作成し、福島県を含む全国に共有するとともに、平成26年12月11日に福島県福島市太田町で安全な畜産物の生産と消費への取組に関するシンポジウムを開催し、福島県産の農畜産物に対する一般消費者の理解醸成に努めた。

④ 放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体等]

各自治体が実施する、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」等に基づく放射性物質の検査や農地土壌等の調査を支援した。

⑤ 福島県農林水産業再生総合事業（現：福島県農林水産業復興創生事業）【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体等]

福島県の農林水産業の再生に向けた総合的な支援の中で、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」等に基づく放射性物質の検査や産地における自主検査と検査結果に基づく安全性のPR等を支援した。

(2) 原子力災害対策本部の指示による食品の出荷制限の設定・解除等について農畜産物の検査に協力する等により安全な農畜産物の供給を確保することとした。また、生産者に対して、安全な農産物の生産に資するための技術指導やQ&Aの作成・公表により、円滑な営農を推進した。

さらに、肥料等の放射性セシウムの暫定許容値を設定（「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）し、肥料や培土中の放射性セシウム測定のための検査方法等を制定するとともに、暫定許容値を超える肥料等の適切な処理、保管について関係省庁、県と連携して対応を進めることとした。特に、放射性セシウムを含む稲わら等については、「暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について」（平成23年8月19日付け23生畜第1208号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農業生産支援課長通知）、「高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の隔離一時保管について」（平成23年8月25日付け23生畜第1278

号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、畜産企画課長、農業生産支援課長通知)に基づく適切な管理等を徹底することとした。

また、適正な飼料給与など家畜の適正な飼養管理、点検・指導の再徹底を図るとともに、関係県と意見交換・情報共有を行うことにより、段階的な出荷制限の解除が図られた。

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

① 放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策【復興庁計上】(再掲)

② 東日本大震災農業生産対策交付金【復興庁計上】(再掲)

放射性物質の影響から、利用可能であるにも関わらず利用が滞っている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立等を支援した。

令和3年3月時点までに、6件、102,220千円が活用された。

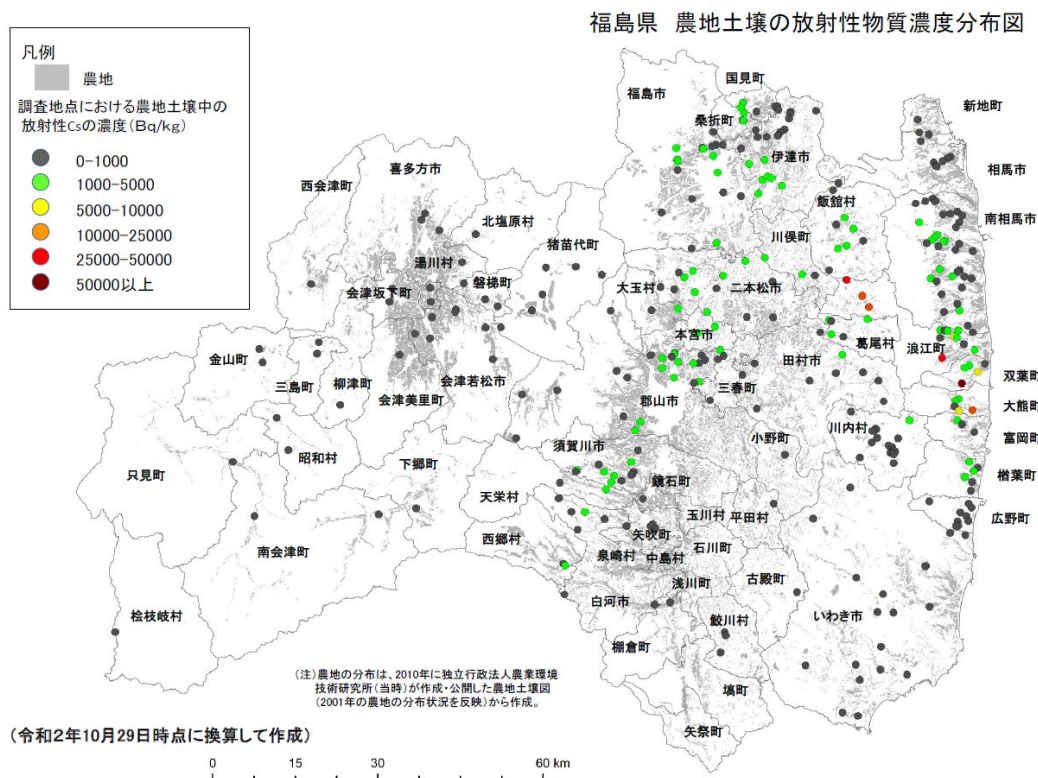
③ 福島県農林水産業再生総合事業(現：福島県農林水産業復興創生事業)【復興庁計上】(再掲)

(3) 農地土壌等における放射性物質の推移等を把握するための調査を実施農地土壌等における放射性物質の除去・低減を図った。

また、放射性物質の基準値超過が見られる品目における放射性物質低減技術、除染後農地の維持管理技術等の開発を行うとともに、得られた成果・技術について、現場への導入・普及の促進を図った。

さらに、関係省庁、県、市町村、土地改良区等と連携して、営農再開・農業復興の観点から、ため池等の農業水利施設の放射性物質対策を推進した。

図表 6-2-9 福島県の農地土壌の放射性物質濃度分布図



具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

- ① 農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体等]
東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質の影響を受けた農地において、除染や営農上の対策を進めるための基礎的な知見として、農地土壌等における放射性物質濃度の調査を実施し、測定結果を取りまとめ、農地土壌の放射性物質濃度分布図として公表している。
- ② 農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発【復興庁計上】[事業実施主体：民間団体等]
放射性物質の基準値超過が見られる品目の出荷の再開に資する技術、農作物の放射性物質吸収抑制資材であるカリウムの施用の適正量を明確にするための土壌リスク評価技術を開発した。
平成 24～26 年度に計 6.17 億円の予算で水稻、畑作物、果樹、茶、飼料作物等を対象に放射性物質の除染、移行低減のための体系的な技術の開発を行った。市販化された表土削り取り機は令和 3 年 3 月時点までに飯舘村等に 10 台が導入された。土壌リスク評価の試験成果は、生産現場での施肥の目安として福島県で指針として採用された他、開発した移行低減技術をマニュアル等として配布・普及させ、早期営農再開に貢献した。
- ③ 営農再開のための放射性物質対策技術の開発[事業実施主体：民間団体等]
除染後農地の省力的維持管理技術の開発、農地への放射性物質流入防止技術の開発等を行った。
平成 27～29 年度に計 1.88 億円の予算で研究開発事業を行い、あんぼ柿や牧草等、事業開始した平成 27 年度時点では対応が十分でなかった品目での放射性物質移行低減対策技術や、その他品目の効率的・効果的な移行低減対策、土壌リスク評価技術の開発に取り組んだ。開発した移行低減技術をマニュアル等として配布・普及させ、営農再開の拡大に貢献した。
- ④ 放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策【復興庁計上】(再掲)
- ⑤ 東日本大震災農業生産対策交付金(放射性物質の吸収抑制対策)【復興庁計上】(再掲)
- ⑥ 福島県営農再開支援事業(放射性物質の吸収抑制対策)【復興庁計上】[事業実施主体：福島県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等]
放射性物質の農作物への吸収を抑制する資材の導入等を支援した。
令和 3 年 3 月時点までに、657 件、10,198,256 千円が活用された。
- ⑦ ため池等汚染拡散防止対策実証事業【復興庁計上】[事業実施主体：国、福島県、市町村、土地改良区]
ため池等の農業水利施設における水質・底質の放射性物質のモニタリング調査を行い、放射性物質の分布と動態を把握するとともに、ため池等の農業水利施設からの放射性物質の拡散を

防止する対策技術を確立した。

令和3年3月時点までに、51件、5,030,000千円が活用された。

⑧ 農山村地域復興基盤総合整備事業のうち農業水利施設等保全再生事業（福島再生加速化交付金）【復興庁計上】[事業実施主体：福島県、市町村]

営農再開・農業復興の観点からの対策が必要となるため池等の農業水利施設の放射性物質対策を支援した。

令和3年3月時点までに、38件、58,310,185千円（国費45,555,941千円）が配分された。

⑨ 直轄農業水利施設放射性物質対策事業【復興庁計上】[事業実施主体：国]

ため池等の農業水利施設の水質・底質に含まれる放射性物質濃度等の調査を実施した。また、国営請戸川土地改良事業地区内において、営農再開・農業復興の観点から大柿ダム等の農業水利施設の放射性物質対策を実施した。

令和3年3月時点までに、74件、5,714,000千円が活用された。

(4) 農畜産物生産の断念を余儀なくされた避難指示区域等の地域において除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理や作付実証等の営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民の帰還の進捗に応じて切れ目なく支援した。

図表 6-2-10 営農再開面積

営農再開面積(令和3年度末時点)

市町村名	営農休止面積 (平成23年12月末)	営農再開面積										営農再開率
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
川俣町	375	0	0	2	2	5	13	115	149	171	213	56.8%
田村市	893	10	316	493	517	523	524	525	523	507	508	56.9%
南相馬市	7,289	509	725	2,023	1,983	2,881	3,161	3,622	3,841	4,262	4,572	62.7%
広野町	269	9	127	177	195	202	202	209	218	230	209	77.7%
楢葉町	585	0	0	4	5	30	48	85	231	385	389	66.5%
富岡町	861	0	0	1	2	3	5	11	15	30	119	13.8%
川内村	605	0	202	247	288	330	366	367	366	354	363	60.0%
大熊町	936	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
双葉町	723	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
浪江町	2,034	0	0	2	2	3	6	17	39	134	272	13.4%
葛尾村	398	0	0	0	0	6	11	29	41	57	68	17.2%
飯館村	2,330	0	0	0	0	0	9	58	146	446	656	28.2%
原子力被災12市町村合計	17,298	528	1,370	2,948	2,994	3,983	4,344	5,038	5,568	6,577	7,370	42.6%
原子力被災12市町村再開率		3.1%	7.9%	17.0%	17.3%	23.0%	25.1%	29.1%	32.2%	38.0%	42.6%	
福島市※	62	0	20	29	33	40	41	41	42	42	43	68.6%
二本松市※	67	0	48	55	56	59	60	63	63	63	63	93.8%
伊達市※	197	0	90	110	110	110	126	114	116	110	108	54.7%
相馬市※	35	0	26	26	35	35	35	35	35	35	35	100.0%
県合計※	17,659	528	1,553	3,168	3,228	4,227	4,606	5,291	5,824	6,827	7,618	43.1%

※県合計には、原子力被災12市町村以外で、稲の作付制限により営農休止した4市を含む。
※ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

出所) 福島県「令和3年度末時点での再開面積」

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

- ① 福島県営農再開支援事業【復興庁計上】(再掲) [事業実施主体：福島県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等]
 福島県に基金を設置し、避難指示区域等において営農再開を目的として行う一連の取組を農地の除染や住民の帰還の進捗に応じて切れ目なく支援した。
 令和3年3月時点までに、1,066件、15,922,527千円が活用された。
- ② 原子力被災12市町村農業者支援事業【復興庁計上】[事業実施主体：福島県]
 福島県に基金を設置し、原子力災害被災12市町村において、農業者が営農を再開するために必要な農業用機械・施設の導入を支援した。
 令和3年3月時点までに、812件、6,301,399千円が活用された。
- ③ 畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業【復興庁計上】(再掲)
- ④ 福島農業基盤復旧再生計画調査【復興庁計上】[事業実施主体：国、福島県]
 原子力発電所事故に係る避難指示解除準備区域等において、農地・農業用施設や農村集落の被災状況調査を実施し、農業基盤の復旧・整備方針の検討等を行い、復旧・復興を支援した。
 令和3年3月時点までに、263件、9,309,000千円が活用された。
- ⑤ 農山村地域復興基盤総合整備事業のうち農業水利施設等保全再生事業(福島再生加速化交付金)【復興庁計上】(再掲)
- ⑥ 農山村地域復興基盤総合整備事業のうち営農再開支援水利施設等保全事業(福島再生加速化交付金)【復興庁計上】[事業実施主体：福島県、市町村、民間団体]
 避難指示区域等の営農再開に向けて、農業水利施設等の機能維持・回復等を図るために必要となる当該施設の保全や点検、補修等を支援した。
 令和3年3月時点までに、30件、8,079,617千円(国費8,079,617千円)が配分された。
- ⑦ 直轄農業水利施設放射性物質対策事業【復興庁計上】(再掲)
- (5) 他の地域へ移転を希望する被災農家等に対して都道府県や農林水産関係団体等の協力の下、農山漁村における農林水産業関係の雇用、農地や住まい等に関する受入れ情報を被災農家等へ提供した。また、他の地域へ移転を希望する被災農家等と受け入れ可能な農山漁村地域とのマッチングを行うことにより、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を支援した。
 なお、これらの支援を行うに際し、ハローワークを通じた、被災者向け農業求人情報等の提供、就職先のあっせんや、被災農業者の雇用機会を創出するための事業主への支援なども適宜紹介し、活用してもらうことが有効であった。
 また、被災農家が、避難先等で荒廃農地を活用する際に、荒廃農地の再生作業や再生農地における営農活動を支援した。
 具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

- ① 農山漁村被災者受入円滑化支援事業【復興庁計上】(再掲)
- ② 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業【復興庁計上】(再掲)

(6) 風評被害払拭対策について関係省庁と連携しつつ、消費者や食品関係事業者等に対し、放射性物質濃度調査の結果や出荷制限要請等の状況に関する情報や、暫定規制値の考え方、その人体への影響等の正確な知識を提供・発信するとともに、食品関係事業者等に対して科学的・客観的な根拠に基づく冷静な対応を要請した。また、被災地等で生産・製造されている農林水産物等を積極的に消費することによって、被災地の復興を応援しようとする取組を推進した。

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

- ① 福島産農産物等戦略的情報発信事業【復興庁計上】[事業実施主体：福島県]

福島県産農産物等について、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて戦略的かつ効果的にPRを行うことにより、福島県産農産物等に対する正しい理解を促進し、ブランド力の回復を図った。本事業により、もも(平成23年度55%→平成28年度78%)や牛肉(平成23年度78%→平成28年度91%)など、福島県産農林水産物と全国平均との価格差を縮小することができた。また、福島県産品の購入をためらう人の割合は平成25年2月時点の19.4%に対し、平成29年2月時点で15.0%まで減少した。(風評被害に関する消費者意識の実態調査(消費者庁))

平成29年3月までに、6,376,022千円が活用された。

- ② 福島県農林水産業再生総合事業(現：福島県農林水産業復興創生事業)のうち農産物等戦略的販売促進事業【復興庁計上】[事業実施主体：福島県]

平成29年度以降は、福島県農林水産業再生総合事業のうち農産物等戦略的販売促進事業として、福島県産農林水産物等の販売促進、購買意欲を喚起する魅力の発信等を戦略的に実行した。本事業により、フェアやオンラインストア等における売上額の増大や、首都圏の消費者における購入意向の向上を実現した。また、福島県産品の購入をためらう人の割合は令和3年2月時点で8.1%まで減少した。(風評被害に関する消費者意識の実態調査(消費者庁))

令和3年3月時点までに、9,468,311千円が活用された。

- ③ 農産物等消費応援事業【復興庁計上】[事業実施主体：国]

被災地及び周辺地域で生産・加工された農林水産物及びそれらを活用した食品の消費の拡大を促すための情報発信や、民間事業者の被災地応援フェアの開催等官民の連携による取組を推進した。本事業により、首都圏を中心とした消費地において、被災地産食品等を購入した人の割合が増加した。

平成28年3月時点までに、331,000千円が活用された。

(7) 諸外国の輸入規制の強化や日本産食品離れへの対応として相手国政府へ我が国の措置やモニタリング検査結果等の正確な情報提供を行うとともに、現地消費者等に対して関係各省・機関と連携し、メディア等を活用した日本産食品の魅力等のPR等を実施した。さらに、諸外国から要求される原発事故に伴う輸出証明書の発給を、平成25年4月から国で一元的に行うこと

により事業者の負担軽減を図っている。

具体的な予算措置の概要と実績・効果は以下の通りであった。

- ① 輸出倍増プロジェクト等による輸出促進 [事業実施主体：国、JETRO、民間団体等]
JETROとの連携強化を通じた事業者発掘から商談支援に至る総合的なビジネスサポート体制を強化するとともに、農林漁業者や食品事業者等が行うジャパン・ブランドの確立に向けた取組や産地間連携の取組等を支援した。また、輸出拡大に必要な調査等を実施した。
令和3年3月時点までに、17,651百万円が活用された。

- ② 種苗の放射性物質測定体制の強化 [事業実施主体：国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 種苗管理センター]
種苗管理センターにおいて、種苗及びその生産ほ場の放射性物質を測定し、輸出国に科学的なデータを提供した。
令和3年3月時点までに、110件、47,330千円が活用された。

- (8) 牛肉・稲わらからのセシウム検出問題を踏まえた対策肉用牛肥育農家等の経営支援策として、国産牛肉信頼回復対策、肉用牛肥育農家の支援対策、稲わら等緊急供給支援対策を東京電力の賠償を前提に措置するとともに、影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等についての金融機関等への要請、配合飼料代金の支払いが困難な農家に対する支払い猶予の依頼等を実施した。

- ① 国産牛肉信頼回復対策事業 [事業実施主体：食肉流通団体]
汚染稲わらを給与された可能性のある牛肉の処分等への支援として、平成24年6月までに、8団体に対して1億8,000万円を交付し、汚染稲わら給与牛肉157トン全てが焼・埋却された。
- ② 国産牛肥育経営緊急支援事業 [事業実施主体：各県畜産協会等]
汚染稲わらが給与され、全頭検査・全戸検査を実施することとなった肉用牛肥育農家への支援として、平成24年6月までに、約51万3,000頭に対して318億円を交付した。
- ③ 原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業 [事業実施主体：生産者団体]
放射性セシウムによる稲わら等の汚染により、飼料の確保に困難が生じている畜産経営体への支援として、平成26年8月までに、7団体に対して38億円を交付し、牧草等51,274トンが供給された。

4. 今後の課題・対応等

営農再開については、東北を新たな食料供給基地として位置付け、高付加価値生産を取り入れるなど、先進的な農業が行われるよう以下のような支援が行われた。また、復旧事業によりインフラの復旧は相当進展し、営農再開が可能となった。

(1) 販路の開拓

震災からの農地の復旧にはがれき撤去や除塩対策などで少なくとも1年以上を要したため、その間に失われた販路の回復や新商品の開発による新たな販路の開拓が課題となった。

これに対応するため、地方公共団体が主体となって被災地外企業の誘致を進める、被災地外企業との連携により生産者の経営の安定化や地域の雇用機会の創出を図る、地元資源を活用した商品開発、高品質な農産物のブランド化等による付加価値を高めることで新たな販路を開拓する、震災による影響を受けた土地から得られた栽培ノウハウを生かし、新たな事業展開を図る、といった取組が行われた。

(2) 高度化・先進化

被災地の農業が持続的な発展・成長を続け、本格的な復興を実現するためには、多様化する消費者ニーズの変化や市場構造の変革に対応した付加価値の高い商品の開発や新技術の導入により生産性を向上することが課題となった。さらに、ものづくり産業やサービス産業への進出による多角的な事業の展開など、農業経営の高度化・多角化が求められた。これに対応するため、ICT等の先端技術の導入により農作物の安定的・効率的な生産を実現、異業種企業の連携により新たなビジネスモデルを創出、生産のみならず加工・販売事業、飲食事業、観光事業等多角的な事業を展開、異業種と連携した販路の拡大、といった取組が行われた。

一方で福島県の原子力被災12市町村においては、令和3年度末までに営農再開率が43%にとどまっており、引き続き営農再開を支援していく必要がある。

食品産業については、大規模災害の直後においては、国民の生活を維持するために必要不可欠な措置であり、大きな役割が求められる。支援スキームや情報伝達体制については、政府全体で予め構築する必要がある。

東日本大震災においては、原子力発電所事故に伴う出荷制限・自粛だけでなく、風評被害も発生した。特に出荷制限については自治体によって状況が異なることから、それぞれの実情に合わせた事業運営を可能とした。

しかしながら、福島県産品の購入をためらう人の割合は年々減少しているものの、福島県産農林水産物の価格について、一部の品目では震災前の水準まで回復していないことから、引き続き、風評対策を実施していく必要がある。

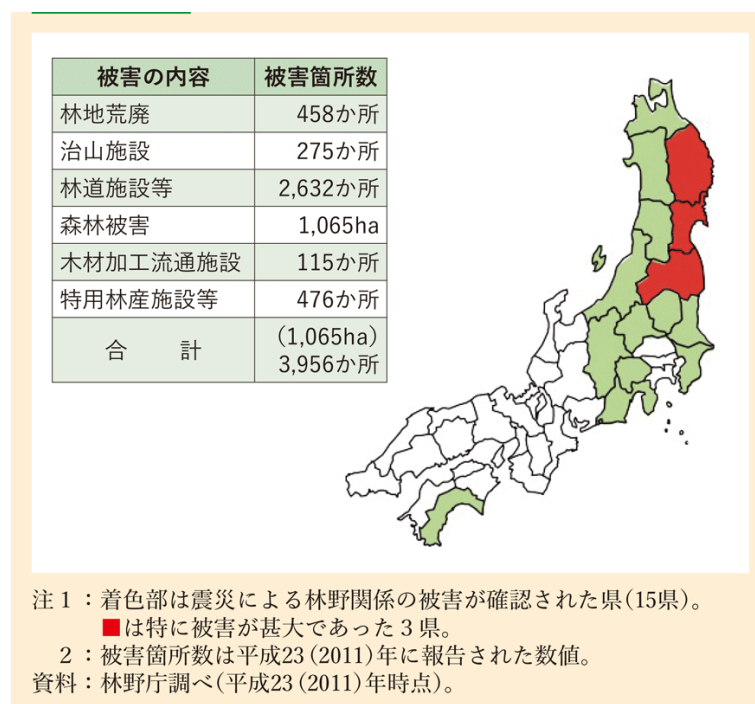
6章 産業・生業の再生

3節 林業・木材産業

1. 被害の概要

青森県から高知県までの15県において、林地荒廃、林野火災、治山・林道施設や合板工場・製材工場といった産業用施設の被害等が発生し、津波により太平洋沿岸部の海岸防災林に被害が発生した。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、環境中に大量の放射性物質が放散され、福島県を中心に広い範囲の森林が汚染され、林業・木材産業に影響を及ぼした。

図表 6-3-1 東日本大震災による林野関係の被害



出所) 令和2年度 森林・林業白書 第V章1.(3) 森林等の被害と復旧・復興
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/R2hakusyo_h/all/chap5_1_3.html (令和5年7月27日閲覧)

図表 6-3-2 林野関係の都道府県別被害状況

都道府県	林地荒廃	治山施設	林道施設等	森林被害	木材加工・流通施設	特用林産施設等	合計	
	箇所数	箇所数	箇所数	面積(ha)	箇所数	箇所数	箇所数	被害額(億円)
青森	1	12	0	0	3	0	16	28
岩手	37	84	483	707	31	195	830	299
宮城	113	97	580	220	42	54	886	1,165
秋田	4	0	0	0	0	9	13	8
山形	3	1	0	0	0	0	4	1
福島	143	27	997	138	31	39	1,237	495
茨城	50	17	202	0	5	22	296	49
栃木	65	2	100	0	1	86	254	31
群馬	7	1	3	0	0	4	15	2
千葉	5	32	1	0	0	6	44	7
新潟	20	1	122	0	0	41	184	28
山梨	2	0	0	0	0	0	2	1
長野	7	1	138	0	1	20	167	41
静岡	1	0	6	0	0	0	7	0
高知	0	0	0	0	1	0	1	0
合計	458	275	2,632	1,065	115	476	3,956	2,155

資料：林野庁調べ(平成24(2012)年3月5日現在)。

6章

産業・生業の再生

東日本大震災による林業の被害は、林地や林道施設等への直接の被害に加え、東北地方の太平洋沿岸地域に位置する大規模な合板工場・製紙工場が被災したことから、これら工場に供給されていた合板用材や木材チップの流通が停滞するなど、間接の被害もあった。

例えば、岩手県では、県内素材生産量のうち約3割が、合板用材として宮古市・大船渡市の合板工場3か所に供給されていたが、これら工場が津波被害により操業を停止したことから、合板用材の流通が滞った。

また、青森県八戸市、宮城県石巻市・岩沼市の製紙工場3か所も、東北地方等で生産される木材チップを大量に受け入れていたが、これら工場も津波被害により操業を停止したことから、木材チップやその原料となるパルプ・チップ用材の流通が滞った。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響により、東日本地域では原木調達が困難になるなど、しいたけ等の生産体制に大きな被害を受けた。

木材産業に関しては、木材加工流通施設115か所や特用林産施設等476か所が被災した。このうち合板工場については、岩手県・宮城県に位置する大規模な工場6か所が被災した。これら工場は、全国における合板生産量の約3割を生産していた。

2. 地震・津波災害からの林業等の復旧・復興

(1) 基本方針

「東日本大震災からの復興の基本方針」において、林業分野については、林業・木材産業の地域の基幹産業としての再生、住宅や公共建築物への地域材利用の推進、木質バイオマスを中心とするエネルギー供給体制の構築等に取り組むこととされた。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における「林業」に関する記述

5 復興施策（3）地域経済活動の再生—④林業

- (i) 林業・木材産業の復興に当たっては、自立した地域の基幹産業として再生する。森林施業の集約化や路網整備を進め持続可能な森林経営の確立を図るとともに、被災した製材・合板製造工場等の再生をはじめ、効率的な木材の加工流通体制の構築を進め、住宅や公共建築物への地域材利用を積極的に推進する。
- (ii) 木質系震災廃棄物を活用した先導的なモデルとして、復興住宅や公共建築物、漁協等の共同利用施設、園芸施設等への熱電併給を推進するとともに、将来的には、未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行することで、環境負荷の少ない木質バイオマスを中心とした持続可能な林業経営・エネルギー供給体制を構築する。

また、青森県、岩手県、宮城県、福島県の各県にてそれぞれ復興方針を策定した。森林・林業・木材産業に関する主な取組方針については、下の図表（図表 6-3-3）の通りである。

図表 6-3-3 被災県による復興方針の策定状況予算

	策定状況	森林・林業・木材産業に関連する主な取組
青森県	平成23(2011)年5月に「青森県復興プラン」を策定。同12月に「青森県復興ビジョン」を策定。	・木材産業施設等の復旧 ・津波減衰効果の大きい海岸防災林の再生と保全 等
岩手県	同4月に「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を策定。同8月に「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定。	・木質バイオマス等の再生可能エネルギーによるエネルギー供給システムの導入促進 ・合板工場等の復旧・整備による木材加工体制の再生 ・防潮林、海岸保全施設の復旧・整備 等
宮城県	同8月に「宮城県震災復興計画(案)」を策定、同10月に県議会で可決。	・復興に向けた木材供給の確保、産業の維持 ・県産材を使用した住宅・公共施設等の建築・復旧への支援 ・海岸防災林等の早期復旧 ・木質バイオマスの有効活用促進
福島県	同8月に「福島県復興ビジョン」を策定。同12月に「福島県復興計画(第1次)」を策定。	・除染とあわせた森林整備の推進 ・県産材の安定供給体制の構築 ・再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利用促進 ・森林等の除染の推進 等

資料：林野庁調べ(平成23(2011)年12月現在)。

平成23年5月2日に成立した第一次補正予算では、344億円が林業関係であった。被災状況の把握・分析、地震や津波で被災した治山施設・林道施設・保安林の復旧整備、山火事被害木の除去・

処理及び復旧造林等を緊急に実施した。

平成23年7月25日に成立した第二次補正予算では、追加で3億円の林業関係の予算が組まれた。

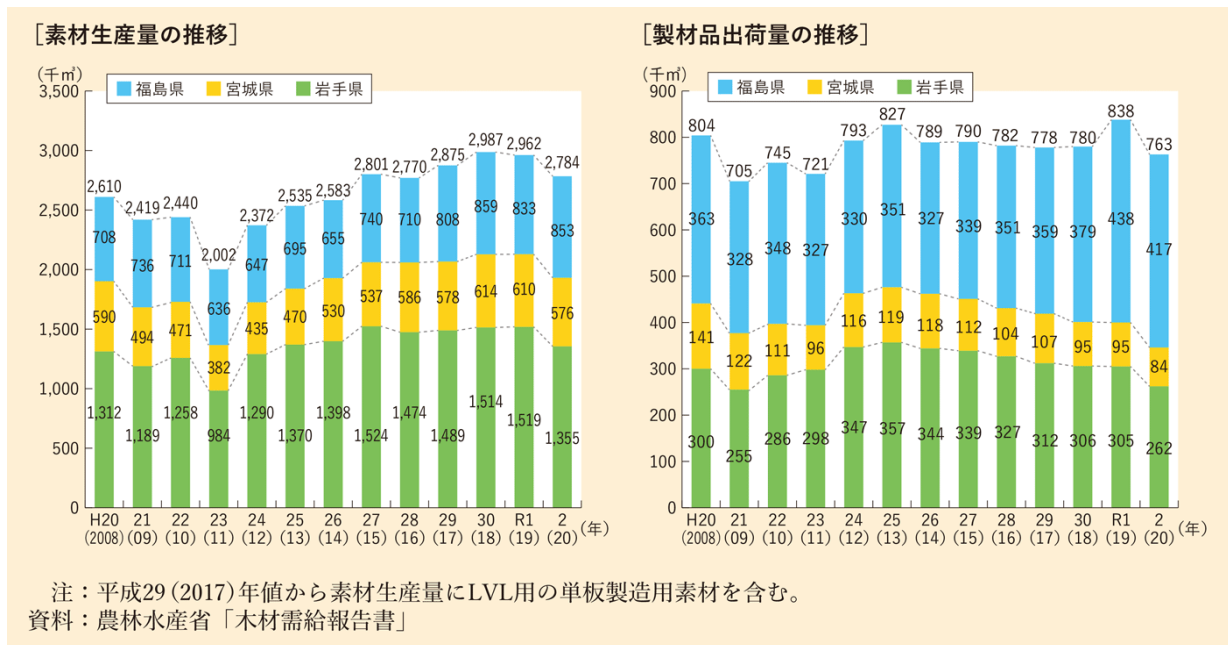
平成23年11月21日に成立した第三次補正予算では、2,359億円の林業関係の予算が組まれた。当該補正予算では、山腹崩壊地等における復旧整備、海岸防災林の復旧・再生、被災した治山施設の復旧に取り組むこととするとともに、被災地等における間伐等の森林施業と路網の機能強化等を実施された。

(2) 復興施策

1) 林業・木材産業の復興支援

林野庁では、平成23年度第一次補正予算（木材供給等緊急対策）及び第三次補正予算（木材加工流通施設等復旧対策）により、被災工場に原木等を出荷する場合等にかかる流通コストに対する支援や、被災した木材加工流通施設の廃棄、復旧及び整備や港湾等に流出した木材の回収等への支援を行った。第一次補正予算による木材加工流通施設の復旧事業は、岩手県と宮城県の木材加工・流通施設11か所で実施され、平成23年7月上旬から被災した施設での製材・合板などの生産が順次再開された。さらに、第三次補正予算による復旧事業は、岩手県、宮城県、福島県及び長野県の木材加工・流通施設36か所で実施され、平成26年3月末までに復旧が完了した。各関係者の復興に向けた取組により、素材生産については、おおむね震災前の水準にまで回復している。

図表 6-3-4 岩手県、宮城県、福島県における素材生産量及び製品出荷量の推移



出所) 令和3年度 森林・林業白書 第V章 1. (3) 林業・木材産業の被害と復旧状況
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r3hakusyo/attach/pdf/zenbun-16.pdf> (令和5年7月27日閲覧)

2) 合板の安定供給

合板については全国生産量の約3割に相当する工場が被災したため、日本合板工業組合連合会が、震災直後から、合板の安定供給に全力を挙げる旨の声明を発出して、非被災工場での増産体制を整備することとした。林野庁では、平成23年3月22日から同年8月までの計5回の「合板需給情報交換会」の開催を行った。このような情報交換会や毎週の合板価格の調査等を通じて、積極的な情報収集・交換・提供を行い、市場の安定化に努めた。これにより、国内における合板生産量は、平成23年3月の16.6万 m^3 から同4月には19.6万 m^3 まで増加し、以後、20万 m^3 /月程度の生産量を維持した。また、針葉樹合板の価格は、同6月には上昇が止まり、それ以降は安定的に推移した。

3) 緊急支援物資の提供

緊急支援物資の提供については、震災発生当日に、関係団体に対して、木炭、煉炭等の供給体制整備を要請し、各地の避難所に木炭・木炭用コンロ等を提供した。東北及び関東森林管理局では、食料搬送用の車両・人員を確保して、避難所への応急用食料の輸送等を支援するとともに、自ら保有する支援物資を取りまとめて、各地の避難所に提供した。

4) 災害復旧用木材安定供給

災害復旧用木材の安定供給については、平成23年3月15日に「災害復旧木材確保対策連絡会議」を開催して、関係団体に、復興用資材の適切な供給確保、全国的な木材需給の安定、計画停電への協力等について要請を行った。

5) 国有林野の活用

震災直後に、被災県等に対して、がれき一時置場や仮設住宅用地として活用可能な国有林野のリストを提供し、被災県等からの要請を踏まえて、海岸林等の国有林野約426haをがれきの一時置場として無償で貸付けた。

また、関係森林管理局から応急仮設住宅用杭丸太約53万本の原木を供給したり、不通となった県道の迂回路として、国有林の林道を提供したりするなど、震災復旧に向けた様々な取組を行った。

6) 新たなまちづくりに向けた木材の活用

震災直後から各県で始まった応急仮設住宅の建設は、各県と災害協定を締結していた(社)プレハブ建築協会に加盟する大手住宅メーカーを中心に進められ、一部は木造で建設された。その後、平成23年のうちに、被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)では、地元の建設業者等を対象として、応急仮設住宅の建設事業者を公募することとした。各県の公募に応じた地元業者が、地域材を用いた仮設住宅の供給に積極的に取り組み、平成25年4月までに被災3県で建設された約5.3万戸の応急仮設住宅のうち25%以上に当たる約1.5万戸が木造で建設された。

東日本大震災における木造応急仮設住宅の供給実績と評価を踏まえて、(一社) JBN・全国工務店協会(当時は(一社)工務店サポートセンター)と全国建設労働組合総連合は、平成23年9月に、「(一社)全国木造建設事業協会」を設立した。同協会では、大規模災害後、木造の応急仮設住宅を速やかに供給する体制を構築するため、各都道府県等との災害協定の締結を進め、同協会では、令和4年10月までに、40都道府県10市と災害協定を締結している。また、災害時の木材供給について、地元の森林組合や木材協会等と協定を結ぶ地方公共団体もみられる。

また災害公営住宅についても、「東日本大震災からの復興の基本方針」では、「津波の危険性がない地域では、災害公営住宅等の木造での整備を促進する」こととしており、木造復興住宅の整備が推進された。地域材を活用した木造復興住宅の建設に向けて、平成23年9月から、国土交通省、林野庁及び(独)住宅金融支援機構のオブザーバー参加の下、(社)宮城県建築士事務所協会を事務局として、被災3県と関係団体等からなる「地域型復興住宅三県(岩手・宮城・福島)官民連携連絡会議」が開催された。同会議では、同12月に、木造復興住宅のモデル的な設計と生産システムに関するガイドラインを策定した。住まいの復興工程表で計画されていた災害公営住宅のうち原発避難者向けの調整中のもの及び帰還者向けを除く2万9230戸の工事が、令和2年度末に完了し、約25%が木造で建設された。

7) 木質バイオマスの活用

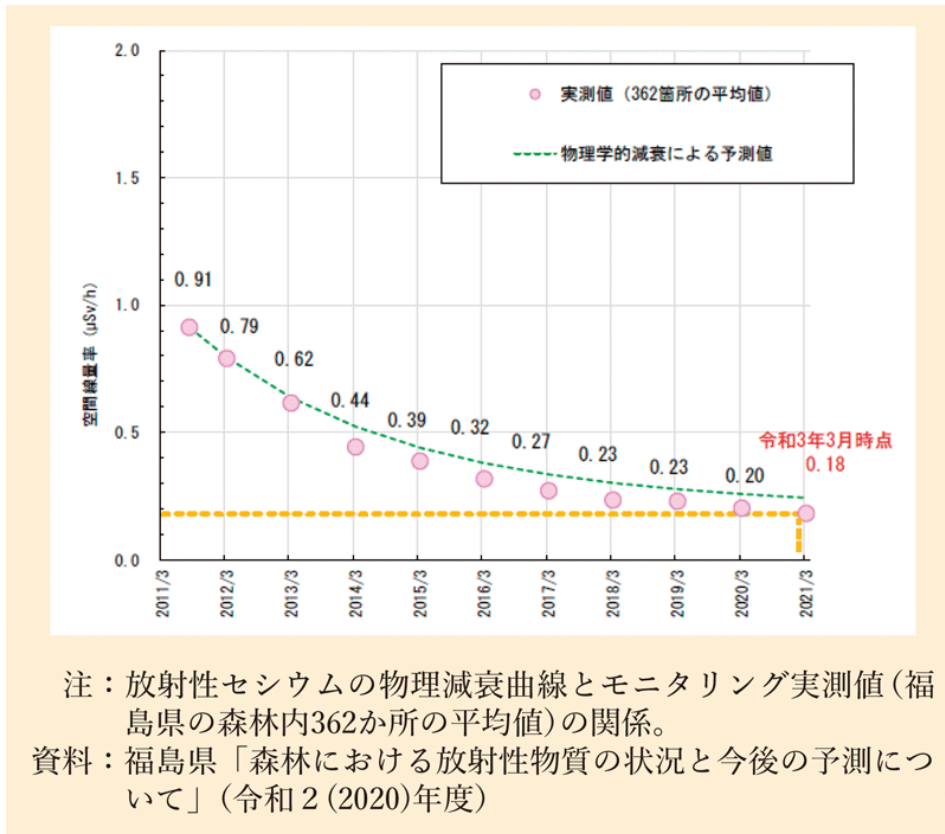
東日本大震災では、地震と津波により、災害廃棄物(がれき)が、13道県239市町村で約2,000万トン発生した。このうち、木くずの量は、約135万トンであった。これらの災害廃棄物の処理が、被災地の復旧の上で大きな課題となった。一方、東京電力福島第一原子力発電所での事故や、地震・津波による火力発電所、水力発電所、変電所、送電設備等の被災により、関東地方を中心に、電力の供給が大きく不足する事態が生じた。このような中、平成23年5月に環境省が策定した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」では、木くずについては、木質ボード、ボイラー燃料、発電等に利用することが期待できるとされた。また、同年7月に政府が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」では、木質系災害廃棄物を活用した熱電併給を推進することとされた。これらを受け、災害により発生した木くずが各地の木質バイオマス発電施設や木質ボード工場で利用された。

木質バイオマスを含む再生エネルギーの活用について、「東日本大震災からの復興の基本方針」では、将来的には未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行するとされるなど、その導入促進も掲げられた。また、平成24年に閣議決定された「福島復興再生基本方針」では、目標の一つとして、再生可能エネルギー産業等の創出による地域経済の再生が位置付けられた。このほか、「岩手県東日本大震災津波復興計画」や「宮城県震災復興計画」においても、木質バイオマスの活用が復興に向けた取組の一つとして位置付けられている。これらを受けて、各県で木質バイオマス関連施設が稼働している。岩手県、宮城県、福島県においては、令和3年9月時点で、主に間伐材等由来の木質バイオマスを使用する発電所21件がFIT認定され、そのうち13件が稼働している。また、木質バイオマスの熱利用については、宮城県気仙沼市や岩手県久慈市で熱供給事業が行われている事例がある。

3. 原子力災害からの復旧・復興

森林内の放射性物質への対策については、平成 23 年度から森林内の放射性物質の分布状況等について継続的に調査を進めているほか、森林の整備を行う上で必要な放射性物質対策技術の実証等の取組を進めている。また、木材製品が安全に供給されるための取組が行われている。

図表 6-3-5 福島県の森林内の空間線量率の推移



出所) 令和3年度 森林・林業白書 第V章2.(1)森林の放射性物質対策
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r3hakusyo/attach/pdf/zenbun-3.pdf> (令和5年7月28日閲覧)

1) 森林内の放射性物質の汚染実態等の調査・分析

森林内の放射性物質による汚染実態等を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとの放射性物質の分布状況等の調査・解析を実施した。調査・解析の結果、原発事故当初には枝葉等に付着していた放射性セシウムが、時間の経過とともに土壌に移行し、現状では9割が土壌中に滞留していること、辺材や心材への放射性セシウム吸収はわずかであること等を把握した。

2) 林業再生対策の取組

森林・林業の再生に向け、放射性物質を含む土砂の流出を防ぐために必要な間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業を実施した。

これまでの成果として、汚染状況重点調査地域等に指定されている福島県内44市町村（既に解除された市町村を含む。）の森林において、公的主体による間伐等の森林整備が行われるとともに、急傾斜地等における表土の一時的な移動を抑制する筋工等の設置を実施した。

令和3年3月末までの実績は、間伐等10,468ha、森林作業道作設1,289kmであった。

図表 6-3-6 林業再生対策の取組の様子



また、平成26年度から、放射性物質の影響によりしいたけ原木等の生産が停滞するなどの影響を受けた7県において、広葉樹林の計画的な再生を図るため、ほだ木等原木林再生のための実証を実施した。

3) 里山の再生に向けた取組

住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせ組み合わせることで、住民が安心して利用できるような環境づくりを推進することを目的として、令和2年度から「里山再生事業」を実施した。

里山再生事業は、平成28年度から令和元年度まで14市町村を対象に実施した「里山再生モデル事業」の成果等を踏まえ、対象地域を福島県内の48市町村に拡大する等し、継続している。

その事業内容は、環境省の事業による除染、林野庁等の事業による森林整備、福島県等の事業による線量測定を組み合わせるものであり、復興庁をはじめとする関係省庁及び福島県が市町村と連携して取り組んでいる

令和4年3月末までに里山再生モデル事業と併せ16市町村・20か所で事業が実施された。

図表 6-3-7 里山再生事業について

○2016年3月に復興庁・農水省・環境省で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、日常的に人が立ち入る里山の再生に向けた取組として「里山再生モデル事業」を実施。
○2020年1月にモデル事業の中間とりまとめを行い、2020年度以降も「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を実施することとした。里山再生事業の詳細は、以下のとおり。

目的	事業内容
<p>住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせ組み合わせることで、<u>住民が安心して利用できるような環境づくりを推進</u>。</p>	<p>以下の3つの構成事業のうち、市町村の要望に応じ、2又は3事業を組み合わせる。</p>
<p>対象</p> <p>対象となる里山</p> <p>住民が身近に利用してきた住居周辺の里山（森林公園・遊歩道・キャンプ場等）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>例：遊歩道</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>例：キャンプ場</p> </div> </div> <p>対象地域</p> <p>除染特別地域及び汚染状況重点調査地域（解除済み含む）のある福島県内の市町村</p> 	<p>除 染</p> <p>○人が日常的に立ち入る場所で、堆積物除去や残渣除去等の除染を実施。</p> <p style="text-align: right;">例：残渣除去の様子</p>  <p>森林整備</p> <p>○間伐などの森林整備と丸太筋工の設置等の放射性物質対策を実施</p> <p style="text-align: right;">例：丸太筋工</p>  <p>線量測定</p> <p>○住民の利用形態を想定した遊歩道等の空間線量率の測定や個人被ばく線量の測定等を実施</p> <p style="text-align: right;">例：歩行サーベイ</p> 
	<p>実施状況</p> <p>○これまでに6市町村・9か所を採択、事業を実施中 ※里山再生モデル事業も含めれば、16市町村・20か所で実施</p>

出所) 里山再生事業（復興庁ホームページ） 概要

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/taskforce/Satoyama-outline.pdf>

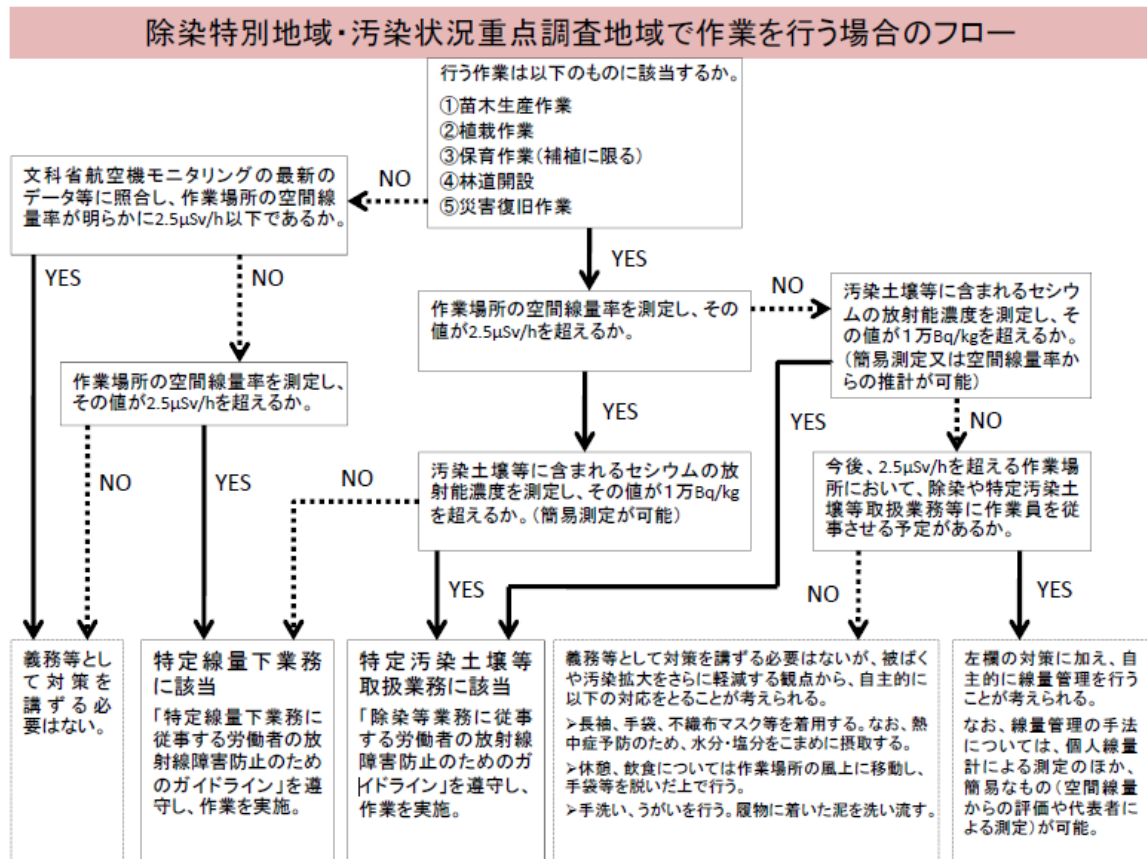
（令和5年7月28日閲覧）

4) 林内作業者の安全・安心対策の取組

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」の改正を受けて、平成24年に「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について（Q&A）」を作成。森林内の個別の作業が特定汚染土壌等取扱業務や特定線量下業務に該当するかどうかをフローチャートで判断できるように整理するととも

に、実際に森林内作業を行う際の作業手順や留意事項を解説した。

図表 6-3-8 除染特別地域・汚染状況上重点計画で作業を行う場合のフロー図



出所) 林野庁 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/pdf/sagyou.pdf> (令和5年7月28日閲覧)

5) 木材製品や作業環境等の安全証明対策の取組

福島県産材に対する放射性物質への影響の懸念から、一部風評被害が発生した。このため、木材(丸太、製材品等)の放射線量を自動で測定(検知)する装置の開発等を実施。

これまでに、丸太や製材品の放射線量を自動で測定(検知)する装置を、福島県内の原木市場や製材工場等に設置した(令和4年12月末時点 自動検知装置43台、非破壊検査装置35台)。

6) 樹皮の処理対策の取組

木材の加工段階で発生する樹皮(以下「バーク」という。)については、燃料や畜産敷料等に有効利用されてきたところであるが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質への影響の懸念から利用されなくなり、工場に一時滞留。このため、事業活動を安定化させ、林産物の流通を推進するため、バーク等の焼却、運搬、仮置き等の費用(東電の損害賠償費)の一時立替支援を実施した結果、バーク滞留量は、ピーク時である平成25年8月には8.4万トンであったものが令和4年5月には1.7千トンへと減少した。また、バーク等の有効利用を促進するため、新たな利用方法への拡大に向けた実証的な取組を実施した。

7) 安全な特用林産物の供給

東京電力第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散は、きのこや山菜等の特用林産物の生産に大きな影響を及ぼしている。きのこ等の食品中の放射性物質については、検査の結果が一般食品の基準値である 100Bq/kg を超え、さらに面的な広がりが見られた場合には、原子力災害対策本部長が関係県の知事に出荷制限等を指示しており、令和5年3月時点で14県196市町村、22品目の特用林産物に出荷制限が指示されている。

林野庁は、原木きのこの安全性を確保するため、放射性物質低減に向けた栽培管理方法の構築やきのこ原木に係る放射性物質の継続的な調査に取り組んできた。

原木きのこの放射性物質低減に向けた取組としては、原木きのこの生産再開に向けて、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」を策定し、全国の都道府県に周知した。出荷制限が指示された地域であっても、同ガイドラインを活用した栽培管理の実施により基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合、地域の出荷制限は残るものの、ほだ木のロット単位での出荷が可能となる。これにより、原木しいたけについては、令和5年3月時点では、6県93市町村で出荷制限が指示されているが、このうち6県66市町村でロット単位での出荷が認められることとなった。

さらに、安全なきのこ等の生産に必要な簡易ハウス等の防除施設や放射性物質測定機器の整備等を支援するとともに、風評の払拭に向けて、きのこ等の特用林産物に関する放射性物質の検査結果や出荷制限・解除の情報等をホームページで発信している。

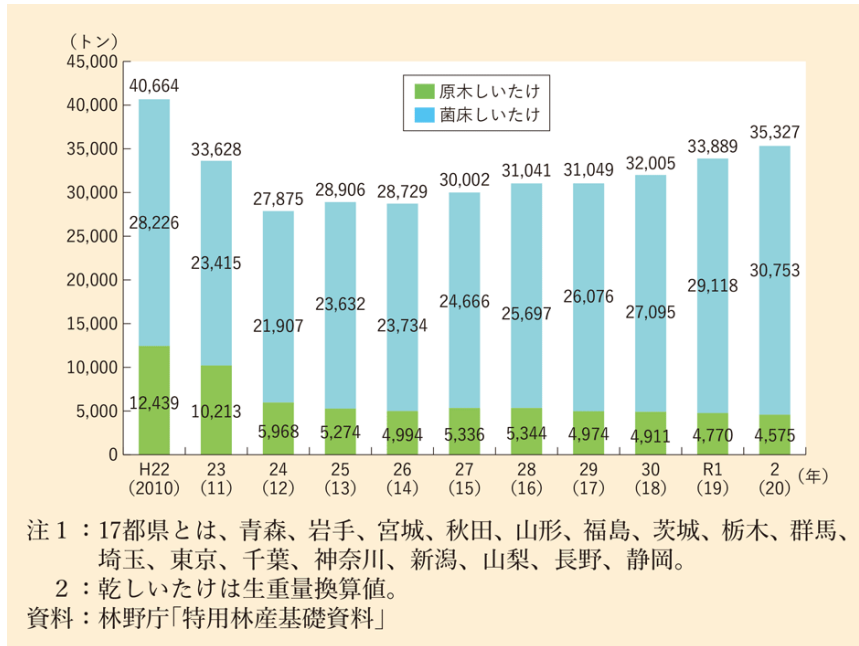
また、きのこ原木等の安定供給に向けた取組としては、きのこ原木は、東日本大震災以前には、福島県の阿武隈地域で生産されていたものが広く全国に流通していたが、放射性物質の影響によりきのこ原木の生産量が大幅に減少し、多くの県できのこ原木の安定調達に影響が生じたことから、林野庁では、きのこ原木の生産・流通関係者、都道府県等で構成された、きのこ原木の安定供給検討委員会を開催し、需要者と供給者のマッチングを行ってきた。近年、マッチングが必要なきのこ原木量は減少傾向にあることから、原木きのこの生産者が原木を調達できることが多くなっていると考えられるが、樹種別に見るとミスマッチが生じている状況にある。

加えて、林野庁では、特用林産物の産地再生に向け、特用林産物施設体制整備復興事業により、生産者の次期生産に必要な生産資材の導入費などを支援している。

これらの取組により、東日本地域におけるしいたけ生産量は、菌床しいたけの生産量はおおむね東日本大震災前の水準にまで回復している一方、原木しいたけの生産量では、令和2年で東日本大震災以前の平成22年の50%以下にとどまっている。

一方、野生きのこ・山菜等については、令和5年3月時点で、野生きのこ、たけのこ等18品目に出荷制限が指示されている。林野庁では、出荷制限の解除が円滑に進むよう、平成27年に「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用」により、具体的な検査方法や出荷管理について関係都県に通知した。さらに、令和3年、原子力災害対策本部が策定する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の一部が改正され、出荷制限区域であっても、県が定めた出荷・検査方針により、きのこ・山菜等を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、非破壊検査により基準値を下回ることが確認できたものは出荷可能となった。令和3年3月にはまつたけ、令和4年3月には皮付きたけのこに適用される旨、厚生労働省から都道府県へ通知された。これにより、宮城県及び福島県内の一部において、まつたけ及び皮付きたけのこの出荷が再開された。

図表 6-3-9 東日本地域（北海道を除く17都県）におけるしいたけ生産量の推移



出所) 令和3年度 森林・林業白書 第V章2.(2)安全な特用林産物の供給
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r3hakusyo/attach/pdf/zenbun-3.pdf> (令和5年7月28日閲覧)

図表 6-3-10 きのこと山菜における出荷制限等の指示が出ている地域

	栽培きのこ類			野生きのこ類			山菜類	
	摂取制限	出荷制限	出荷自粛	摂取制限	出荷制限	出荷自粛	出荷制限	出荷自粛
青森県					▲			
岩手県		▲	▲		▲		▲	▲
宮城県		▲	▲		▲		▲	
秋田県								▲
山形県						▲		▲
福島県	▲	▲		▲	▲		▲	▲
茨城県		▲	▲		▲	▲	▲	
栃木県		▲	▲		▲		▲	▲
群馬県			▲		▲		▲	▲
埼玉県					▲			
千葉県		▲	▲					
神奈川県			▲					
新潟県						▲	▲	
山梨県					▲			
長野県					▲		▲	▲
静岡県					▲			

▲：一部で指示が出されている地域

(令和4年3月31日現在)

4. 今後の課題・対応等

森林においては、放射性物質による影響が長期間に及ぶこととなることから、今後も森林・林業施策の実施に必要な知見として、放射性物質モニタリングや各種実証等により継続的にデータを収集・分析していく必要がある。それらの結果に基づき、森林・林業の再生に向けては、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐために必要な間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業等を引き続き行う。また、里山再生モデル事業については選定した14市町村のモデル地区の全てにおいて、令和2年6月までに事業を完了し、最終とりまとめを実施した。その結果を踏まえ、令和2年度からは「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。さらに、放射性物質の影響により、きのこの等の生産や経営が困難な状況が続いていることから、きのこの等の次期生産に必要な生産資材の導入、放射性物質の測定機器の導入等、特用林産物の産地再生に向けた支援を進める。特に、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を強力に推進する。加えて、木材産業の再生に向けては、依然として空間線量率が高い地域が存在することから、引き続き木材製品に係る安全証明体制の構築等を図り、集成材など県産木材の利用促進を図る。

6章 産業・生業の再生

4節 水産業

1. 水産業被害の概要

地震・津波による水産関係施設の被害額は1兆2,637億円。特に津波被害が大きかった東北3県については、沿岸部の水産業・水産加工業が基幹産業であったことから、宮城県で6,680億円、岩手県で3,973億円、福島県で824億円の被害が生じた（3県で全体の91%を占める。）。

施設別では、養殖施設・養殖物1,335億円、共同利用施設1,249億円の被害が発生した。

このほか、民間企業が所有する水産加工施設や製氷冷凍冷蔵施設等についても約1,600億円の被害が発生した。

図表 6-4-1 東日本大震災の地震・津波による水産関係の被害状況（平成24年3月5日時点）

被害額合計： 1兆2,637億円（うち7道県：1兆2,544億円）

主な被害	全 国		うち7道県	
	被害数	被害額（億円）	被害数	被害額（億円）
漁港施設	319漁港	8,230	319漁港	8,230
漁 船	28,612隻	1,822	28,479隻	1,812
養殖関係		1,335		1,254
（うち養殖施設）		(738)		(719)
（うち養殖物）		(597)		(534)
共同利用施設	1,725施設	1,249	1,714施設	1,247
合 計		12,637		12,544

注：1) 都道府県からの報告を平成24（2012）年3月5日現在で取りまとめたもの。
 2) 「7道県」とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県をいう。
 3) 本表に掲げた被害のほか、民間企業が所有する水産加工施設や製氷冷凍冷蔵施設等に約1,600億円の被害がある（水産加工団体等からの聞き取り）。

出所) 平成23年度 水産白書

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h23/pdf/03_dailshou.pdf（令和5年7月28日閲覧）

水産加工業者の多くは、地元の港に水揚げされる魚介類を加工し、付加価値をつけて出荷・販売することを原点として、その事業を発展させてきた。このため、地域の拠点となる漁港の後背地には、水産加工場が多く立地している。東北地方から関東地方にかけての太平洋側の拠点漁港のうち、八戸、気仙沼、石巻、銚子等では、共同の残さ処理施設、排水処理施設等を有した大規模な水産加工団地が形成されていた。

このように漁港の後背地に所在していた水産加工場では、押し寄せた津波によって工場建屋の流失、浸水による加工機械の破損、冷凍保管されていた原料が停電のために腐敗するといった被害が発生した。水産加工団体等の報告による水産加工施設の被害額は、北海道から千葉県までの7道県で1,639億円となっている。そのうち、宮城県内の施設の被害額が1,081億円、岩手県内の被害額が392億円と突出して高く、これら2県で7道県の被害総額の90%を占めた。

図表 6-4-2 水産加工施設の被害状況

	主な被災状況	被害額 (百万円)	(参考) 加工場数 (漁業センサス)
北海道	一部地域で被害 (半壊4、浸水27)	100	570
青森県	八戸地区で被害 (全壊4、半壊14、浸水39)	3,564	119
岩手県	大半が施設流出・損壊 (全壊128、半壊16)	39,195	178
宮城県	半数以上が壊滅的被害 (全壊323、半壊17、浸水38)	108,137	439
福島県	浜通りで被害 (全壊77、半壊16、浸水12)	6,819	135
茨城県	一部地域で被害 (全壊32、半壊33、浸水12)	3,109	247
千葉県	一部地域で被害 (全壊6、半壊13、浸水12)	2,931	420
計	全壊570、半壊113、浸水140	163,855	2,108

- 注：1) 被害の大きかった7道県の太平洋側の施設について取りまとめたもの。
 2) 被害状況は北海道、青森県、宮城県、茨城県、千葉県は水産加工団体から、岩手県、福島県は県庁からの聞き取り（平成24（2012）年3月5日現在）。
 3) 被害額は水産加工団体からの聞き取り。なお、共同利用施設に係るものも含まれる。

出所) 平成23年度 水産白書

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h23/pdf/03_dailshou.pdf (令和5年7月28日閲覧)

津波は、海底から海面までの全ての海水が巨大な水の塊となって沿岸に押し寄せる現象である。このため、今回の大津波によって各地の浅海域が物理的にかく乱された。また、地震による地盤沈下も著しいことから、藻場や干潟の生態系が大きな影響を受けた。(独)水産総合研究センターと各県の水産関係の試験研究機関が共同で、藻場・干潟の回復状況、沿岸漁場・養殖場の回復状況、有害物質による生態系への影響についての調査を行うなど、関係機関が総合的な分析を行い、状況を把握した。

2. 地震・津波災害からの復旧・復興

(1) 基本方針

被災3県においては水産業・水産加工業が基幹産業であったことから、漁業施設・設備の早期の復旧、漁業・養殖業の早期再開、経営規模の小さな水産加工業の事業再開が、地域経済の再生・復興にとっても重要な課題となった。

水産庁は東日本大震災に対応した現地支援体制の充実を図るため、平成23年4月「復興支援プロジェクトチーム」を設置し、チーム員を被災地に派遣して、被災地の漁業関係者との直接の話し合いを行うことで被災地の現状や復興支援のニーズを把握するとともに、水産関係の復旧・復興対策の周知や各種の助言を行った。

チーム員は、漁業者をはじめ漁業協同組合、産地卸売市場、水産加工団地等の関係者から、被災地の水産業の現状や事業の再開に当たって何が必要となっているのか等、具体的な聞き取りを行い、また、国の支援事業についての説明や申請書類の作成上の留意点についてアドバイスを行うなど、各被災地の状況に応じた対応を行った。

平成23年5月2日、平成23年度第一次補正予算が成立した。このうち、水産関係予算は、総額2,153億円が計上された。さらに、東日本大震災の直近の復旧状況等を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すための経費として7月25日に平成23年度第二次補正予算が成立し、水産関係の予算として198億円が計上された。

第一次補正予算により講じられた水産関係の対策としては、①漁港、漁場、漁村等の復旧、②漁船保険・漁業共済支払への対応（東日本大震災により発生する多額の保険金支払に対応）、③海岸・海底清掃等漁場回復活動への支援（漁業者グループまたは専門業者による漁場のがれき撤去）、④漁船建造、共同定置網再建に対する支援（共同利用小型漁船、共同計画に基づく漁船・共同定置網の導入）、⑤養殖施設、種苗生産施設の再建に対する支援、⑥産地市場、加工施設の再建に対する支援（漁協等が所有する施設の復旧）、⑦無利子資金、無担保・無保証人融資等の金融対策、漁協再建支援が挙げられる。

また、第二次補正予算では、被災した漁業協同組合・水産加工業協同組合等の水産業共同利用施設の早期復旧に必要な機器等の整備支援や水産物の放射性物質調査等の対策が講じられた。

（水産復興マスタープランの策定）

水産庁は、平成23年6月28日、水産の復興について、国や地方が講じる個々の具体的施策の指針となるよう、その全体的な方向性を示した「水産復興マスタープラン」を策定した。同マスタープランでは、水産復興に当たっての基本理念を示すとともに、漁港、漁場、漁船、養殖、水産加工・流通等、水産を構成する各分野の総合的・一体的な復興を推進するといった復興の基本的な方針が示された。

図表 6-4-3 水産復興マスタープランの概要

我が国水産業における被災地域の重要性

- 岩手県、宮城県、福島県では、ほぼ全域で壊滅的な被害。水産関係の被害額は1兆円を超える状況。
- 被災地の水産業の早期復興は、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給を確保するうえでも極めて重要。

復興に向けての基本的な考え方

【復興に当たっての基本理念】

- ① 地元の意向を踏まえて復興を推進する
- ② 被災地域における水産資源をフル活用する
- ③ 消費者への安全な水産物の安定的な供給を確保する
- ④ 漁期等に応じた適切な対応を行う
- ⑤ 単なる現状復旧にとどまらない新たな復興の姿を目指す

【復興の基本的方向】

(1) 沿岸漁業・地域

- ・ 漁業者による共同事業化等により、漁船・漁具等の生産基盤の共同化・集約化を推進
- ・ 民間企業の資本等の導入に向けたマッチングの推進や、必要な地域では地元漁業者が主体の法人が漁協に劣後しない漁業権を取得できる仕組み等の具体化
- ・ 周辺漁港との機能の集約・役割分担等の検討を行い、復旧・復興事業の必要性の高い漁港から着手

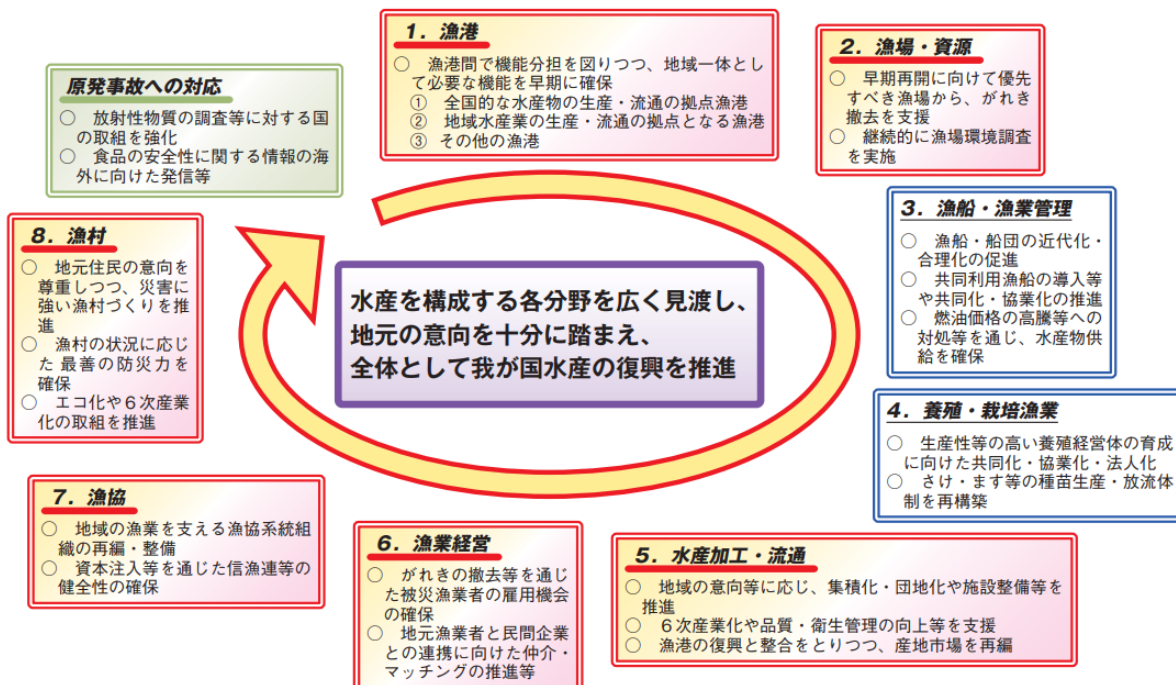
(2) 沖合遠洋漁業・水産基地

- ・ 漁船・船団の近代化・合理化による漁業の構造改革、漁業生産と一体的な流通加工業の効率化・高度化
- ・ 沖合・遠洋漁業の基盤となる拠点漁港については、緊急的に復旧・復興事業を実施するとともに、さらなる流通機能・防災機能の高度化等を推進

出所) 平成23年度 水産白書

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h23/pdf/03_dailshou.pdf (令和5年7月28日閲覧)

図表 6-4-4 水産を構成する各分野を総合的・一体的に復興



出所) 平成23年度 水産白書

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h23/pdf/03_dailshou.pdf (令和5年7月28日閲覧)

(復興基本方針の策定)

「東日本大震災からの復興の基本方針」では、各分野における復興施策が示されており、そのうち水産業については次の施策が挙げられている。

「東日本大震災からの復興の基本方針」(水産業に関する復興施策(抜粋))

- ① 漁船、漁具、養殖施設の復旧、冷凍冷蔵施設等共同利用施設の整備、被災漁業者等によるがれき撤去の取組に対する支援などにより、漁業経営再開、地域水産業の復旧のための支援を実施。
- ② さけ・ます等の種苗生産体制の再構築や藻場・干潟の整備、科学的知見も活かした漁場環境の把握、適切な資源管理により漁場・資源を回復。
養殖業は生産開始から収入を得られるまでに一定期間が必要である等、個々の漁業の特性にきめ細かく対応しながら、安定した漁業経営の実現に向け、漁船・船団の近代化・合理化の促進、経営の共同化や生産活動の協業化を進め、漁業を体質強化。
- ③ 水産加工・流通業は、6次産業化の取組も視野に、漁業生産と一体的な復興を推進。さらに、造船業などの関連産業の復興を支援。
- ④ 漁港については、拠点漁港の流通機能等の高度化、漁港間での機能集約と役割分担の取組を図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保。
全国的な水産物の生産・流通の拠点となる漁港については、流通・加工機能の強化等を推進。
地域水産業の生産・流通の拠点となる漁港については、周辺漁港の機能の一部を補完することに留意しつつ、市場施設や増養殖関係施設等の集約・強化等を推進。
その他の漁港については、漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から事業を実施。
- ⑤ 地域の理解を基礎としつつ、漁業者が主体的に技術・ノウハウや資本を有する企業と連携できるよう仲介・マッチングに努めるとともに、必要な地域では、地元漁業者が主体の法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる特区制度を創設。

出所) 平成23年度 水産白書

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h23/pdf/03_dailshou.pdf (令和5年7月28日閲覧)

(復興の基本方針及びマスタープランを踏まえた水産業復興対策)

平成23年11月21日、平成23年度第三次補正予算が成立した。水産関係では、「東日本大震災からの復興の基本方針」及び「水産復興マスタープラン」に沿った本格的な復興対策として、総額4,989億円の予算が計上されており、①漁船・共同定置網の復旧と漁船漁業の経営再開に対する支援、②養殖施設の再建と養殖業の経営再開・安定化に向けた支援、③種苗放流による水産資源の回復と種苗生産施設の整備に対する支援、④水産加工、流通業等の復興・機能強化に対する支援、⑤漁港、漁村等の復旧・復興、⑥がれきの撤去による漁場回復活動に対する支援、⑦燃油・配合飼料の価格高騰対策、担い手確保対策、⑧漁業者・加工業者等への無利子・無担保・無保証人融資の推進等の対策が講じられている。

さらに、平成24年度予算においても、水産業の経営再開に向けた政策に重点を置いた各種予算事業を展開した。

(水産基本計画における東日本大震災の位置付け)

平成24年3月に閣議決定された水産基本計画では、東日本大震災からの復興の取組を推進すべきことが基本方針の第1に掲げられた。内容は次の通りであった。

・復興の理念

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域は、全国屈指の豊かな漁場に恵まれ、全国の水産物供給において大きな役割を果たすとともに、他の地域の漁船への給油や物資の補給など、他の

地域の水産業も支える様々な機能を有しており、我が国水産業において重要な位置付けにある。

被災地域の水産業の早期復興を図ることは、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給を確保する上でも極めて重要な課題である。

このため、一刻も早い生業の再開に向けて、被災地域で営まれている多様な漁業の特色や被災状況に応じ、人材、予算、ノウハウ等の面から必要な支援を積極的に実施する。また、流通・加工をはじめとする関連分野と一体的に再建し、被災地を新たな食料供給地域として再生するため、本格的な復興への取組を推進する。

被災地域の水産業と漁村・漁港の復興に当たっては、以下の基本理念に基づき取組を推進する。

- ① 地元の意向を踏まえて復興を推進する。
- ② 被災地域における水産資源をフル活用する。
- ③ 消費者への安全な水産物の安定的な供給を確保する。
- ④ 漁期等に応じた適切な対応を行う。
- ⑤ 単なる原状復旧にとどまらない新たな復興の姿を目指す。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した原子力災害による我が国水産物への被害はなお終息せず、安全についての消費者の信頼を損ねている状況を踏まえ、被害の克服に向けて、正面から対策に取り組む。

以上を踏まえ、「東日本大震災からの復興の基本方針」、「水産復興マスタープラン」等で示し実施してきた水産復興の方針が、震災後10年程度を見通した水産施策の中に改めて位置付けられた。

(被災県における復興計画の策定)

被災県においては、それぞれ復旧・復興の計画や指針等を策定し、各県域内で発生した水産関連の被害への対応の方針を明らかにしている。このうち、岩手県、宮城県、福島県の3県の状況をみると、岩手県は平成23年8月11日に「岩手県東日本大震災津波復興計画」を、宮城県は10月18日に「宮城県震災復興計画」をそれぞれ策定している。また福島県は、今後の復興に当たっての基本理念や主要な施策を定めた「福島県復興ビジョン」を8月11日に策定した後、同ビジョンに基づき、震災後10年間の具体的な取組や主要な事業を示す「福島県復興計画（第1次）」を12月28日に策定した。

これら3県の復興計画等において示された水産復興の方向性は、各県が置かれている状況に応じ、それぞれ特徴的なものとなっている。

図表 6-4-5 被災3県の水産復興計画の概要

岩手県、宮城県、福島県の水産復興に関する記述の概要

(岩手県)

- ・計画等の名称：「岩手県東日本大震災津波復興計画」
- ・策定日：平成23（2011）年8月11日
- ・水産復興の方向性
 - ①地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に推進。
 - ②地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進。

(宮城県)

- ・計画等の名称：「宮城県震災復興計画」
- ・策定日：平成23（2011）年10月18日
- ・水産復興の方向性

水産業に関連する生産基盤や関連産業が壊滅的な被害を受け、また、漁業者の高齢化などが進む厳しい状況下においては、これまでの水産業の「原状復旧」は極めて困難。

このため、水産業の復興と発展に向けて、法制度や経営形態、漁港の在り方等を見直し、新しい水産業の創造と水産都市の再構築を推進。

(福島県)

- ・計画等の名称：「福島県復興ビジョン」
- ・策定日：平成23（2011）年8月11日
- ・水産復興の方向性
 - ①地震・津波により被害を受けた漁港、市場などの早期復旧に努め、漁業地域の再生を図るとともに、農林水産物とその加工品の風評被害を払拭するため、安全性のPRと安全を確保する仕組みを検討。
 - ②漁業に関しては、共同利用漁船の導入による経営の協業化や、低コスト生産による収益性の高い漁業経営を進めるとともに、適切な資源管理と栽培漁業を再構築。

資料：各県のホームページに基づき水産庁で作成

出所) 平成23年度 水産白書P.33-34

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h23/pdf/03_dailshou.pdf (令和5年7月28日閲覧)

(被災市町村における復興計画の策定)

被災県内の各市町村においても、県の復興計画等を踏まえ、市町村域内の水産業の復旧・復興に向けた計画を策定している。水産業の復旧・復興においては、漁業・養殖業と水産加工業・流通業が車の両輪として機能することが重要であり、各市町村が策定した復興計画についても、その多くが各地の拠点漁港の魚市場を核として、漁業・養殖業と水産加工業・流通業の復旧・復興を図るとの方針を示すものとなっている。福島県相馬市ではノリの養殖場・カレイ類等の保育場となっている松川浦の復旧のほか、沿岸漁業の操業再開に向けた取組を進めるとともに、共同利用漁船の導入や経営の協業化を進める取組を推進した。

(2) 予算

平成23年度は3回の補正予算により、水産業について約7,340億円の予算を計上した。具体的には、漁船・共同定置網の復旧と漁船漁業の経営再開に対する支援、養殖施設の再建と養殖業の経営再開・安定化に向けた支援、種苗放流による水産資源の回復と種苗生産施設の整備に対する支援、水産加工・流通業等の復興・機能強化に対する支援、といった、漁業者や加工業者に対する施策が

講じられたほか、東日本大震災復興交付金も活用された。

令和2年度については、当初予算として665億円を計上して、必要な支援を引き続き実施している。

(3) 復興施策

前述の通り、水産業の復興については、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「水産復興マスタープラン」を踏まえ、水産基本計画において講ずべき施策として盛り込まれ、実施された。

1) 漁船

漁船勢力の再建に当たっては、適切な資源管理と漁業経営の中長期的な安定の実現を視野に入れながら、省エネ・省コスト・協業化などの収益性の向上を目指した取組の実証成果をベースとして、漁船や船団の近代化・合理化を促進した。

また、共同利用漁船等復旧支援対策事業（予算額392億円）によって、共同利用漁船の導入を引き続き推進するとともに、漁業生産組合制度も活用しながら経営の共同化や生産活動の協業化を進め、経営の一層の効率化を促進した。例えば、宮城県気仙沼市鹿折地区では、平成24年8月に被災した水産加工業者17社が参加し、複数の大手商社が支援する気仙沼鹿折加工協同組合を設立した。工事終了後、水産業共同利用施設復旧整備事業を活用して大型冷蔵施設・海水滅菌施設を整備した。汎用性の高い施設を地区内に整備することで、業務効率化につながるるとともに、施設を共同保有することにより、設備投資の費用が著しく軽減できた。

漁船の隻数については、全国で被害を受けた約2万9,000隻の漁船のうち、漁業者からの要望を踏まえ、平成25年度末までに少なくとも1万2,000隻まで回復させることを目標とした。平成24年度中に目標は達成、令和4年3月末までに約1万9,000隻を復旧させた。

また、定置網については、漁船と同様、共同利用漁船等復旧支援対策事業において、平成27年度末までに、操業再開希望者全員について整備がなされるよう支援した。その結果423件が適用された。

2) 養殖・栽培漁業

養殖業の本格復興に当たっては、被災地域が我が国の養殖生産の主要な拠点であることを踏まえ、現状復旧にとどまらず、他地域のモデルとなる養殖生産地域の構築を推進した。このため、生産性・収益性の高い養殖経営体の育成に向けて、生産活動の開始から収入が得られるまでに一定期間を要するといった養殖経営の特性を踏まえた対策や養殖施設等の再整備を通じて、生産活動の協業化・経営の共同化・法人化等を推進した。また、衛生管理体制の高度化、適正な養殖密度での生産の推進を通じて、消費者に信頼される養殖業を構築した。このような生産活動の協業化・経営の共同化・法人化などにおいては、「がんばる養殖業復興支援事業（基金事業）」を実施し、これまでに75件、981経営体に活用された。当該事業において、例えば、宮城県南三陸町ではカキの養殖筏を減らしても身入りの良いカキを生産し、現在では震災前の生産量、生産額を超える取組となっており、同県女川町では協業化によるギンザケ養殖の取組が行われ、地域の主要な養殖対象種として現在も取り組まれている。

東北地域の増殖対象種の種苗生産・放流体制については、国立研究開発法人水産研究・教育機構宮古庁舎（当時：（独）水産総合研究センター東北水産研究所宮古庁舎）を技術開発の拠点として平成26年3月に再建した。同施設を中核とした効率的・効果的な資源増殖の推進体制を構築した。

栽培漁業については、被災前の資源水準の回復を目指し、被災県の種苗生産施設の復旧を進めるとともに、種苗生産体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等により、令和3年度までにヒラメ・アワビなど延べ29魚種の放流尾数を確保した。

養殖施設については、平成29年6月末に養殖再開希望者全員の施設整備を完了した。

3) 水産加工・水産流通

仮施設や共同利用施設の整備等による水産加工業・水産流通業の早期復旧を推進するとともに、本格復興では、地域のインフラ等の復旧状況や地域の特徴等に応じて、以下の取組を推進した。

- ① 地方公共団体による地盤の整備と水産関連事業の再編立地を組み合わせた水産加工業・水産流通業の集積化・団地化
- ② 水産加工業・水産流通業・製氷業等の水産関連産業と漁業者団体との連携・協力による地域水産業の一体的再生に資する施設整備
- ③ 複数企業が参加する事業協同組合の設立等を通じた新たな共同利用施設の整備

また、全国的な水産物の生産・流通拠点となる漁港の産地市場については、新たな買参人の参入促進等による取引の活性化、品質・衛生管理体制の向上等による流通機能の強化・高度化を推進した。地域水産業の生産・流通の拠点となる漁港の産地市場については、周辺の漁港の機能集約・分担に伴う取扱量の増加も念頭に市場機能の強化等を推進した。

また、水産加工・流通の専門家による事業者の個別指導及びセミナー等の開催を支援するほか、当該指導を踏まえ、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備、放射能測定機器の導入等を支援することにより、被災地の水産加工業の販路を回復することを目的に、以下の事業を実施した。

- ④ 復興水産加工業等販路回復促進指導事業（補助率：定額）

被災地の水産加工品等の販路回復等に向けた個別指導及びセミナー、商談会等の開催、被災地産水産物の安全性をPRするためのセミナー・講習会等の開催を支援。

令和2年度において、個別指導109件等、272,244千円が活用された。

- ⑤ 水産加工業等販路回復取組支援事業（補助率：2/3以内、定額）

個別指導を踏まえ、必要と認められる場合には被災地の水産加工品の販路の回復・新規開拓等に向けた、漁業者、加工・流通業者又はそれらの団体が実施する取組に必要な加工機器の整備、放射能測定機器等の水産物の安全性を確保するための機器の導入、マーケティング等の経費を支援。

令和2年度において、機器整備33件等、708,547千円が活用された。

- ⑥ 加工原料等の安定確保取組支援事業（補助率：1/2以内）

被災地において加工原料を確保するため遠隔地から調達する際の運賃の掛かり増し経費の一

部等を支援。

令和2年度において、3件、9,248千円が活用された。

本格復興に当たっては、漁業者・漁業者団体が自ら生産・加工・販売に取り組む6次産業化や、漁業者と水産加工業・水産流通業との連携強化を推進した。さらに、輸出も視野に入れたHACCPの認定の取得等による市場や加工施設等の品質・衛生管理体制の向上の取組を支援した。例えば、宮城県石巻市では、平成28年、市内の水産加工業者10社で石巻うまいもの(株)を設立、平成30年に「石巻金華茶漬け」シリーズを発売し、その後も「石巻金華釜めし」、「魚醬」などが開発された。こうした商品開発は、各社が持つ製造設備やノウハウ、原材料の情報を共有化しあう「バーチャル共同工場」の仕組みに支えられており、営業面でも10社が共同して販路を開拓するなど、各社の強みが相乗効果を発揮している。また、新商品の開発に当たっては、復興庁の「チーム化による水産加工業等再生モデル事業」（被災地の複数の水産加工業者等が連携して行う商品開発や販路開拓等の先進的な取組に対する支援）も活用した。

4) 漁業経営

漁ろう技術の円滑な承継や次世代の担い手の定着・確保を図るため、被災地域の若手漁業者や漁家子弟が、被災を免れたあるいは新たに導入された漁船や施設を有する他の漁業経営体において、漁業再開までの間、漁業に携わっていく機会の提供を推進した。

地域漁業を将来的に担う経営体の形成や発展を支援するため、共同利用漁船、共同利用施設の新規導入を契機とする協業化、地域営漁組織化や法人化、地域の水産加工業・水産流通業との連携を促進した。このため、共同利用漁船等復旧支援対策事業と水産業共同利用施設復旧整備事業（平成23年度から令和2年度、総予算額1,135億円）749件、735億円が活用された。例えば、宮城県七ヶ浜では、荷捌き施設の整備により計画通りに水揚げ体制が構築でき、水産業の早期復旧に寄与した。

また、省エネ・省コスト・協業化などの収益性の向上を目指した取組の実証成果をベースとする仕組みを通じて、漁船・船団の近代化・合理化を促進した。また、こうした取組に必要な漁船や漁具の取得等に必要な資金の実質無利子、無担保・無保証人での貸付けや、保証料助成、既往債務の負担軽減のための借換資金（負債整理資金）の活用を推進した。このため、水産関係資金無利子化事業、水産関係公庫資金無担保・無保証人事業及び漁業者等緊急保証対策事業について、令和3年3月末時点で3,461件1,526億円の融資（貸付け決定）、4,351件1,402億円の保証引受けに活用された。

資源利用と漁場利用の秩序の確保を図りつつ、地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組みを活用し、宮城県桃浦のかき生産法人に漁業権が免許された。

5) 漁協

漁協系統組織が十分な経営基盤や管理体制を備え、引き続き地域の漁業を支える役割を果たせるよう、組織・事業の再編整備を目指す漁協に対して、再建に必要な資金の借入れについて、負担軽減を行うため、漁協経営再建緊急支援事業（令和3年3月末時点で178件414億円の融資（貸付け決定））を実施した。

また、信用漁業協同組合連合会等の健全性の確保のため、再編強化法を改正し同法に基づき、J

Fマリンバンク支援協会及び農水産業協同組合貯金保険機構より、宮城県漁協に対し所要の資本注入を行い、金融機能の維持・強化を図った。また、被災3県の信用漁業協同組合連合会等の財務状況を見つつ、農林中央金庫等の関係機関を含めて信用事業の再構築策を検討することとした。

6) 漁村

地方公共団体による土地利用方針や復興計画を踏まえ、災害に強い漁村づくりを推進する。具体的には、防災避難訓練の実施、ハザードマップ更新の促進といった取組を推進し漁村の態様や復興状況に応じた最善の防災力を確保することとした。

3. 原子力災害からの復旧・復興

原子力発電所事故により、高濃度の放射性物質を含む汚染水が海洋に流出された。

このため、安全な水産物を供給すべく、海域・湖沼等・水産物に係る放射性物質濃度調査が実施された。また、風評を払拭すべく、水産物の放射性物質に関する調査結果及びQ&Aについて水産庁Webサイト等に掲載することにより、正確かつ迅速な情報提供を行うとともに、被災地産水産物の安全性をPRするためのセミナー等の開催を支援した。

また、汚染水の海洋流出を受けて、福島県沖での操業が自粛された。平成24年6月からは試験操業が始まり、安全性を確認しながら海域・魚種を拡大した。令和3年4月からは本格操業に向けた移行期間という位置付けになっている。

図表 6-4-6 試験操業・販売について

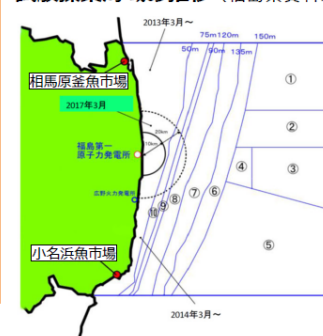
試験操業・販売について

MAFF

試験操業の決定の経緯

- ・福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値（50Bq/kg；自主基準値（国の基準値：100Bq/kg））以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業の漁業種類、対象種・海域を決定
- ・平成24年6月から、底びき網漁船による3種に絞った試験操業・販売を開始（相馬双葉地区）
- ・平成25年10月から、底びき網漁業による試験操業を開始（いわき地区）
- ・平成29年3月から、東京電力福島第一原子力発電所から半径10km～20kmの水域での試験操業を開始。また、順次、各魚市場で入札による出荷を実施し、漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷
- ・令和3年3月までで試験操業を終了。本格操業へ向けた移行期間へと位置づけ、水揚の拡大を図っている

試験操業海域の推移（福島県資料から）

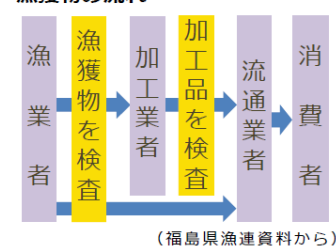


試験操業の漁業種類

出典：「福島県海面漁業漁獲高統計」、「福島県水産要覧」

沖合底びき網漁業	キアンコウ、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ、マダラ、ミスダコ等	
小型機船底引き網漁業	イシカワシラウオ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)、サヨリ等	
貝けた網漁業	ウバガイ、コタマガイ	
機船船びき網漁業	カタクチシラス、マシラス等	
さし網漁業	沿岸流し網漁業	サワラ、ブリ、マサバ等
	固定式さし網漁業	イシガレイ、シロメバル、ヒラメ、マコガレイ等
沿岸はえ縄漁業	アイナメ、スズキ、ヒラメ、マダラ等	
釣り漁業	アイナメ、シロメバル、ヒラメ等	
沖合たこご漁業	シライトマキバイ、ミスダコ、ヤナギダコ等	
沿岸かご漁業（はもかご・どう漁業を含む）	ヒメエソボラ、ヒラツメガニ、マダコ、ミスダコ等	
採貝・採藻漁業（潮水漁業を含む）	ウニ類、アワビ類	
松川浦養殖	アサリ、ヒトエグサ	

漁獲物の流れ



具体的な原発事故の影響の克服については、平成24年3月の水産基本計画に以下の通り盛り込まれた。

1) 水産物の放射性物質調査の徹底による安全な水産物の供給と風評の払拭

安全な水産物を供給していくため、関係県や団体と連携して水産物に含まれる放射性物質が通常レベルに戻るまでの間、水産物における放射性物質調査を継続することとした。

調査結果に基づいて必要に応じ出荷制限や操業の自粛措置を実施するとともに、国内外で生じている水産物の安全性に係る不安の解消が水産業復興に当たっての重要な課題であることから、調査結果を速やかに、かつ、分かりやすく公表するとともに、消費者の不安感の払拭と風評被害の防止

に関係府省等が連携して取り組むこととした。

原発事故を踏まえ、平成23年10月に公表した東日本太平洋における生鮮水産物の産地表示方法により、東日本太平洋において漁獲された生鮮水産物については、設定した7つの生産水域区分等による原産地表示の実施を促進することとした。

さらに、各国が科学的な根拠に基づき冷静な対応をとるよう働きかけを推進するとともに、相手国が求める安全証明書等を引き続き円滑に発行することとした。

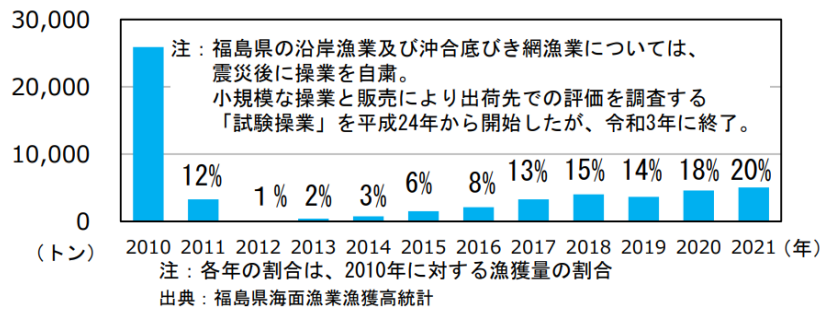
2) 操業の再開に向けた支援

原発事故の影響により、操業が困難となっている水域においては、操業再開に向け、漁業者による漁場のがれき撤去の取組を当面継続して支援することとした。

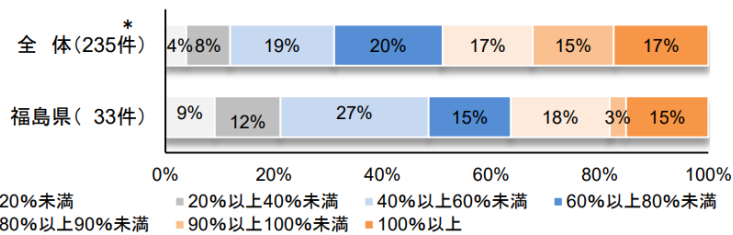
また、水産物の安全を確保しつつ操業を再開する可能性を検討するため、放射性物質調査を集中的に実施することとした。

操業が再開される際には漁業者や養殖業者の経営の合理化や再建に対して支援を行うこととした。

図表 6-4-7 福島県（属地）における沿岸漁業（沖底含む）及び海面養殖業の水揚量



図表 6-4-8 水産加工業の売上げの回復状況



*「全体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 の6県の合計を指す。
出典：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第9回）」

出所) 復興庁「福島の復興・再生に向けた取組」令和4年7月

https://www.reconstruction.go.jp/topics/sozai/20220701_fukushima-hukko-torikumi.pdf (令和5年7月28日閲覧)

4. 今後の課題・対応等

前例のない規模の被害が生じたため、被害実態の把握については国の職員が直接調査する、支援については長期的に取り組む、といった対応が必要となった。なかでも、津波被害が大きかった東北3県の沿岸部は水産業・水産加工業が基幹産業であり、漁業施設・設備の早期の復旧、漁業・養殖業の早期再開、経営規模の小さな水産加工業の事業再開が地域経済の再生・復興にとっても重要な課題となった。

このため、早期復旧のために国の代行による主要漁港の復旧を行う、高度衛生管理に対応した魚市場の整備や耐震強化した岸壁を整備する、国・県の支援制度を迅速に周知し、適切に活用できるようにすることで、早期再開を実現する、漁船シェアリングにより漁の早期再開を実現する、組合のつながりを生かして組合員の団結力を高める、経営規模の小さい水産加工業者は、協業化や組合設立により効率的な経営体制を構築する、大学や研究機関の研究開発の成果を活用して生産性の高い漁業・養殖業を推進する、といった取組が行われた。

また原子力災害については、風評という目に見えない影響を受けて、引き続き、再生への支援が必要であるとともに、被災地の水産業に関する理解を醸成するための取組が必要となっている。

水産業・水産加工業については、地域経済の活性化にとどまらず、我が国の水産業・水産加工業の将来にとっても重要な課題である。被災した漁業者や水産加工事業者は、早期に操業を再開し失った販路を回復することが求められた。さらに、消費者ニーズや水産市場の変化に的確に対応した付加価値の高い新商品の開発を進め、国内外で新たな販路を開拓することが求められた。

このため、「展示商談会」の開催によりこれまで取引関係がなかった事業者との商談機会を拡大する、被災地の商工団体や水産加工業団体の共同開催により地域の水産復興の機運を高める、成長が期待されるアジア市場のニーズに即した商品開発を行い新たな販路を開拓する、災害を機に従来の生産構造を改革し品質を向上させてブランドの価値を高め新たな販路を開拓する、新たな技術を活用して消費者のニーズに対応した高付加価値商品を開発する、消費者ニーズや市場の変化を的確に把握し自社の個性や強みを生かした経営戦略を構築する、といった取組が行われた。

6章 産業・生業の再生

5節 観光業

1. 概要

(1) 集中復興期間の主な取組

平成 23～24 年度にかけては、広域連携観光復興対策事業により、東北地域全体を一種の博覧会場と見立てた「東北観光博」を開催し、官民を挙げた一体的な取組みを実施した。

平成 24～25 年度にかけては、東北地域における旅行需要創出事業により、DESTINATIONとしての東北地域太平洋沿岸エリアの認知度向上及び福島県への旅行需要喚起のため、積極的な広報展開、イベント等の活用、ウェブ等を活用した情報発信、人的・物的交流の促進に資する継続性のある地域主体の取組を支援した。

平成 25～27 年度にかけては、東北地域観光復興対策事業により、東北地域の太平洋沿岸エリアにおいて、地域ごとの復興プロセスに応じた滞在交流促進のための体制づくりや取組を段階的に実施するとともに、地域における滞在プログラムの造成等を支援した。また、福島県における観光関連復興支援事業により、福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業を支援した。

(2) 復興・創生期間の主な取組

東北観光は風評被害の影響により、全国的なインバウンド急増の流れから大きく遅れていた。そのため、平成 28 年を「東北観光復興元年」として、東北観光復興対策交付金の創設など観光復興関連予算を大幅に増額し取組を強化することとした。内閣総理大臣からは「2020 年に東北 6 県の外国人延べ宿泊者数を 150 万人泊とする」という目標が示された（平成 28 年 3 月 10 日）。

また、復興大臣の委任に基づき、平成 28 年 1 月 22 日に「東北観光アドバイザー会議」を設置。平成 28 年 4 月 15 日に提言が復興大臣へ提出され、観光復興関連予算を戦略的かつ効果的に活用し、官民が連携して取組を進めていくため、今後の観光復興の方向性が示された。

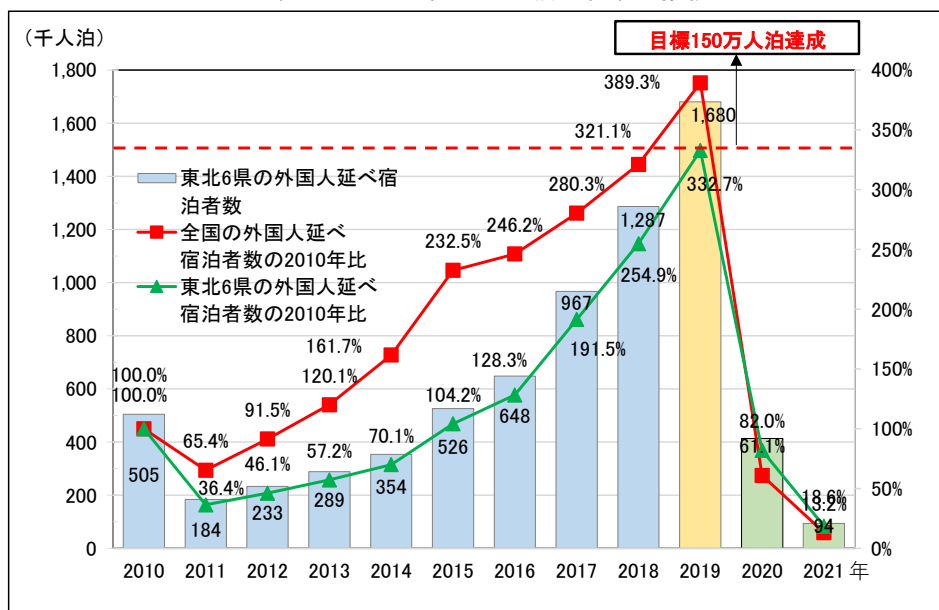
具体的な事業としては、東北観光復興対策交付金、東北観光復興プロモーション、福島県における観光関連復興支援事業、「新しい東北」交流拡大モデル事業などの支援策を講じ、東北の観光復興の加速化に向けて、東北地域が主体となって多言語ホームページの整備、滞在プログラムの開発等の取組を行うとともに、官民が一体となったトップセールスや集中的な訪日プロモーションの実施によって、国際定期便の新規就航やチャーター便の増加、訪日外国人旅行者の誘客に繋がった。

その結果、令和元年の東北 6 県の外国人延べ宿泊者数は震災前の約 3 倍である約 168 万人泊となり、「2020 年に東北 6 県の外国人延べ宿泊者数を 150 万人泊とする」という目標値を上回った。

更に、令和元年度には、令和 2 年のお勧めの旅行先として、『ロンリープラネット』の「Best in Travel 2020」や『ナショナルジオグラフィック』の「Best Trips」に東北が選出された他、『ガーディアン』紙の「2020 年に訪れるべき 20 の場所」において福島県が選出されるなど、海外主要メディアにおいても東北や福島県が旅行先として高く評価された。

なお、復興・創生期間最終年度となる令和2年の外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、被災地を含め全国的に落ち込んでいる。

図表 6-5-1 外国人延べ宿泊者数の推移



出所) データ=観光庁「宿泊旅行統計調査」

注: 従業者10人以上の施設に限る。

2. 東北6県の外国人延べ宿泊者数の増加に向けた取組

(1) 取組の概要

「2020年に東北6県の外国人延べ宿泊者数を150万人泊とする」という目標の実現に向け、東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させるために、東北地方の地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者を呼び込むための取組を支援する「東北観光復興対策交付金」を平成28年度に新設し、令和2年度まで継続して支援した。

交付対象事業については、東北地方の各地方公共団体が策定する東日本大震災からの観光復興の取組に関する計画（観光復興対策実施計画）に基づき実施する事業等とし、観光復興促進調査事業、地域取組体制構築事業、プロモーション強化事業、受入環境整備事業、滞在コンテンツ充実・強化事業など、幅広い支援メニューを設定した。

(2) 主な取組事例

平成28年度の支援事業では、海外での商談会や海外旅行エージェントの招請などのプロモーション強化事業や、交通拠点の多言語化などの受入環境整備事業のほか幅広いメニューを設定しており、観光復興に向けた取組を行った。

平成29年度の支援事業では、北太平洋沿岸に点在する地域資源を訪日外国人旅行者の視点で再編し、広域語り部ガイドの育成や多言語ツールの整備、教育旅行の受入態勢整備を進め、訪日外国人旅行者の東北地方への誘客及び域内での周遊促進を図った。

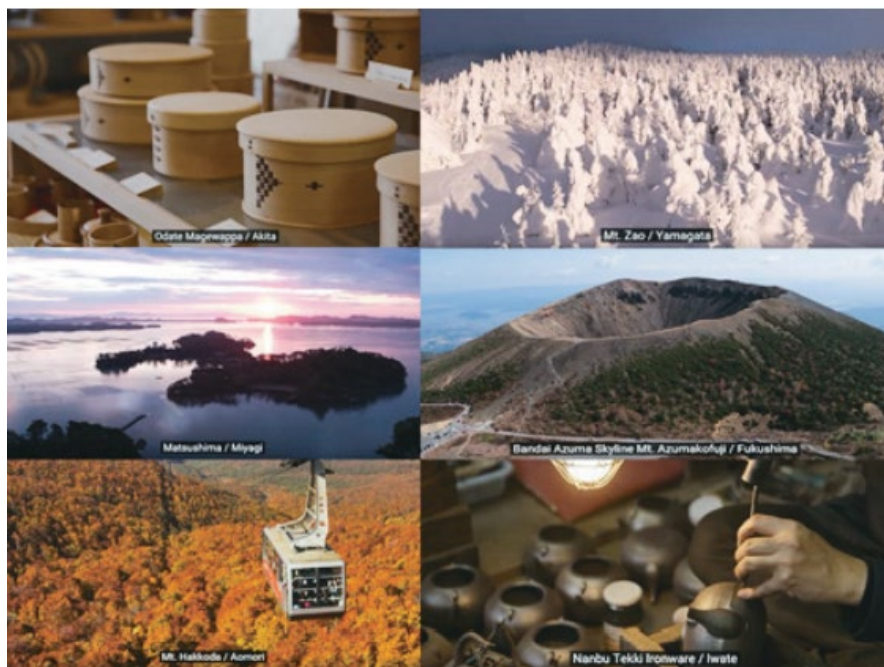
平成30年度の支援事業では、東北の魅力である四季のPR動画を活用し、米国、中国等対象12市場に対し、各市場の特性を合わせた東北の秋や冬の観光コンテンツの動画広告を実施するなど、更なる東北の認知度向上を図ることにより、来訪需要を喚起し、特設サイトへの誘導を行うなど誘客の動機付けに繋げた。更に冬の観光コンテンツ造成を図り、東北ならではの祭り、食等の伝統文化とスノーアクティビティを組み合わせた着地型旅行商品造成等に取り組んだほか、Wi-Fiの整備、多言語表示の整備、キャッシュレス対応といった外国人の受入環境整備を図った。

令和元年度の支援事業では、ラグビーワールドカップ2019日本大会の開催により、多くの旅行者が日本を訪れ、今後も、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会といった国際的なイベント開催が続き、多くの訪日外国人旅行者が見込まれることから、これを契機にインフルエンサー、海外メディア、旅行会社の招請により幅広い層に対して効果的に情報発信を行った。また、依然風評被害が残る太平洋沿岸地域については観光復興に向け、教育旅行関係者を招請し沿岸の復興ツーリズムを通じた情報発信や、メディアの招請による安全情報の発信など、地域の現状について正確に発信することにより東北への誘客促進を図った。

令和2年度の支援事業では、東北地方におけるインバウンド観光については、東日本大震災から10年という節目の年を迎え、新型コロナウイルス感染症収束後の誘客に向けて、滞在日数や観光消費額の拡大を促進するために、東北に行く価値があると訪日富裕層に思わせるためのキラーコンテンツの造成に向けたワークショップの開催、造成した体験プログラムに対して欧米富裕層を扱う旅行会社に視察してもらうFAMトリップの実施等により、富裕層向け旅行商品造成につなげた。また、東北観光復興対策交付金最終年度の総仕上げとして、前年度から同交付金で造成してきた旅行

商品の海外 OTA サイトへの掲載支援及び販促支援を実施したほか、ビッグデータを活用してウェブプロモーションを行うことにより、更なる東北への誘客の促進を図った。

図表 6-5-2 東北6県連携による「デジタルコンテンツプロモーション事業」



出所) 観光庁「平成29年版 観光白書」

3. 海外に向けた東北観光復興プロモーションの実施

(1) 取組の概要

日本政府観光局（JNTO）では、平成28年度から令和2年度にかけて、東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、東北運輸局・東北観光推進機構・東北の地方公共団体及び観光関係者と連携し、JNTOによる東北観光復興プロモーションを実施した。知名度向上、メディアや旅行会社の招請、送客促進を柱とした集中的な訪日プロモーションにより、東北の魅力を強力に発信した。

(2) 主な取組事例

知名度向上の事業では、風評被害の払拭のため、韓国等の著名人を活用して、東北の魅力を「グルメ、自然景観、現地体験」の視点から訴求する動画を制作する等により、SNS等で情報発信を実施した。また、著名人を起用した映像制作等によるBBCワールドニュース等での放送やCNN等でのTVCM及びウェブサイトでの映像配信、デジタル広告等により、欧米豪やアジア各国を対象に認知度向上を図った。

招請事業では、東南アジア6市場（タイ、シンガポール、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム）から1組ずつ有名アーティストを招請し、東北各県の観光魅力の詰まったミュージックビデオを撮影し、東南アジア市場向けに情報発信を行う強い影響力を持つインフルエンサーの招請、海外の有力紙や雑誌等の記者を招請して主要メディアにおける記事掲載による情報発信を行うといったメディアの招請、訪日旅行の販売に力を入れている海外旅行会社を招請しツアー造成を促進するといった旅行会社の招請等の取組を行った。

送客促進の事業では、東北6県内の空港を利用する新規就航及びチャーター便等の航空座席、旅行商品の販売促進に資する共同広告を航空会社、旅行会社と連携して実施した。また、海外の有力なオンライン旅行会社等と連携し、特設ウェブページ制作や販促キャンペーン等を実施した。

その他、東北地域と連携して、東日本大震災からの復旧・復興に際して多くのご支援をいただいた台湾に感謝の意を表すイベント（名称：日本東北遊楽日）を台湾の一般消費者向けに現地において複数年にわたって開催した。また、東北の官民によるトップセールスと連携した一般消費者向けイベントをタイにおいて開催し、東北の自治体・民間団体による魅力発信及びタイ現地旅行会社・航空会社による東北関連旅行商品の販売を行うことで、認知度向上及び東北への送客を促進した。

図表 6-5-3 (山形・出羽三山) 英国人ジャーナリストを福島・山形へ招請し、
精神文化体験をテーマとした映像を制作



出所) JNTO「平成30年度JNTO事業紹介」

4. 福島における観光復興の促進

(1) 取組の概要

福島県は、東日本大震災によって沿岸部を中心に多大な物的被害を被っただけでなく、原発事故に伴う風評被害によって観光関連産業は甚大な被害を被っており、特に、同県における教育旅行の延べ宿泊者数は震災後約2割まで減少するなど影響が大きかった。そのため、福島県ならではの教育旅行プログラムの充実化を図り、県外に向けた強力な情報発信を継続して行っていくことで、福島の現状や教育旅行先としての魅力を全国の教育旅行関係者へ広くPRしていくこととした。また、こうした取組を支える予算事業として、平成25年度には、福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行う「福島県における観光関連復興支援事業」を新設した。これは、教育旅行の支援を含めて、同県が策定した福島県観光関連復興事業実施計画に基づいて実施する滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化、観光復興促進のための調査を支援し、国内外から福島県への誘客を図るものである。

(2) 主な取組事例

平成25～27年度にかけての支援事業では、首都圏キャラバンや誘客イベント等による国内プロモーション、海外の旅行会社・メディアの招請や旅行博出展等による海外プロモーション、被災経験を語り継ぐことができる語り部の発掘・養成、教育関係者の招請や教育旅行のモデルコース造成等による教育旅行の推進等の取組を実施した。

平成28～29年度の支援事業では、DMOや観光素材の発掘・磨き上げに関する専門家の派遣、福島の復興に向け挑戦する「人（団体）」との出会い・語り合いや被災地の視察を通して、福島の「ありのままの姿」に触れる学びのツアーである「復興ツーリズム」の推進といった観光地域づくりの取組を実施した。また、福島県のブランドとなる「日本酒」「花」「温泉」の観光資源を育成・活用し、県内の広域周遊へ誘導する取組等を実施した。

平成30年度の支援事業では、主要駅を発着地とした観光地を周遊できるバスルートの整備や二次交通に関する観光客向け情報発信の強化を通じた二次交通整備のモデル事業の取組、戊辰戦争150周年をきっかけとして幕末の歴史に興味を持つ層に向けた「武士道」「サムライ」をテーマに戊辰戦争ゆかりの地を周遊させる取組等を実施した。

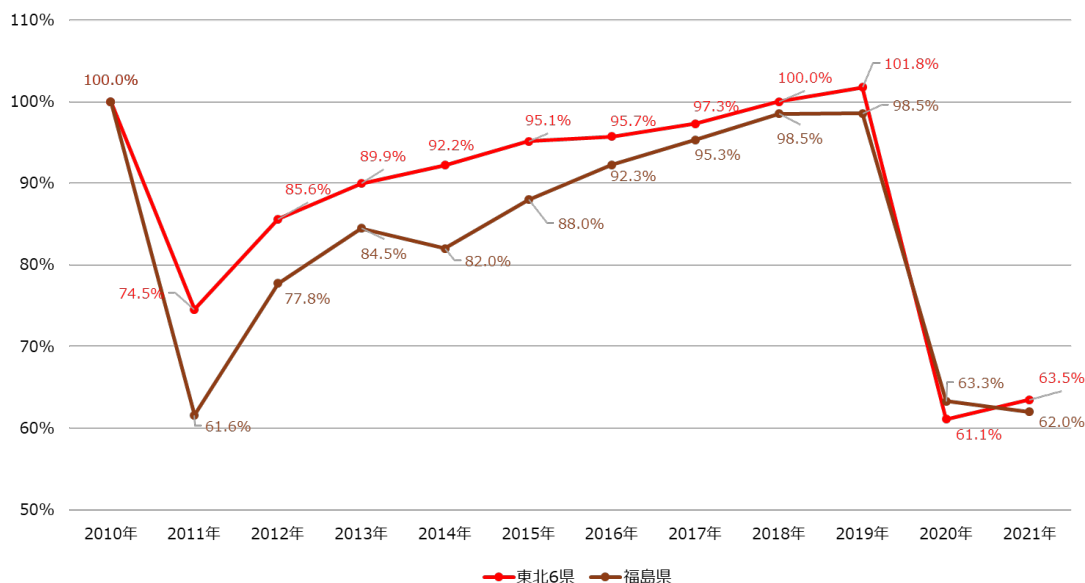
令和元年度の支援事業では、福島県外の教育関係者を対象としたモニターツアーを実施し、ホープツーリズムや学びのテーマに応じた福島ならではの教育プログラムの磨き上げを図る取組を行った。また、ナイトタイムエコノミーの成功事例となるモデルコンテンツの造成を図り、旅マエ・旅ナカの情報発信として個人客へPRするとともに、オリパラ公式旅行会社への商品造成を働きかけた他、酒蔵ツーリズム、フラワーツーリズムやサムライツーリズムの取組を行った。

令和2年度の支援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏の学校及びPTAに対するモニターツアーは未実施となったが、オンラインによる誘致キャラバンを実施し、ホープツーリズムのプログラム支援や現地施設等との調整を一元的に行う総合窓口の設置を行うなど、旅行会社等への教育旅行の誘致の働きかけを行う取組を支援した。また、常磐線の全線開通を契機とした新たなコンテンツの掘起こしによる商品造成により浜通りへの誘客を促進するとともに、県内

各地域が連携して合宿誘致に取り組む受入環境の整備を実施した。

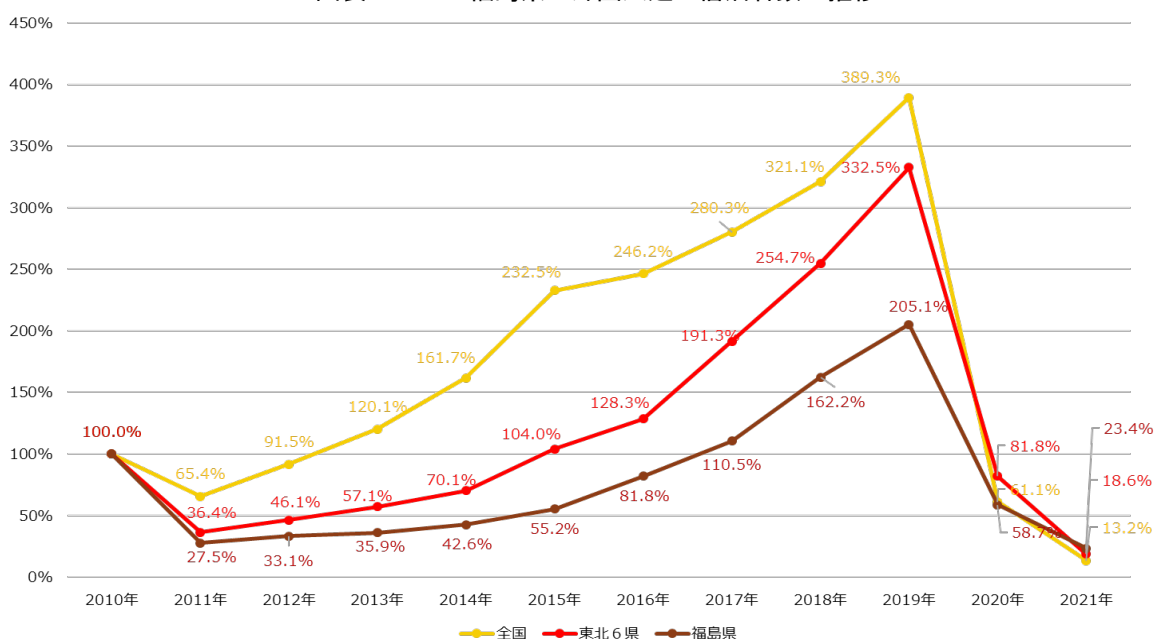
こうした取組等を通じて、福島県の観光入込数（令和元年）は、県内における地域差はあるものの、震災前（平成22年）の水準並みに回復した。その中でも、同県の外国人延べ宿泊者数（令和元年）は、震災前と比べると205.1%まで増加した。ただし、全国の増加率（389.3%）と比べると低い状況がある。また、同県の教育旅行入込数（令和元年度）は、県内における地域差はあるものの、震災前（平成22年度）と比べると72.8%まで回復した。

図表 6-5-4 福島県の観光入込客数の推移



出所) データ＝東北各県の観光入込客統計数値

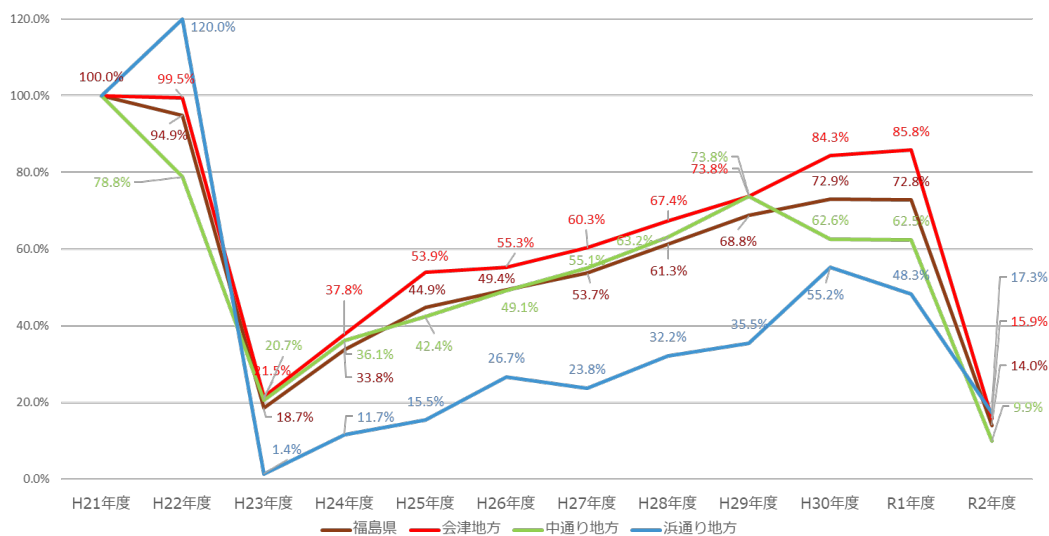
図表 6-5-5 福島県の外国人延べ宿泊者数の推移



出所) データ＝観光庁「宿泊旅行統計調査」

注：従業員数10人以上の宿泊施設を対象。

図表 6-5-6 福島県の地域別教育旅行入込数の推移



出所) データ=福島県教育旅行入込調査報告書

5. 「新しい東北」交流拡大モデル事業

(1) 取組の概要

東北における外国人の交流人口拡大につながる新たなビジネスモデルを民間事業者から公募・選定し、旅行商品の造成・販売等、民間の新たな取組の立上げを支援した。具体的には、下記のような事業を行った。

- ① 外国人旅行者をターゲットとした旅行商品を官民共同で造成し、実際に販売することで市場の評価を通じた実証等を行う。
- ② これらのプログラムの成果や課題を共有する報告会を開催するとともに、国内外のメディアを通じた情報発信を行う。
- ③ 過年度事業の成果について、東北等の様々な関係者に活用しやすい形に整理し、国内外への情報発信を行う。

(2) 主な取組事例

平成28年度には、個人の体験に基づいた情報の発信・拡散を通して風評被害の払拭につなげるため、冬を題材とした東北における統一ブランドの構築や自転車シェアリングの導入等、外国人の交流人口拡大又は受入環境の改善につながる13のビジネスモデル等を立ち上げ、東北が全国のモデルとなる観光先進地を目指す新たな試みに官民が連携して取り組んだ。

平成29年度には、計37件の提案の中から、東北各地の酒蔵訪問を組み込んだ訪日外国人旅行者向けの旅行商品の開発、東北における周遊観光の促進に向けたバス路線の活用等、外国人交流人口の拡大につながる11の提案を選定し、民間の新たなビジネスモデルの立上げを支援した。

平成30年度には、民間企業の提案の中から、東北への外国人の交流人口の拡大につながる9の提案を広域型モデル事業として選定し、また、各復興局主導の地域型モデル事業として、岩手復興局で2、宮城復興局で3、福島復興局で2の提案をそれぞれ選定し、旅行商品の開発等の官民連携したビジネスモデルの立上げに取り組んだ。

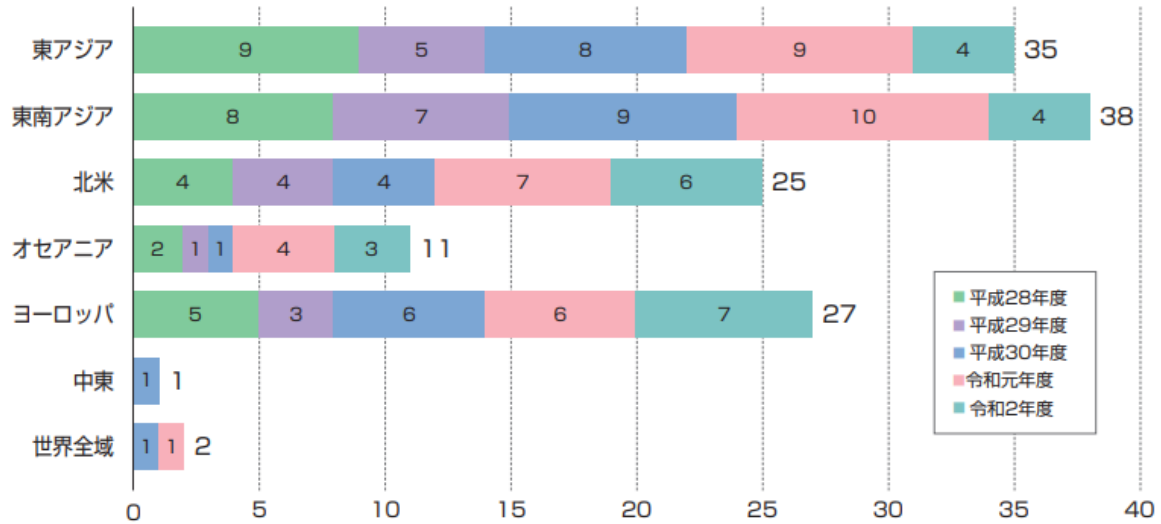
令和元年度には、民間企業の提案の中から、東北への外国人の交流人口の拡大につながる8の提案を普及・展開型モデル事業として、また、岩手復興局で2、宮城復興局で2、福島復興局で3の提案を各復興局主導の地域型モデル事業としてそれぞれ選定し、官民連携でインバウンド向けの旅行商品（プログラム）開発等・販売までを見据えたビジネスモデルの立上げに取り組んだ。

令和2年度には、民間企業の提案の中から、東北の外国人の交流人口の拡大につながる7つの提案をモデル事業として選定し、官民連携でインバウンド向けの商品造成・販売のノウハウの地域への更なる定着・展開と、東北内の事業者が自走する体制づくりを見据えたビジネスモデルの立上げに取り組んだ。

こうした取組を通じて、平成28～令和2年度の5年間で62事業を採択し、計1,063本の旅行商品を造成した。なお、平成28～30年度の事業においては、事業に参画する東北の地元事業者が限られていたことから、令和元年度以降の事業においては、地域の事業者が成功体験・ノウハウを蓄積させ、地域内でインバウンド商品を作り上げる体制を構築できるよう、地域内事業者を中心としたプロジェクトチームの活動を支援するようにした。

また、5年間の事業実施により得られた成果については、東北観光推進機構の「旅東北」ウェブサイトへの掲載、セールスブックの制作、「ビジネスモデル整理・発信 BOOK」の制作を通して情報発信を行った。

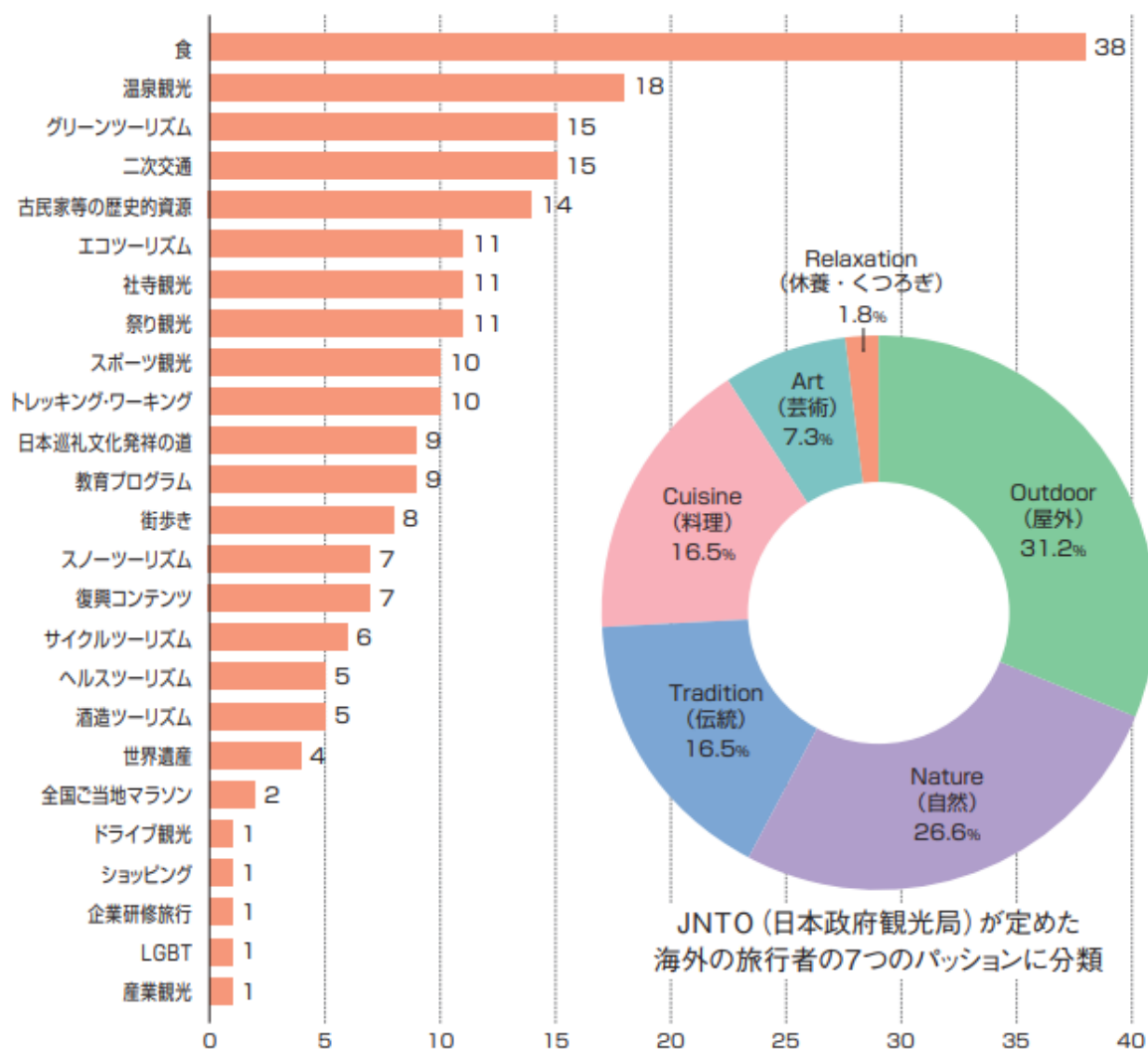
図表 6-5-7 全 62 事業のターゲット市場



平成28年度～令和2年度に実施された「新しい東北」交流拡大モデル事業の全62事業のターゲット市場は、もともと日本への関心度が高く、これまでも外国人観光客が多く訪れていた東・東南アジアを筆頭に、年度が進むにつれて、英語圏やヨーロッパ各国が増えている。

出所) 復興庁「ビジネスモデル整理・発信 BOOK 平成 28 年度～令和 2 年度「新しい東北」交流拡大モデル事業」令和 3 年 3 月
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-19/20210401_businessmodelbook.pdf
 (令和 5 年 7 月 28 日閲覧)

図表 6-5-8 全 62 事業が取り組んだジャンル



「新しい東北」交流拡大モデル事業の全62事業が取り組んだテーマ・ジャンルは、食、温泉観光、グリーンツーリズム、古民家等の歴史的資源など、東北の観光資源を有効に生かしたジャンルが多い。また、レンタカーなどの二次交通を活用した商品が多いことにも注目したい。

出所) 復興庁「ビジネスモデル整理・発信 BOOK 平成 28 年度～令和 2 年度「新しい東北」交流拡大モデル事業」令和 3 年 3 月
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-19/20210401_businessmodelbook.pdf
 (令和 5 年 7 月 28 日閲覧)